

5 大容量空冷式発電機

[対象機器]

- ① 大容量空冷式発電機

目 次

1. 対象機器	1
2. 大容量空冷式発電機の技術評価	2
2.1 構造、材料及び使用条件	3
2.2 経年劣化事象の抽出	22
2.3 高経年化対策上着目すべき経年劣化事象の評価	40

1. 対象機器

玄海3号炉で使用されている大容量空冷式発電機の主な仕様を表1-1に示す。

表1-1 玄海3号炉 大容量空冷式発電機の主な仕様

機器名称 (台数)	仕様 (定格出力×定格回転数) (kVA×rpm)	重要度*1	使用条件		
			運 転	定格電圧 (V)	周囲温度 (℃)
大容量空冷式発電機 (1)	4,000×1,800	重*2	一 時	6,600	約40

*1：機能は最上位の機能を示す

*2：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す

2. 大容量空冷式発電機の技術評価

大容量空冷式発電機は、発電機、発電機付属設備、ガスタービン機関、車両設備及び大容量空冷式発電機用燃料タンク、大容量空冷式発電機付き燃料タンク、大容量空冷式発電機用給油ポンプ、配管等からなる燃料供給設備により構成されている。

本章では、これらの各設備について技術評価を実施する。

大容量空冷式発電機の全体構成図を図2-1に示す。

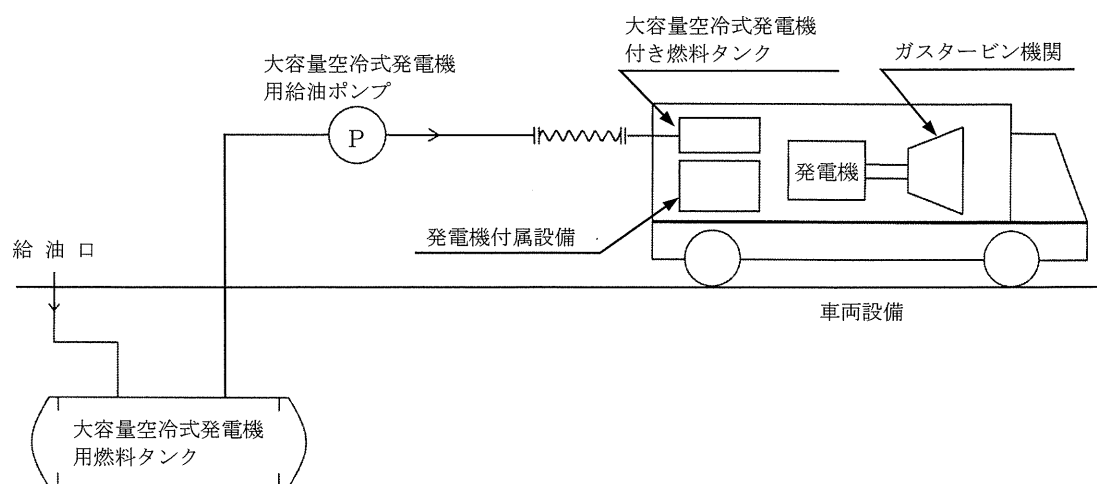


図2-1 玄海3号炉 大容量空冷式発電機 全体構成図

2.1 構造、材料及び使用条件

2.1.1 発電機

(1) 構造

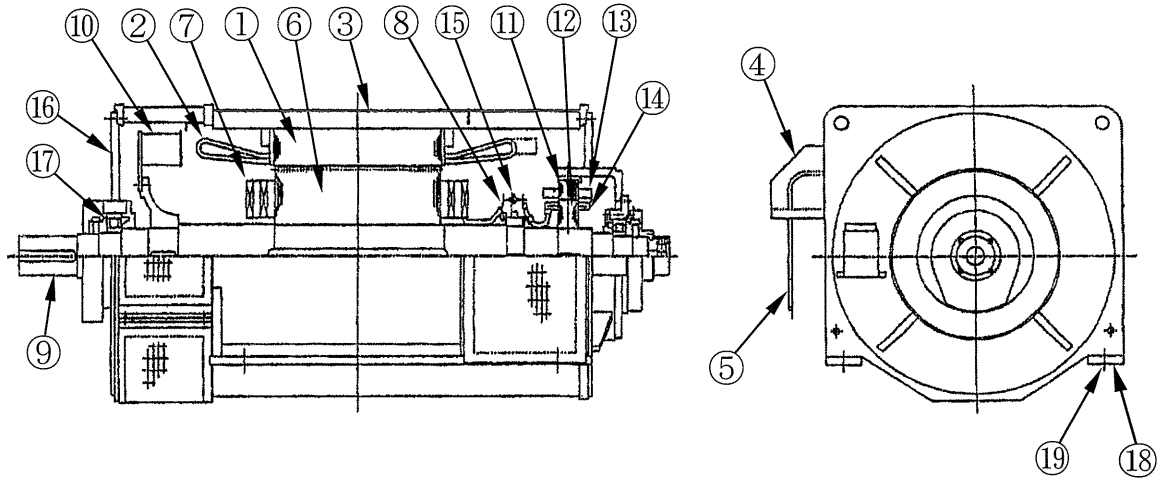
玄海3号炉の大容量空冷式発電機の発電機は、定格出力4,000kVA、定格電圧6,600V、定格回転数1,800rpmの開放屋内形同期発電機である。

また、固定子は固定子鉄心及び固定子巻線により構成され、主回路端子を通じ、外部に電力を供給している。

玄海3号炉の大容量空冷式発電機の発電機の構造図を図2.1-1に示す。

(2) 材料及び使用条件

玄海3号炉の大容量空冷式発電機の発電機の使用材料及び使用条件を表2.1-1及び表2.1-2に示す。



No.	部 位	No.	部 位
①	固定子鉄心	⑪	励磁機固定子鉄心
②	固定子巻線	⑫	励磁機回転子鉄心
③	固定子枠	⑬	励磁機固定子巻線
④	主回路端子	⑭	励磁機回転子巻線
⑤	主回路端子ケーブル	⑮	整流素子
⑥	回転子鉄心	⑯	軸受ブラケット
⑦	回転子巻線	⑰	軸受 (ころがり)
⑧	保護抵抗	⑱	加減板
⑨	シャフト	⑲	取付ボルト
⑩	ファン		

図2.1-1 玄海3号炉 大容量空冷式発電機 発電機構造図

表2.1-1 玄海3号炉 大容量空冷式発電機 発電機主要部位の使用材料

部 位		材 料
固定子組立品	固定子鉄心	珪素鋼板
	固定子巻線	銅、マイカテープ（F種絶縁）
	固定子枠	炭素鋼
	主回路端子	炭素鋼
	主回路端子ケーブル	銅、エチレンプロピレンゴム
回転子組立品	回転子鉄心	炭素鋼
	回転子巻線	銅、アラミド繊維（F種絶縁）
	保護抵抗	消耗品・定期取替品
	シャフト	炭素鋼
	ファン	炭素鋼
励磁機組立品	励磁機固定子鉄心	炭素鋼
	励磁機回転子鉄心	珪素鋼板
	励磁機固定子巻線	銅、アラミド繊維（F種絶縁）
	励磁機回転子巻線	銅、アラミド繊維（F種絶縁）
	整流素子	消耗品・定期取替品
軸受組立品	軸受ブラケット	鋳鉄
	軸受（ころがり）	消耗品・定期取替品
機器の支持	加減板	炭素鋼
	取付ボルト	炭素鋼

表2.1-2 玄海3号炉 大容量空冷式発電機 発電機の使用条件

定 格 出 力	4,000kVA
周 囲 温 度	約40℃*1
定 格 電 圧	6,600V
定 格 回 転 数	1,800rpm

*1：通年の屋外の最高温度を考慮した雰囲気温度

2.1.2 発電機付属設備

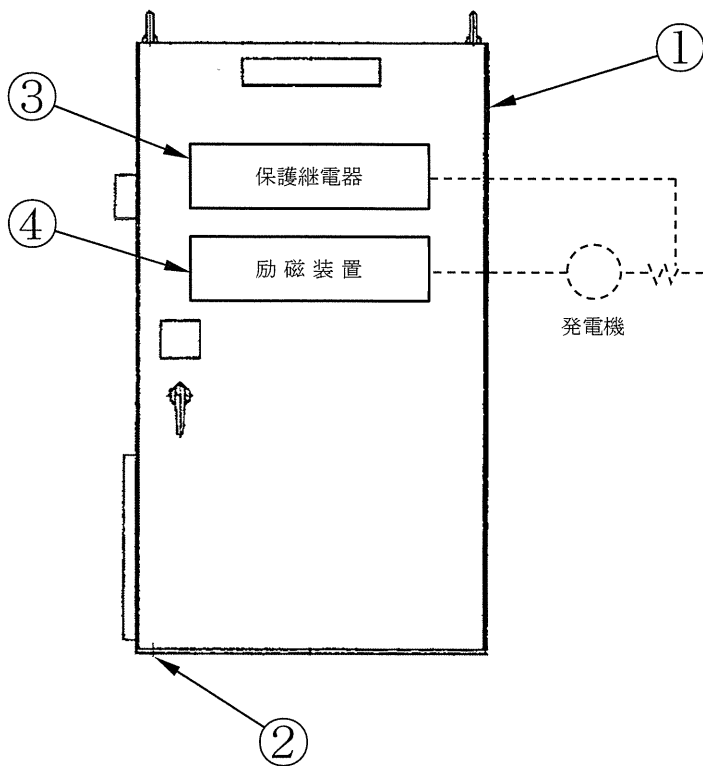
(1) 構造

玄海3号炉の大容量空冷式発電機の発電機付属設備は、制御盤で構成されている。制御盤は、運転操作及び送配電に必要な遮断器、保護装置、計測器等一式を備え、監視及び制御機能を有している。

玄海3号炉の大容量空冷式発電機の発電機付属設備の構成図を図2.1-2に示す。

(2) 使用材料

玄海3号炉の大容量空冷式発電機の発電機付属設備の使用材料を表2.1-3に示す。



No.	部 位
①	筐 体
②	取付ボルト
③	保護継電器
④	励磁装置

図2.1-2 玄海3号炉 大容量空冷式発電機 発電機付属設備 構成図

表2.1-3 玄海3号炉 大容量空冷式発電機 発電機付属設備の使用材料

部 位		材 料
支持構造物	筐 体	炭 素 鋼
	取付ボルト	炭 素 鋼
主要構成機器	保護継電器	消耗品・定期取替品
	励磁装置	消耗品・定期取替品

2.1.3 ガスタービン機関

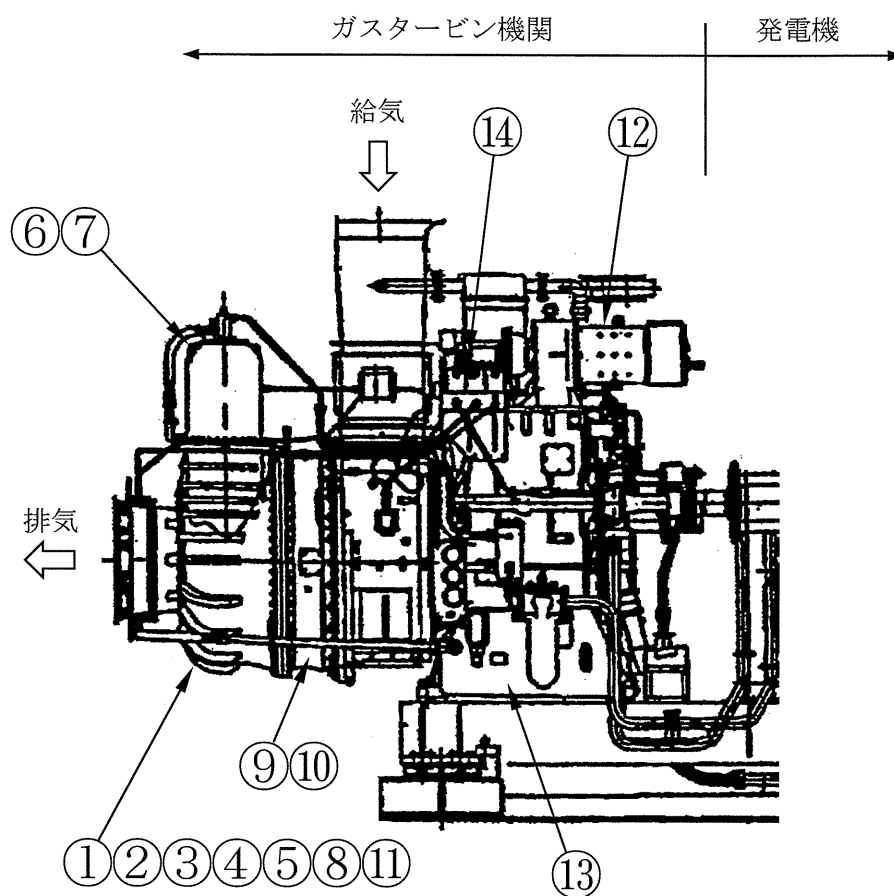
(1) 構造

玄海3号炉の大容量空冷式発電機の駆動装置であるガスタービン機関は、単純開放サイクル1軸式であり、圧縮機により大気から吸込んだ空気を圧縮し、燃焼器にて圧縮空気と燃料を燃焼させて作り出した高温高圧ガスにより、タービンを回転させて動力を得る構造となっている。

玄海3号炉の大容量空冷式発電機のガスタービン機関の構造図を図2.1-3に示す。

(2) 材料及び使用条件

玄海3号炉の大容量空冷式発電機のガスタービン機関の主要部位の使用材料及び使用条件を表2.1-4及び表2.1-5に示す。



No.	部 位
①	タービンケーシング
②	タービンノズル
③	タービンブレード
④	主 軸
⑤	軸受 (ころがり)
⑥	燃焼器ケーシング
⑦	燃焼器ライナ
⑧	スクロール
⑨	圧縮機ケーシング
⑩	圧縮機インペラ
⑪	排気ディフューザ
⑫	電気スタータ
⑬	減 速 機
⑭	燃料制御装置 (調速装置、非常調速装置)

図 2.1-3 玄海 3 号炉 大容量空冷式発電機 ガスタービン機関構造図

表2.1-4 玄海3号炉 大容量空冷式発電機 ガスタービン機関主要部位の使用材料

部 位		材 料
タービンケーシング		鋳 鉄
タービンノズル		コバルト基合金
タービンブレード		ニッケル基合金
主 軸		ニッケル基合金
軸受（ころがり）		消耗品・定期取替品
燃焼器ケーシング		鋳 鉄
燃焼器ライナ		コバルト基合金
スクロール		コバルト基合金
圧縮機ケーシング		鋳 鉄 アルミニウム合金鋳物
圧縮機インペラ		チタン合金
排気ディフューザ		ステンレス鋼鋳鋼
電気スタータ		消耗品・定期取替品
減 速 機	ケーシング	鋳 鉄
	歯 車	低合金鋼
	歯 車 軸	低合金鋼
燃料制御装置 (調速装置、非常調速装置)		消耗品・定期取替品

表2.1-5 玄海3号炉 大容量空冷式発電機 ガスタービン機関の使用条件

回 転 数	タービン主軸	22,000rpm
	出 力 軸	1,800rpm

2.1.4 車両設備

(1) 構造

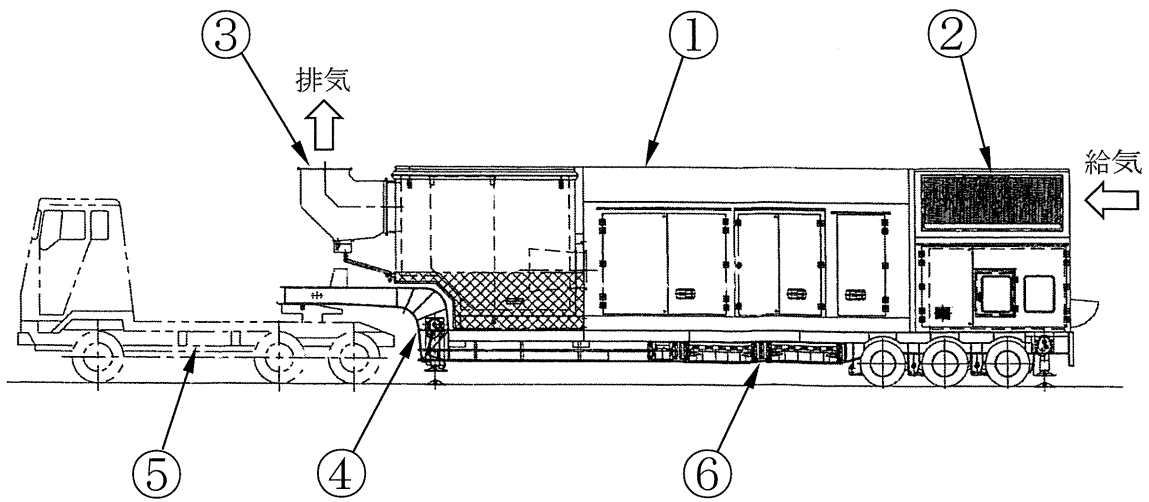
玄海3号炉の大容量空冷式発電機の車両設備は、トレーラ、エンクロージャ等から構成されており、トレーラに搭載された発電設備やガスタービン機関は、鋼板製で吸音材及び遮音材を使用した複合壁であるエンクロージャにより被われ、運転により生じる外部への音を低減するとともに、風雨から隔離された構造となっている。

また、給気や排気は、エンクロージャに取り付けられた給気口又は排気口を通してしている。

玄海3号炉の大容量空冷式発電機の車両設備の構造図を図2.1-4に示す。

(2) 使用材料

玄海3号炉の大容量空冷式発電機の車両設備の主要部位の使用材料を表2.1-6に示す。



No.	部 位
①	エンクロージャ
②	給気口
③	排気口
④	トレーラ
⑤	車 両
⑥	バッテリー

図 2.1-4 玄海 3 号炉 大容量空冷式発電機 車両設備構造図

表2.1-6 玄海3号炉 大容量空冷式発電機 車両設備主要部位の使用材料

部 位	材 料
エンクロージャ	炭 素 鋼
給 気 口	アルミニウム合金
排 気 口	ステンレス鋼
トレーラ	炭 素 鋼
車 両	炭 素 鋼
バッテリー	消耗品・定期取替品

2.1.5 燃料供給設備

玄海3号炉の大容量空冷式発電機の燃料供給設備は、大容量空冷式発電機用燃料タンクから大容量空冷式発電機用給油ポンプを用いてガスタービン機関へ燃料を供給する設備である。

(1) 構造

玄海3号炉の大容量空冷式発電機用燃料タンクは、横置円筒形であり、屋外の土中に埋設されている。大容量空冷式発電機付き燃料タンクは、角形である。

いずれも胴板、鏡板等には炭素鋼を使用しており、燃料油に接液している。

また、大容量空冷式発電機用給油ポンプは、よこ置歯車式である。

ポンプの主軸、従動軸、駆動歯車及び従動歯車には炭素鋼、ケーシングには铸铁、ケーシングカバーには低合金鋼を使用しており、燃料油に接液している。

電動機は、全閉外扇かご形三相誘導電動機（低圧ポンプ用電動機）であり、ポンプの主軸に軸継手を介して設置している。

玄海3号炉の大容量空冷式発電機の燃料供給設備の構造図を図2.1-5～図2.1-8に示す。

(2) 材料及び使用条件

玄海3号炉の大容量空冷式発電機の燃料供給設備の主要部位の使用材料及び使用条件を表2.1-7及び表2.1-8に示す。

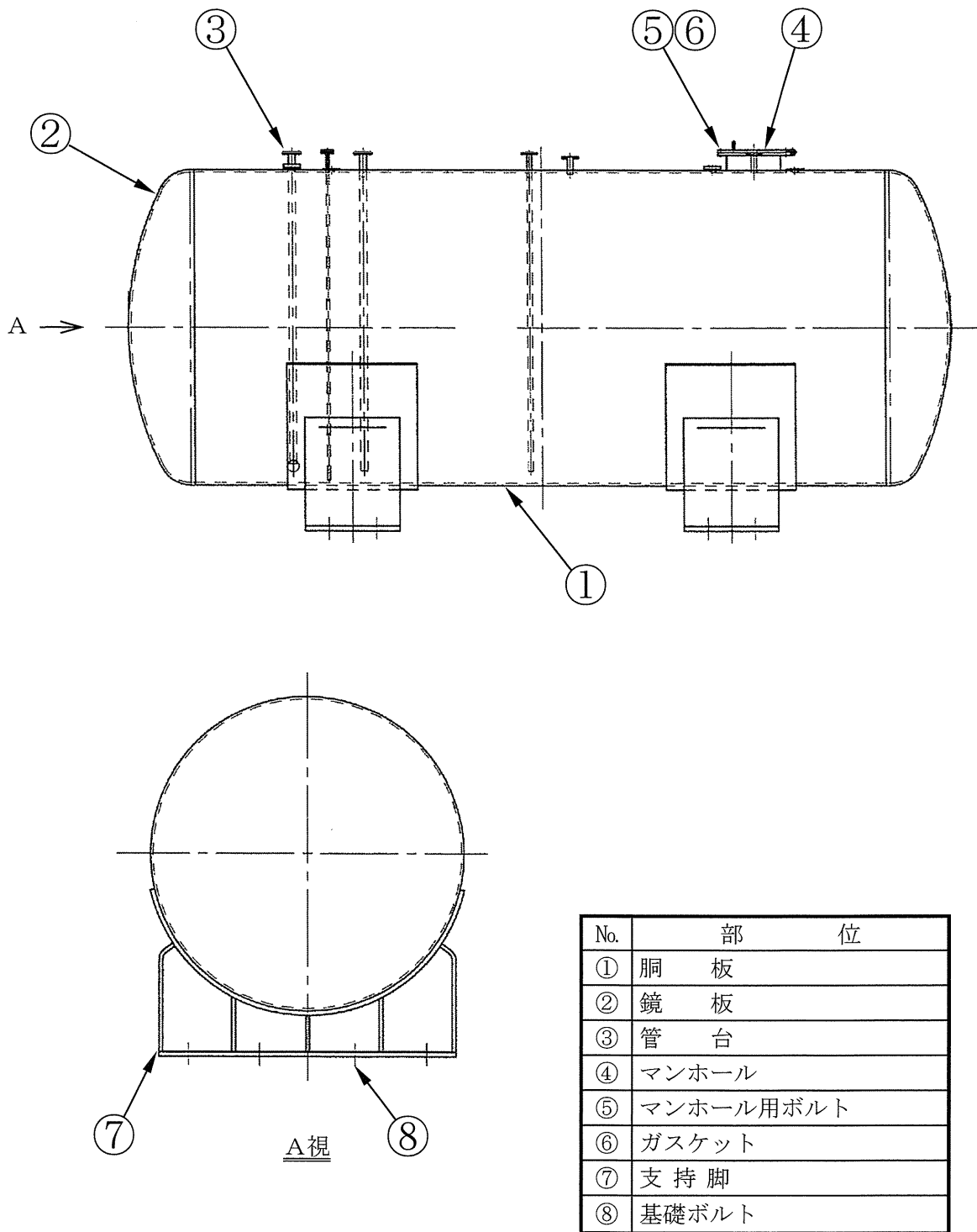
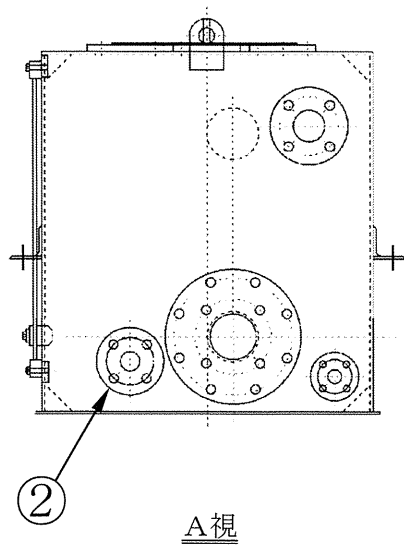
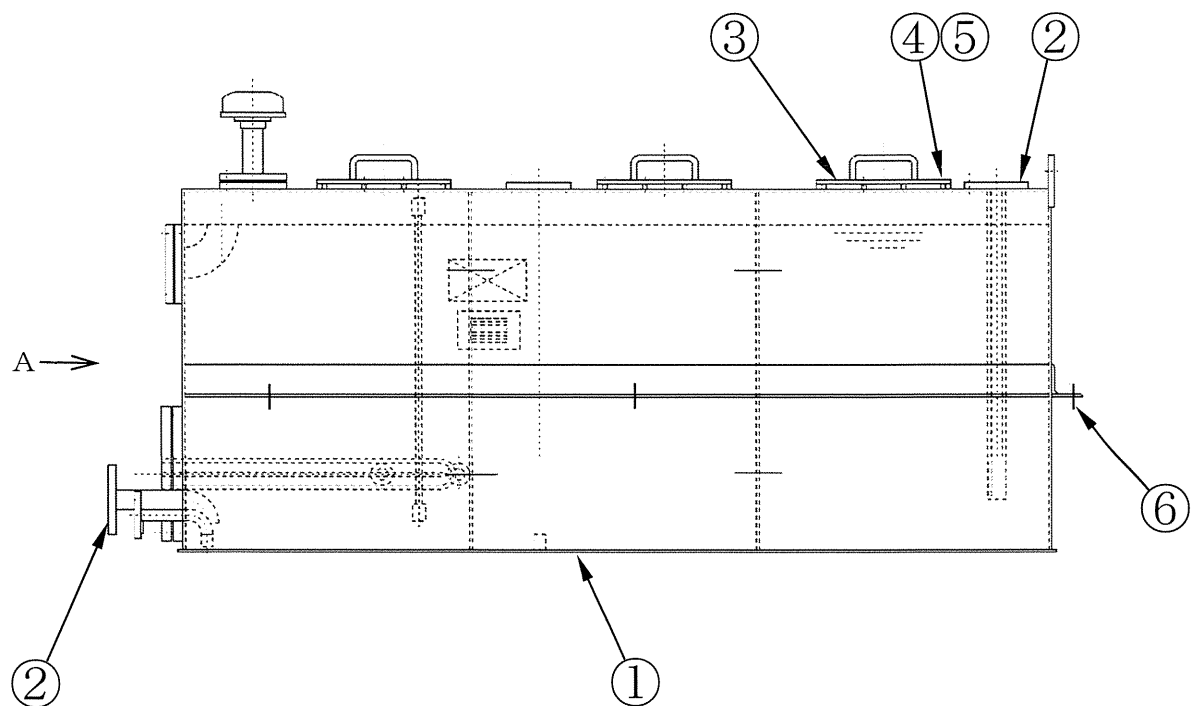
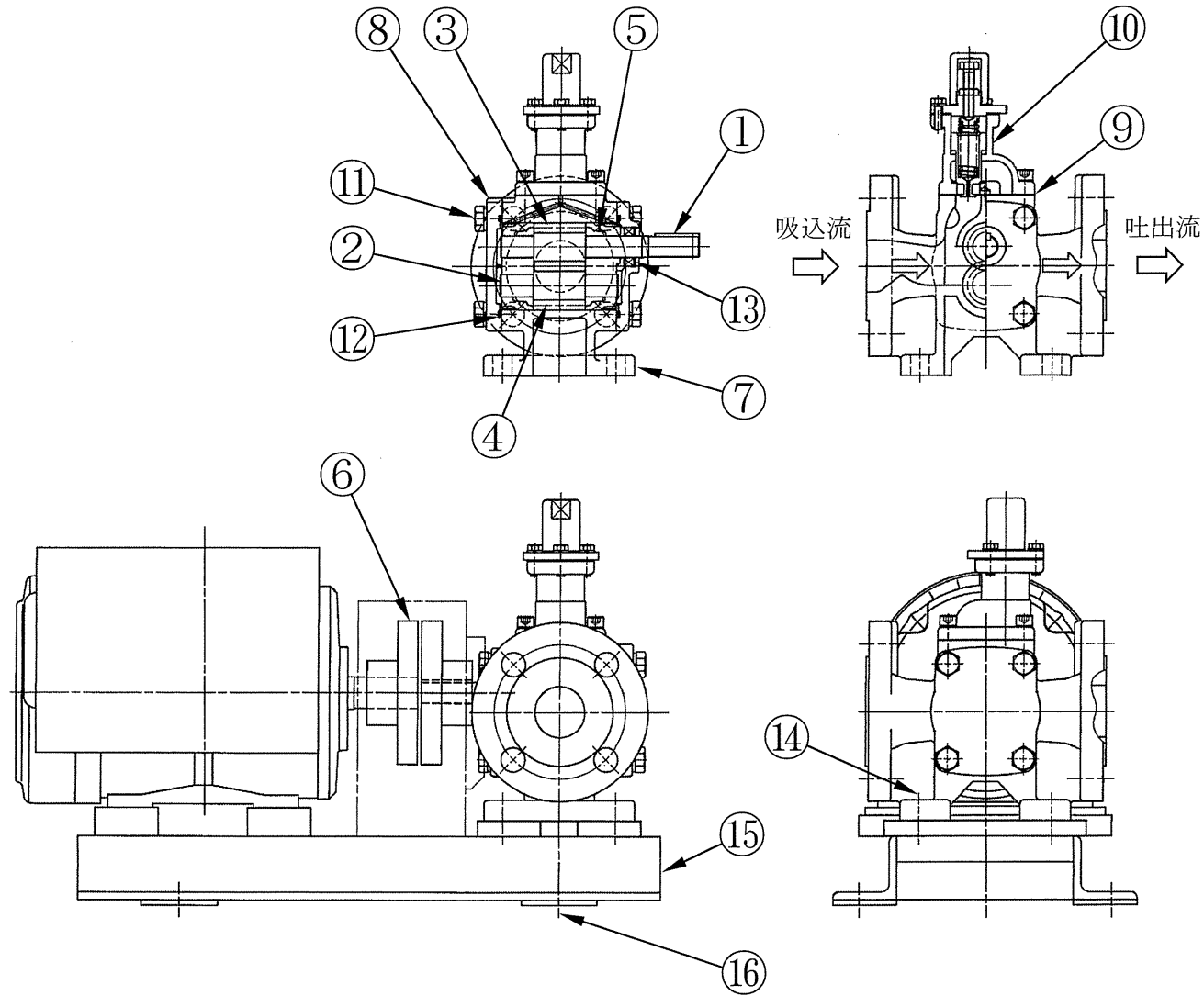


図2.1-5 玄海3号炉 大容量空冷式発電機 大容量空冷式発電機用燃料タンク構造図



No.	部 位
①	胴 板
②	管 台
③	マンホール
④	マンホール用ボルト
⑤	ガスケット
⑥	取付ボルト

図2.1-6 玄海3号炉 大容量空冷式発電機 大容量空冷式発電機付き燃料タンク構造図



No.	部 位
①	主 軸
②	従 動 軸
③	駆動歯車
④	従動歯車
⑤	軸受 (すべり)
⑥	軸 継 手
⑦	ケーシング
⑧	ケーシングカバー
⑨	ガスケット
⑩	リリーフ弁
⑪	ケーシングボルト
⑫	Ｏリング
⑬	オイルシール
⑭	取付ボルト
⑮	台 板
⑯	基礎ボルト

図2.1-7 玄海3号炉 大容量空冷式発電機 大容量空冷式発電機用給油ポンプ構造図

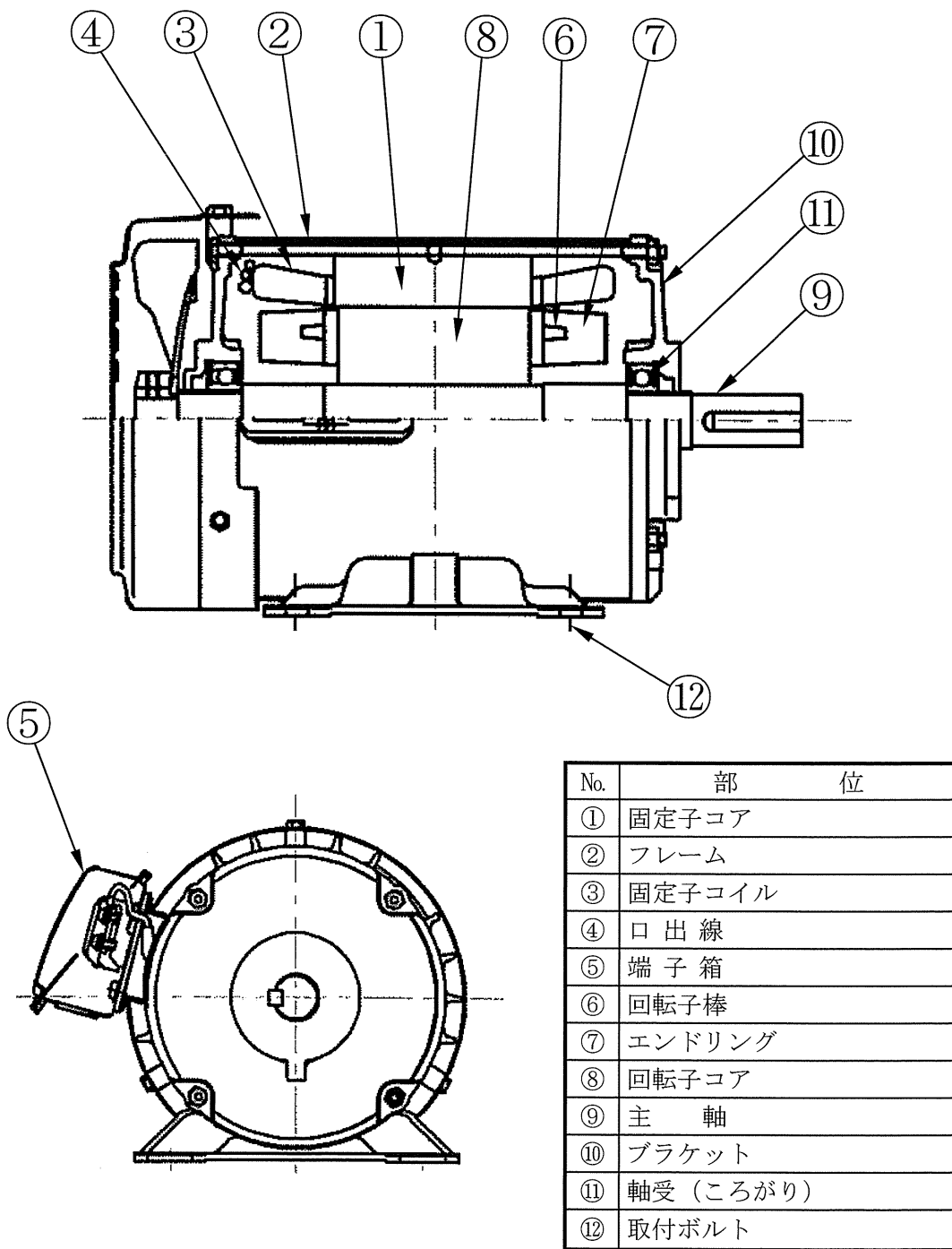


図2.1-8 玄海3号炉 大容量空冷式発電機 大容量空冷式発電機用給油ポンプ
電動機構造図

表2.1-7(1/2) 玄海3号炉 大容量空冷式発電機 燃料供給設備主要部位の使用材料

部 位		材 料	
大容量空冷式発電機用 燃料タンク	胴 板	炭 素 鋼	
	鏡 板	炭 素 鋼	
	管 台	炭 素 鋼	
	マンホール	炭 素 鋼	
	マンホール用ボルト	低合金鋼	
	ガスケット	消耗品・定期取替品	
	支持脚	炭 素 鋼	
	基礎ボルト	低合金鋼	
大容量空冷式発電機付 き燃料タンク	胴 板	炭 素 鋼	
	管 台	炭 素 鋼	
	マンホール	炭 素 鋼	
	マンホール用ボルト	炭 素 鋼	
	ガスケット	消耗品・定期取替品	
	取付ボルト	ステンレス鋼	
	取付ボルト	ステンレス鋼	
大容量空冷式発電機用 給油ポンプ	主 軸	炭 素 鋼	
	従 動 軸	炭 素 鋼	
	駆動歯車	炭 素 鋼	
	従動歯車	炭 素 鋼	
	軸受 (すべり)	消耗品・定期取替品	
	軸 継 手	炭 素 鋼	
	ケーシング	鋳 鉄	
	ケーシングカバー	低合金鋼	
	ガスケット	消耗品・定期取替品	
	リリース弁	本 体	鋳 鉄
		ば ね	ピアノ線
	ケーシングボルト	炭 素 鋼	
	Ｏリング	消耗品・定期取替品	
	オイルシール	消耗品・定期取替品	
	取付ボルト	炭 素 鋼	
	台 板	炭 素 鋼	
	基礎ボルト	炭 素 鋼	

表2.1-7(2/2) 玄海3号炉 大容量空冷式発電機 燃料供給設備主要部位の使用材料

部 位		材 料
大容量空冷式発電機用 給油ポンプ電動機	固定子コア	珪素鋼板
	フレーム	炭素鋼
	固定子コイル	銅合金 ポリエステルイミド+ポリアミド ポリエステル樹脂（F種絶縁）
	口出線	銅合金 強化シリコーンゴム（H種絶縁）
	端子箱	炭素鋼
	回転子棒	珪素鋼板
	エンドリング	アルミニウム
	回転子コア	珪素鋼板
	主 軸	炭素鋼
	ブラケット	鋳 鉄
	軸受（ころがり）	消耗品・定期取替品
	取付ボルト	炭素鋼
燃料油配管	母 管	ステンレス鋼
	小口径管台	ステンレス鋼
	フランジボルト	低合金鋼
	ガスケット	消耗品・定期取替品
	フレキシブルホース	消耗品・定期取替品

表2.1-8 玄海3号炉 大容量空冷式発電機 燃料供給設備の使用条件

大容量空冷式発電機用 燃料タンク	最高使用圧力	大気圧
	最高使用温度	約40℃
	内部流体	燃料油
大容量空冷式発電機 付き燃料タンク	最高使用圧力	大気圧
	最高使用温度	約40℃
	内部流体	燃料油
大容量空冷式発電機用 給油ポンプ	最高使用圧力	約0.8MPa[gage]
	最高使用温度	約40℃
	内部流体	燃料油
大容量空冷式発電機用 給油ポンプ電動機	定格出力	1.5kW
	定格電圧	210V
	定格回転数	1,720rpm
	周囲温度	約40℃
燃料油配管	最高使用圧力	約0.4MPa[gage]
	最高使用温度	約40℃
	内部流体	燃料油
設置場所		屋外

2.2 経年劣化事象の抽出

2.2.1 機能達成に必要な項目

大容量空冷式発電機の機能である電源供給機能を維持するためには、次の5つの項目が必要である。

- ① 発電機能の維持、通電・絶縁機能の維持
- ② 機器の制御・保護・監視・操作機能
- ③ 発電機駆動力の確保
- ④ 積載機能の維持
- ⑤ 機器の支持

2.2.2 高経年化対策上着目すべき経年劣化事象

大容量空冷式発電機について、機能達成に必要な項目を考慮して主要な部位に展開した上で、個々の部位の構造、材料、使用条件及び現在までの運転経験を考慮し、表2.2-1に示すとおり想定される経年劣化事象を抽出した。

この結果、高経年化対策上着目すべき経年劣化事象（表2.2-1で○となっているもの）としては以下の事象がある。

(1) 固定子巻線等の絶縁低下

固定子巻線、主回路端子及び主回路端子ケーブルの絶縁物は有機物であり、機械的、熱的、電氣的及び環境的要因で経年劣化が進行し、絶縁性能の低下を起こす可能性があることから、経年劣化に対する評価が必要である。

(2) 回転子巻線等の絶縁低下

回転子巻線、励磁機固定子巻線、励磁機回転子巻線、固定子コイル及び口出線の絶縁物は有機物であり、機械的、熱的、電氣的及び環境的要因で経年劣化が進行し、絶縁性能の低下を起こす可能性があることから、経年劣化に対する評価が必要である。

2.2.3 高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象

以下の事象（表2.2-1で△又は▲となっているもの）については、想定される経年劣化事象であるが、

- 1) 想定した劣化傾向と実際の劣化傾向の乖離が考えがたい経年劣化事象であって、想定した劣化傾向等に基づき適切な保全活動を行っているもの
- 2) 現在までの運転経験や使用条件から得られた材料試験データとの比較等により、今後も経年劣化の進展が考えられない、又は進展傾向が極めて小さいと考えられる経年劣化事象

に該当するものについては、高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではないと判断した。

上記の1)又は2)に該当する事象であるが、保全によりその傾向が維持できていることを確認している事象（日常劣化管理事象）を以下に示す。

(1) 固定子鉄心等の腐食（全面腐食）

固定子鉄心、励磁機回転子鉄心、固定子コア及び回転子コアは珪素鋼板、回転子鉄心及び励磁機固定子鉄心は炭素鋼であり、腐食が想定される。

しかしながら、固定子鉄心等はワニス処理により腐食を防止しており、これまでに有意な腐食は認められておらず、今後もこれらの傾向が変化する要因があるとは考え難い。

したがって、今後も機能の維持は可能であることから、高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない。

なお、分解点検時の目視確認により、機器の健全性を確認することとしている。

(2) 固定子枠等の腐食（全面腐食）

固定子枠、ファン、加減板、フレーム及び端子箱は炭素鋼、軸受ブラケット及びブラケットは鋳鉄であり、腐食が想定される。

しかしながら、固定子枠等は内外面とも塗装により腐食を防止しており、塗装が健全であれば腐食進行の可能性は小さい。

また、定期的な目視確認により塗装の状態を確認し、はく離が認められた場合には必要に応じて補修することにより、機器の健全性を維持している。

したがって、今後も機能の維持は可能であることから、高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない。

(3) 筐体及び取付ボルトの腐食（全面腐食）

筐体及び取付ボルトは炭素鋼であり、腐食が想定される。

しかしながら、大気接触部は塗装により腐食を防止しており、塗装が健全であれば腐食進行の可能性は小さい。

また、巡視点検等で目視により塗装の状態を確認し、はく離が認められた場合には必要に応じて補修することにより、機器の健全性を維持している。

したがって、今後も機能の維持は可能であることから、高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない。

(4) タービンケーシング等の腐食（全面腐食）

タービンケーシング、燃焼器ケーシング及び圧縮機ケーシングは鋳鉄であり、腐食が想定される。

しかしながら、大気接触部は塗装により腐食を防止しており、塗装が健全であれば腐食進行の可能性は小さい。

また、巡視点検等で目視により塗装の状態を確認し、はく離が認められた場合には必要に応じて補修することにより、機器の健全性を維持している。

したがって、今後も機能の維持は可能であることから、高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない。

(5) タービンノズル等の疲労割れ

タービンノズル、タービンプレード、燃焼器ライナ、スクロール及び排気ディフューザといった高温にさらされる部品は、起動・停止による過渡時に高い熱負荷を繰り返し受けるため、疲労割れが想定される。

しかしながら、設計時には温度変化による疲労を考慮しており、この設計上の考慮は経年的に変化するものではない。

したがって、今後も機能の維持は可能であることから、高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない。

なお、外観点検時の内視鏡による目視確認及び分解点検時の目視確認や浸透探傷検査により、機器の健全性を確認することとしている。

(6) タービンプレードのクリープ損傷

高温部品であるタービンプレードは運転中に高温となることに加え回転による遠心力で高い定常応力も発生することから、クリープ損傷が想定される。

しかしながら、設計時には温度上昇や回転による応力上昇を考慮した冷却設計や強度設計を行っており、この設計上の考慮は経年的に変化するものではない。

したがって、今後も機能の維持は可能であることから、高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない。

なお、外観点検時の内視鏡による目視確認及び分解点検時の目視確認や浸透探傷検査により、機器の健全性を確認することとしている。

(7) ガスタービンの主軸等の高サイクル疲労割れ

ガスタービンの主軸、圧縮機インペラ及び減速機の歯車軸の運転時に回転により定常応力が発生する部品に軸振動や流体励振等の繰返し応力が作用すると応力集中部にて高サイクル疲労割れが想定される。

しかしながら、設計時には高サイクル疲労を考慮しており、この設計上の考慮は経年的に変化するものではない。

したがって、今後も機能の維持は可能であることから、高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない。

なお、試運転時等における振動確認により、機器の健全性を確認している。

(8) 減速機ケーシングの外面からの腐食（全面腐食）

減速機ケーシングは鋳鉄であり、腐食が想定される。

しかしながら、大気接触部は塗装により腐食を防止しており、塗装が健全であれば腐食進行の可能性は小さい。

また、巡視点検等で目視により塗装の状態を確認し、はく離が認められた場合には必要に応じて補修することにより、機器の健全性を維持している。

したがって、今後も機能の維持は可能であることから、高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない。

(9) 減速機歯車の摩耗

減速機の歯車は直径の異なる歯車を組み合わせ使用しており、歯車の歯面は接触により動力が伝達されるため、面圧条件により摩耗が想定される。

しかしながら、歯車は油雰囲気下であり、摩耗が発生し難い環境である。

したがって、今後も機能の維持は可能であることから、高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない。

なお、試運転時等における振動確認により、機器の健全性を確認している。

(10) エンクロージャ、トレーラ及び車両の外面からの腐食（全面腐食）

エンクロージャ、トレーラ及び車両は炭素鋼であり、外面からの腐食が想定される。

しかしながら、大気接触部は塗装により腐食を防止しており、塗装が健全であれば腐食進行の可能性は小さい。

また、巡視点検等で目視により塗装の状態を確認し、はく離が認められた場合には必要に応じて補修することにより、機器の健全性を維持している。

したがって、今後も機能の維持は可能であることから、高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない。

(11) 大容量空冷式発電機用燃料タンク胴板等の内面からの腐食（全面腐食）

大容量空冷式発電機用燃料タンクの胴板、鏡板、管台及びマンホール、大容量空冷式発電機用給油ポンプのケーシング、ケーシングカバー及びリリーフ弁・本体は炭素鋼、低合金鋼、鋳鉄であり、内面からの腐食が想定される。

しかしながら、内部流体は燃料油であり、腐食が発生し難い環境にある。

したがって、今後も機能の維持は可能であることから、高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない。

なお、開放点検時の目視確認により、機器の健全性を確認することとしている。

(12) 大容量空冷式発電機用燃料タンク（埋設部）の外面からの腐食（全面腐食）

大容量空冷式発電機用燃料タンクは屋外の土中に埋設されており、炭素鋼を使用している胴板等は外面の状況を把握できず、腐食が想定される。

しかしながら、胴板等の外面は、消防法の規制に基づいた塗装がされたうえ乾燥砂で覆われており、腐食が発生し難い環境にある。

したがって、今後も機能の維持は可能であることから、高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない。

なお、消防法に基づく気密試験により、機器の健全性を確認している。

(13) 大容量空冷式発電機用燃料タンク等の外面からの腐食（全面腐食）

大容量空冷式発電機用燃料タンクの管台、マンホール及びマンホール用ボルト、大容量空冷式発電機付き燃料タンクの胴板、管台、マンホール及びマンホール用ボルト、大容量空冷式発電機用給油ポンプのケーシング、ケーシングカバー、リリース弁・本体、ケーシングボルト、取付ボルト及び台板、燃料油配管のフランジボルトは炭素鋼、低合金鋼又は鋳鉄であり、外面からの腐食が想定される。

しかしながら、大気接触部は塗装又はメッキにより腐食を防止しており、塗装又はメッキ面が健全であれば腐食進行の可能性は小さい。

また、巡視点検等で目視により塗装又はメッキ面の状態を確認し、はく離が認められた場合には必要に応じて補修することにより、機器の健全性を維持している。

したがって、今後も機能の維持は可能であることから、高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない。

(14) 基礎ボルトの腐食（全面腐食）

基礎ボルトは炭素鋼又は低合金鋼であり、腐食が想定される。

基礎ボルトの健全性評価については各機器で共通であることから、機械設備の技術評価書のうち「基礎ボルト」にて評価を実施するものとし、本評価書には含めていない。

(15) 主軸、従動軸の摩耗

ころがり軸受を使用している大容量空冷式発電機用給油ポンプ電動機については、軸受と主軸の接触面で摩耗が想定される。

軸受の定期取替時の軸受引き抜き時に主軸表面にわずかな線形模様が生じることもあり、主軸表面をサンドペーパーで仕上げる方策も考えられる。この場合は、主軸表面がわずかに摩耗し、主軸と軸受間で微小隙間が生じ運転中にフレットニングにより摩耗する可能性がある。

しかしながら、分解点検時の寸法管理によりフレットニングの発生を防止し、また、分解点検時の目視確認や寸法計測により、機器の健全性を維持することとしている。

したがって、今後も機能の維持は可能であることから、高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない。

すべり軸受を使用している大容量空冷式発電機用給油ポンプについては、軸受と主軸の接触面で摺動摩耗が想定される。

しかしながら、設計段階において、主軸及び従動軸と軸受間に潤滑剤(燃料油)を供給し、油膜を形成させて流体潤滑状態となるように考慮しており、この設計上の考慮は経年的に変化するものではない。また、分解点検時の目視確認や寸法計測により、機器の健全性を維持することとしている。

したがって、今後も機能の維持は可能であることから、高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない。

(16) 主軸及び従動軸の高サイクル疲労割れ

大容量空冷式発電機用給油ポンプ及び電動機の運転時には主軸(従動軸を含む)に定常応力と変動応力が発生し、高平均応力下において、繰返し応力を受けると段付部等の応力集中部において、高サイクル疲労割れが想定される。

しかしながら、ポンプ及び電動機の設計時には高サイクル疲労を考慮しており、この設計上の考慮は経年的に変化するものではない。

したがって、今後も機能の維持は可能であることから、高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない。

なお、試運転時等における振動確認(変位の測定等)並びに分解点検時の応力集中部に対する目視確認又は浸透探傷検査により、機器の健全性を確認することとしている。

(17) 歯車及びケーシングの摩耗

大容量空冷式発電機用給油ポンプは歯車ポンプであるため、歯車又はケーシングは接触による摩耗が想定される。

しかしながら、内部流体は燃料油であり、摩耗が発生し難い環境にある。

したがって、今後も機能の維持は可能であることから、高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない。

なお、分解点検時の目視確認や寸法計測により、機器の健全性を確認することとしている。

(18) ばねの変形（応力緩和）

リリーフ弁ばねには、常時内部流体圧力に相当する荷重が加わっており、長期間保持されることにより、変形（応力緩和）が想定される。

しかしながら、ばねに発生する応力は弾性範囲であり、日本ばね工業会にて実施したばね材料と使用環境温度の実態調査結果と比べて、当該ばねは同等か余裕のある環境で使用している。

したがって、今後も機能の維持は可能であることから、高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない。

なお、分解点検時の作動確認により、機器の健全性を確認することとしている。

(19) 回転子棒・エンドリングの疲労割れ

回転子棒・エンドリングについては、電動機の起動時に発生する電磁力による繰返し応力を受けるため、疲労割れが想定される。

しかしながら、回転子棒・エンドリングはアルミ充てん式（一体形成）であり、回転子棒とスロットの間に隙間を生じることなく、疲労割れが発生し難い構造である。

したがって、今後も機能の維持は可能であることから、高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない。

なお、分解点検時の目視確認により、機器の健全性を確認することとしている。

(20) 燃料油配管母管の外表面からの応力腐食割れ

燃料油配管外表面に大気中の海塩粒子等の塩分が付着した場合、塩化物イオンにより応力腐食割れが想定される。

しかしながら、大気接触部は塗装を施しており、大気中の海塩粒子が付着する可能性は小さく、塗装が健全であれば応力腐食割れの可能性は小さい。

また、巡視点検等で目視により塗装の状態を確認し、必要に応じて補修することにより、機器の健全性を維持している。

したがって、今後も機能の維持は可能であることから、高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない。

(21) 燃料油配管小口径管台の高サイクル疲労割れ

小口径分岐管の中で、剛性が低い片持ち型式のベント・ドレン管台の分岐管は、機械振動や流体振動による共振や強制振動が発生し、ソケット溶接部のような応力集中部に高サイクル疲労割れが想定される。

しかしながら、小口径管台設計時には高サイクル疲労を考慮している。

したがって、今後も機能の維持は可能であることから、高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない。

なお、機関運転時の目視等で有意な振動のないことを確認することにより、機器の健全性を確認している。

前述の2)に該当する事象のうち、日常劣化管理事象を除く事象（日常劣化管理事象ではない事象）を以下に示す。

(22) 減速機ケーシングの内面からの腐食（全面腐食）

減速機ケーシングは鋳鉄であり、内面からの腐食が想定される。

しかしながら、内面については歯車及び軸受を潤滑するため、潤滑油がケーシング内面にはねかけられる油霧囲気下で腐食が発生し難い環境である。

したがって、今後も機能の維持は可能であることから、高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない。

(23) 大容量空冷式発電機付き燃料タンク胴板等の内面からの腐食（全面腐食）

大容量空冷式発電機付き燃料タンクの胴板、管台及びマンホールは炭素鋼であり、内面からの腐食が想定される。

しかしながら、内部流体は燃料油であり、腐食が発生し難い環境にある。

したがって、今後も機能の維持は可能であることから、高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない。

2.2.4 消耗品及び定期取替品

軸受（ころがり）、Ｏリング及びオイルシールは分解点検時に、ガスケットは開放点検時に取り替えている消耗品であり、軸受（すべり）及びフレキシブルホースは分解点検時に目視確認や寸法計測の結果に基づき取り替えている消耗品である。また、保護抵抗、整流素子、電気スタータ、バッテリー、燃料制御装置（调速装置、非常调速装置）、保護継電器及び励磁装置については定期取替品であるため、長期使用はせず取替えを前提としていることから、高経年化対策を見極める上での評価対象外とする。

表2.2-1(1/8) 玄海3号炉 大容量空冷式発電機に想定される経年劣化事象

機能達成に必要な項目	部 位	消耗品・定期取替品	材 料	経 年 劣 化 事 象							備 考		
				減 肉		割 れ		絶 縁	導 通	特 性		その他	
				摩 耗	腐 食	疲労割れ	応力腐蝕割れ	絶縁低下	導通不良	特性変化			
発電機能の維持、 通電・絶縁機能の維持	発電機	固定子鉄心	珪素鋼板		△								
		固定子巻線	銅 マイカテープ (F種絶縁)					○					
		固定子枠	炭素鋼		△								
		主回路端子	炭素鋼					○					
		主回路端子ケーブル	銅、エチレンプロピレンゴム					○					
		回転子鉄心	炭素鋼		△								
		回転子巻線	銅 アラミド繊維 (F種絶縁)					○					
		保護抵抗	◎	—									
		シャフト		炭素鋼									
		ファン		炭素鋼		△							
		励磁機固定子鉄心		炭素鋼		△							
		励磁機回転子鉄心		珪素鋼板		△							
		励磁機固定子巻線		銅 アラミド繊維 (F種絶縁)					○				
励磁機回転子巻線		銅 アラミド繊維 (F種絶縁)					○						

○：高経年化対策上着目すべき経年劣化事象

△：高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象（日常劣化管理事象）

表2.2-1(2/8) 玄海3号炉 大容量空冷式発電機に想定される経年劣化事象

機能達成に必要な項目	部 位	消耗品・定期取替品	材 料	経 年 劣 化 事 象								備 考		
				減 肉		割 れ		絶 縁	導 通	特 性	その他			
				摩 耗	腐 食	疲労割れ	応力腐蝕割れ	絶縁低下	導通不良	特性変化				
機器の制御・保護・監視・操作機能	発電機	整流素子	◎	—										
		軸受ブラケット		鋳 鉄		△								
		軸受 (ころがり)	◎	—										
機器の支持	発電機	加 減 板		炭 素 鋼		△								
		取付ボルト		炭 素 鋼		△								

△：高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象（日常劣化管理事象）

表2.2-1(3/8) 玄海3号炉 大容量空冷式発電機に想定される経年劣化事象

機能達成に必要な項目	部 位		消耗品・定期取替品	材 料	経 年 劣 化 事 象								備 考
					減 肉		割 れ		絶 縁	導 通	特 性	その他	
					摩 耗	腐 食	疲労割れ	応力腐食割れ	絶縁低下	導通不良	特性変化		
機器の支持	発電機付属設備	筐 体		炭素鋼		△							
		取付ボルト		炭素鋼		△							
機器の制御・保護・監視・操作機能		保護継電器	◎	—									
		励磁装置	◎	—									

△：高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象（日常劣化管理事象）

表2.2-1(4/8) 玄海3号炉 大容量空冷式発電機に想定される経年劣化事象

機能達成に必要な項目	部 位		消耗品・定期取替品	材 料	経 年 劣 化 事 象						備 考	
					減 肉		割 れ		材質変化			その他
					摩 耗	腐 食	疲労割れ	応力腐食割れ	熱時効	劣 化		
発電機駆動力の確保	ガスタービン機関	タービンケーシング		鋳 鉄		△					*1:クリープ損傷 *2:高サイクル疲労割れ	
		タービンノズル		コバルト基合金			△					
		タービンプレード		ニッケル基合金			△			△*1		
		主 軸		ニッケル基合金			△*2					
		軸受（ころがり）	◎	—								
		燃焼器ケーシング		鋳 鉄		△						
		燃焼器ライナ		コバルト基合金			△					
		スクロール		コバルト基合金			△					
		圧縮機ケーシング		鋳 鉄 アルミニウム合金鋳物		△						
		圧縮機インペラ		チタン合金			△*2					
		排気ディフューザ		ステンレス鋼鋳鋼			△					
	電気スタータ	◎	—									
	減速機	ケーシング		鋳 鉄		▲(内面) △(外面)						
		歯 車		低合金鋼	△							
歯車軸			低合金鋼			△*2						
	燃料制御装置 (調速装置、非常調速装置)	◎	—									

△：高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象（日常劣化管理事象）

▲：高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象（日常劣化管理事象以外）

表2.2-1(5/8) 玄海3号炉 大容量空冷式発電機に想定される経年劣化事象

機能達成に必要な項目	部 位	消耗品・定期取替品	材 料	経 年 劣 化 事 象							備 考
				減 肉		割 れ		材質変化		その他	
				摩 耗	腐 食	疲労割れ	応力腐食割れ	熱時効	劣 化		
積載機能の維持	車両設備		炭素鋼		△						
			アルミニウム合金								
			ステンレス鋼								
			炭素鋼		△						
			炭素鋼		△						
		◎	—								

△：高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象（日常劣化管理事象）

表2.2-1(6/8) 玄海3号炉 大容量空冷式発電機に想定される経年劣化事象

機能達成に必要な項目	部 位			消耗品・定期取替品	材 料	経 年 劣 化 事 象						備 考		
						減 肉		割 れ		材質変化			その他	
						摩 耗	腐 食	疲労割れ	応力腐食割れ	熱時効	劣 化			
発電機駆動力の確保	燃料供給設備	大容量空冷式発電機用燃料タンク	胴 板		炭素鋼		△(内面) △(外面)							
			鏡 板		炭素鋼		△(内面) △(外面)							
			管 台		炭素鋼		△(内面) △(外面)							
			マンホール		炭素鋼		△(内面) △(外面)							
			マンホール用ボルト		低合金鋼		△							
			ガスケット	◎	—									
			支持脚		炭素鋼		△							
機器の支持			基礎ボルト		低合金鋼		△							
発電機駆動力の確保		大容量空冷式発電機付き燃料タンク	胴 板		炭素鋼		▲(内面) △(外面)							
			管 台		炭素鋼		▲(内面) △(外面)							
			マンホール		炭素鋼		▲(内面) △(外面)							
			マンホール用ボルト		炭素鋼		△							
			ガスケット	◎	—									
機器の支持			取付ボルト		ステンレス鋼									

△：高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象（日常劣化管理事象）

▲：高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象（日常劣化管理事象以外）

表2.2-1(7/8) 玄海3号炉 大容量空冷式発電機に想定される経年劣化事象

機能達成に必要な項目	部 位		消耗品・定期取替品	材 料	経 年 劣 化 事 象						備 考		
					減 肉		割 れ		材質変化			その他	
					摩 耗	腐 食	疲労割れ	応力腐蝕割れ	熱時効	劣 化			
発電機駆動力の確保	燃料供給設備	大容量空冷式発電機用給油ポンプ	主 軸	炭素鋼	△		△*2					*1：変形 (応力緩和) *2：高サイクル疲労割れ	
			従動軸	炭素鋼	△		△*2						
			駆動歯車	炭素鋼	△								
			従動歯車	炭素鋼	△								
			軸受(すべり)	◎	—								
			軸継手		炭素鋼								
			ケーシング		鑄鉄	△	△(内面) △(外面)						
			ケーシングカバー		低合金鋼		△(内面) △(外面)						
			ガスケット	◎	—								
			リリーフ弁	本 体		鑄鉄		△(内面) △(外面)					
				ばね		ピアノ線							△*1
			ケーシングボルト		炭素鋼		△						
			Oリング	◎	—								
			オイルシール	◎	—								
機器の支持	取付ボルト		炭素鋼		△								
	台 板		炭素鋼		△								
	基礎ボルト		炭素鋼		△								

△：高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象（日常劣化管理事象）

表 2.2-1 (8/8) 玄海 3 号炉 大容量空冷式発電機に想定される経年劣化事象

機能達成に必要な項目	部 位	消耗品・定期取替品	材 料	経 年 劣 化 事 象								備 考	
				減 肉		割 れ		絶 縁	導 通	特 性	その他		
				摩 耗	腐 食	疲労割れ	応力腐蝕割れ	絶縁低下	導通不良	特性変化			
発電機駆動力の確保	燃料供給設備	大容量空冷式発電機用給油ポンプ電動機	固定子コア	珪素鋼板		△							*1:高サイクル疲労割れ
			フレーム	炭素鋼		△							
			固定子コイル	銅合金 ホ ^o リエステルイミト ^o +ホ ^o リアミト ^o ホ ^o リエステル樹脂 (F種絶縁)					○				
			口出線	銅合金 強化シリコンゴム (H種絶縁)					○				
			端子箱	炭素鋼		△							
			回転子棒	珪素鋼板			△						
			エンドリング	アルミニウム			△						
			回転子コア	珪素鋼板			△						
			主 軸	炭素鋼	△		△ ^{*1}						
			ブラケット	鋳 鉄		△							
			軸受(ころがり)	◎	—								
			機器の支持		取付ボルト	炭素鋼		△					
発電機駆動力の確保	燃料油配管	母 管	ステンレス鋼				△(外面)						
		小口径管台	ステンレス鋼			△ ^{*1}							
		フランジボルト	低合金鋼		△								
		ガスケット	◎	—									
		フレキシブルホース	◎	—									

○：高経年化対策上着目すべき経年劣化事象

△：高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象（日常劣化管理事象）

2.3 高経年化対策上着目すべき経年劣化事象の評価

2.3.1 固定子巻線等の絶縁低下

a. 事象の説明

固定子巻線は、固定子鉄心のスロット内に納められており、各々の銅線に絶縁が施されている。主回路端子ケーブルは、発生した電力を系統へ供給するためのもので、固定子巻線と同様に絶縁が施されている。

なお、主回路端子は、固定子巻線間及び主回路端子ケーブルを接続するものであり、固定子巻線と同様に銅線に絶縁が施されている。固定子巻線、主回路端子ケーブル及び主回路端子の絶縁物は有機物であり、機械的、熱的、電氣的及び環境的要因で経年劣化が進行し、絶縁性能の低下を起こす可能性がある。

b. 技術評価

① 健全性評価

大容量空冷式発電機の固定子巻線、主回路端子ケーブル及び主回路端子は、長期健全性試験を実施していないことから、絶縁低下の可能性は否定できない。

また、大容量空冷式発電機の運転回数は年間数回であるが、長期間の運転を想定すると絶縁低下の可能性は否定できない。

② 現状保全

固定子巻線、主回路端子ケーブル及び主回路端子の絶縁低下に対しては、定期的な絶縁抵抗測定により、許容値以上であることの確認を行っている。

さらに、絶縁診断により、許容値を満たしていることの確認を実施することとしている。

また、点検結果に基づき、必要により洗浄、乾燥、絶縁補修処理もしくは取替えを実施していく。

③ 総合評価

健全性評価結果から判断して、固定子巻線、主回路端子ケーブル及び主回路端子の絶縁低下の可能性は否定できないが、絶縁低下は、絶縁抵抗測定及び絶縁診断で検知可能であり、点検手法として適切である。

よって、現状保全を継続することで、健全性を維持できると考える。

c. 高経年化への対応

固定子巻線、主回路端子ケーブル及び主回路端子の絶縁低下については、引き続き定期的に絶縁抵抗測定及び絶縁診断を実施していくとともに、点検結果に基づき必要により洗浄、乾燥、絶縁補修処理もしくは取替えを実施していく。

2.3.2 回転子巻線等の絶縁低下

a. 事象の説明

回転子巻線は回転子鉄心の廻りに、励磁機固定子巻線は励磁機固定子鉄心の廻りに、励磁機回転子巻線は励磁機回転子鉄心の廻りに、固定子コイルは固定子コアの廻りに配置され、また、口出線は固定子に接続し電力を供給するものであり、各々の銅線に絶縁が施されている。

回転子巻線、励磁機固定子巻線、励磁機回転子巻線、固定子コイル及び口出線の絶縁物は有機物であり、機械的、熱的、電氣的及び環境的要因で経年劣化が進行し、絶縁性能の低下を起こす可能性がある。

b. 技術評価

① 健全性評価

大容量空冷式発電機の回転子巻線、励磁機固定子巻線、励磁機回転子巻線、固定子コイル及び口出線は、長期健全性試験を実施していないことから、絶縁低下の可能性は否定できない。

また、大容量空冷式発電機の運転回数は年間数回であるが、長期間の運転を想定すると絶縁低下の可能性は否定できない。

② 現状保全

回転子巻線、励磁機固定子巻線、励磁機回転子巻線、固定子コイル及び口出線の絶縁低下に対しては、定期的な絶縁抵抗測定により、許容値以上であることの確認を行っている。

また、絶縁抵抗測定の結果に基づき、必要により洗浄、乾燥、絶縁補修処理もしくは取替えを実施していく。

③ 総合評価

健全性評価結果から判断して、回転子巻線、励磁機固定子巻線、励磁機回転子巻線、固定子コイル及び口出線の絶縁低下の可能性は否定できないが、絶縁低下は、絶縁抵抗測定で検知可能であり、点検手法として適切である。

よって、現状保全を実施することで、健全性を維持できると考える。

c. 高経年化への対応

回転子巻線、励磁機固定子巻線、励磁機回転子巻線、固定子コイル及び口出線の絶縁低下については、引き続き定期的に絶縁抵抗測定を実施していくとともに、点検結果に基づき必要により洗浄、乾燥、絶縁補修処理もしくは取替えを実施していく。

玄海原子力発電所 3 号炉

耐震安全性評価書

[運転を断続的に行うことを前提とした評価]

九州電力株式会社

本評価書は玄海原子力発電所3号炉（以下、「玄海3号炉」という。）で使用されている、機器・構造物の高経年化に係る耐震安全性評価についてまとめたものである。

評価にあたり、玄海3号炉高経年化対策に関する各機器・構造物における技術評価（以下、「技術評価」という。）の検討結果を前提条件として実施している。

なお、本評価書では機器・構造物を「技術評価」と同様に以下のとおり分類し、評価を行っている。

1. ポンプ
2. 熱交換器
3. ポンプ用電動機
4. 容器
5. 配管
6. 弁
7. 炉内構造物
8. ケーブル
9. 電気設備
10. タービン設備
11. コンクリート構造物及び鉄骨構造物
12. 計測制御設備
13. 空調設備
14. 機械設備
15. 電源設備

目 次

1. 耐震安全性評価の目的	1.1
2. 耐震安全性評価の進め方	
2.1 評価対象機器	2.1
2.2 評価手順	2.1
2.3 耐震安全性評価に関する共通事項	2.12
3. 個別機器の耐震安全性評価	
3.1 ポンプ	3.1.1
3.2 熱交換器	3.2.1
3.3 ポンプ用電動機	3.3.1
3.4 容器	3.4.1
3.5 配管	3.5.1
3.6 弁	3.6.1
3.7 炉内構造物	3.7.1
3.8 ケーブル	3.8.1
3.9 電気設備	3.9.1
3.10 タービン設備	3.10.1
3.11 コンクリート構造物及び鉄骨構造物	3.11.1
3.12 計測制御設備	3.12.1
3.13 空調設備	3.13.1
3.14 機械設備	3.14.1
3.15 電源設備	3.15.1

1. 耐震安全性評価の目的

「技術評価」検討においては機器の材質、環境条件等を考慮し、発生し得る経年劣化事象に対してこれらが適切な保全対策を行うことにより管理し得るかについて検討したが、保全対策を講じることによっても管理ができないという経年劣化事象は抽出されていない。したがって、耐震性を考慮した場合にも、耐震性に影響を与える経年劣化事象を保全対策により適切に管理することで、安全の確保が可能であると考えられる。

しかしながら、高経年プラントの耐震性については、上記経年劣化事象の管理の観点からも、技術的評価を実施して安全性を確認しておく必要があると思われることから、高経年化対策の検討の一環としてこれを実施するものである。

2. 耐震安全性評価の進め方

2.1 評価対象機器

評価対象機器は、「技術評価」における評価対象機器・構造物と同じとする。

2.2 評価手順

(1) 代表機器の選定

「技術評価」における代表機器を本検討の代表機器として選定する。ただし、「技術評価」において機器のグループ化を行ったが、同一グループ内に「技術評価」の代表機器より耐震重要度の上位の機器が存在する場合には、これについても代表機器として評価することとする。

(2) 耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出

a. 「技術評価」での検討結果の整理

耐震安全性評価にあたっては、「技術評価」における保全対策等に対する評価結果を取り入れることとする。

「技術評価」においては、想定される経年劣化事象のうち、以下の経年劣化事象に該当するものについて、高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象としている。

- 1) 想定した劣化傾向と実際の劣化傾向の乖離が考えがたい経年劣化事象であって、想定した劣化傾向等に基づき適切な保全活動を行っているもの
(日常劣化管理事象：△)
- 2) 現在までの運転経験や使用条件から得られた材料試験データとの比較等により、今後も経年劣化の進展が考えられない、又は進展傾向が極めて小さいと考えられる経年劣化事象（日常劣化管理事象以外：▲）

但し、2)に該当するものであっても、保全活動によりその傾向が維持できていることを確認しているものは1)に含める。

耐震安全性評価においては、想定される全ての経年劣化事象のうち、2)については、現在発生しておらず、今後発生の可能性がない、又は小さい経年劣化事象であることから、耐震安全性に有意な影響を与えるものではないと判断し、評価の対象外とする。

したがって、「技術評価」で検討された高経年化対策上着目すべき経年劣化事象及び高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象1)の経年劣化事象を耐震安全性評価の対象とする。

b. 耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出

耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出は、以下の3ステップで実施する。(表2-1参照)

【ステップ1】

a. 項の検討結果より、耐震安全性評価の対象となる経年劣化事象は、「技術評価」における想定される経年劣化事象のうち、下記に該当するものを抽出する。

- a) 高経年化対策上着目すべき経年劣化事象
- b) 高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象
(前項 a. で1) に分類したもの)

【ステップ2】

ステップ1で抽出した耐震安全性評価の対象となる経年劣化事象を以下の観点で整理し、iの事象は除外、iiの事象についてはステップ3に進む。

- i 現在発生しておらず、今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの
- ii 現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できないもの

【ステップ3】

ステップ2で抽出された経年劣化事象について、これらの事象が顕在化した場合、代表機器の振動応答特性上又は構造・強度上、影響が「有意」であるか「軽微もしくは無視」できるかを検討し、耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出を行う。

ステップ1で抽出したb)の高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象に対する、耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出については、まとめて表2-3に整理し、抽出された経年劣化事象について、個別機器の耐震安全性評価において評価結果を記載する。

表2-1 耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出までの手順

「技術評価」で想定される経年劣化事象		ステップ1	ステップ2		ステップ3		備考
高経年化対策上 着目すべき経年 劣化事象	下記1)~2)を除く経年劣化事象	○	i	現在発生しておらず、今 後も発生の可能性がない もの、又は小さいもの	×	×	
			ii	現在発生しているか、又 は将来にわたって起こる ことが否定できないもの	○	振動応答特性上又は構造・強度上 「軽微もしくは無視」できない事象 振動応答特性上又は構造・強度上 「軽微もしくは無視」できる事象	◎ ■
高経年化対策上 着目すべき経年 劣化事象ではな い事象	1)* △	○	i	現在発生しておらず、今 後も発生の可能性がない もの、又は小さいもの	—	—	
			ii	現在発生しているか、又 は将来にわたって起こる ことが否定できないもの	○	振動応答特性上又は構造・強度上 「軽微もしくは無視」できない事象 振動応答特性上又は構造・強度上 「軽微もしくは無視」できる事象	◎ ■
	2)* ▲	—	—	—	—	—	

△：高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象（日常劣化管理事象）

▲：高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象（日常劣化管理事象以外）

○：評価対象として抽出

—：高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象であり、日常劣化管理事象以外であるもの、あるいは日常劣化管理事象であるが、現在発生しておらず、今後も発生の可能性がないもの、又は小さいものとして評価対象から除外

×：高経年化対策上着目すべき経年劣化事象であるが、現在発生しておらず、今後も発生の可能性がないもの、又は小さいものとして評価対象から除外

■：振動応答特性上又は構造・強度上「軽微もしくは無視」できる事象として評価対象から除外

◎：耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象として抽出

*：2)に該当するものであっても、保全活動によりその傾向が維持できていることを確認しているものは1)に含める

(3) 経年劣化事象に対する耐震安全性評価

前項で整理された耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象ごとに、耐震安全性に関する詳細評価を実施する。

耐震安全性評価は、「(社) 日本電気協会 原子力発電所耐震設計技術指針 (JEAG4601-1984、JEAG4601-1987、JEAG4601-1991)」(以下、「原子力発電所耐震設計技術指針 (JEAG4601)」という。) 等に基づき行われ、評価の基本となる項目は、大別すると以下のとおり分類される。

- ① 機器の耐震クラス
- ② 機器に作用する地震力の算定
- ③ 60年の供用を仮定した経年劣化事象のモデル化
- ④ 振動特性解析 (地震応答解析)
- ⑤ 地震荷重と内圧等他の荷重との組合せ
- ⑥ 許容限界との比較

これらの項目のうち、経年劣化の影響を受けるものとしては、④及び⑥が考えられるが、各経年劣化事象に対してこの手法にしたがって耐震安全性を評価することとし、耐震安全性評価にあたっての評価用地震力は各設備の耐震クラスに応じて以下のとおり選定する。

- a. 耐震Sクラス並びに耐震Sクラスへ波及的影響を及ぼす可能性のある耐震Bクラス及び耐震Cクラス
 - ・基準地震動 S_s^{*1} により定まる地震力 (以下、「 S_s 地震力」という。)
 - ・弾性設計用地震動 S_d^{*2} により定まる地震力とSクラスの機器・構造物に適用される静的地震力の大きい方^{*3} (以下、「弾性設計用地震力」という。)
- b. 耐震Bクラス
 - ・Bクラスの機器・構造物に適用される静的地震力^{*4} (以下、「Bクラス地震力」という。)
- c. 耐震Cクラス
 - ・Cクラスの機器・構造物に適用される静的地震力 (以下、「Cクラス地震力」という。)

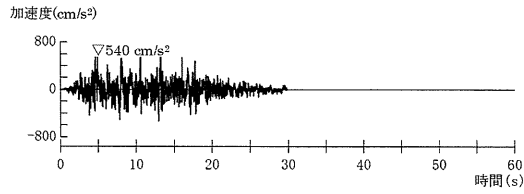
- *1 : 「実用発電用原子炉及びその付属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第5号）」に基づき策定した、応答スペクトルに基づく手法による基準地震動（Ss-1）、断層モデルを用いた手法による基準地震動（Ss-2及びSs-3）及び震源を特定せず策定する地震動による基準地震動（Ss-4及びSs-5）
- *2 : 弾性設計用地震動 $S_d - 1 \sim 5$ の応答スペクトルは、基準地震動 $S_s - 1 \sim 5$ の応答スペクトルに対して係数0.6を乗じて設定している。なお、 $S_d - 1$ については、旧耐震設計指針における玄海3号炉の基準地震動 S_1 の応答スペクトルをおおむね下回らないように配慮している。
- *3 : S_s 地震力及び弾性設計用地震力による評価のうち、許容値が同じものについては厳しい方の数値で代表する。また、許容値が異なり S_s 地震力が弾性設計用地震力より大きく、 S_s 地震力による評価応力が弾性設計用地震力の許容応力を下回る場合は、弾性設計用地震力による評価を実施したものとみなす。
- *4 : 支持構造物の振動と共振のおそれのあるものについては、弾性設計用地震動 S_d により定まる地震力の1/2についても考慮する。

なお、基準地震動の最大加速度を表2-2に、基準地震動の時刻歴波形と加速度応答スペクトルを図2-1に記す。

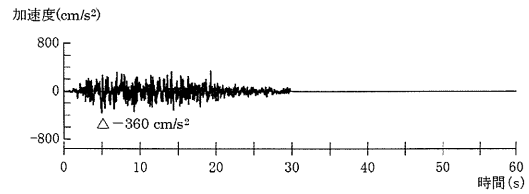
表2-2 基準地震動の最大加速度

基準地震動				最大加速度 (cm/s ²)
応答スペクトルに基づく手法による基準地震動Ss-1	設計用模擬地震波	水平方向	Ss-1 _H	540
		鉛直方向	Ss-1 _V	360
断層モデルを用いた手法による基準地震動Ss-2及びSs-3	城山南断層による地震	水平方向 NS成分	Ss-2 _{NS}	268
		水平方向 EW成分	Ss-2 _{EW}	265
		鉛直方向 UD成分	Ss-2 _{UD}	172
	竹木場断層による地震	水平方向 NS成分	Ss-3 _{NS}	524
		水平方向 EW成分	Ss-3 _{EW}	422
		鉛直方向 UD成分	Ss-3 _{UD}	372
震源を特定せず策定する地震動による基準地震動Ss-4及びSs-5	2004年北海道留萌支庁南部地震を考慮した地震波	水平方向	Ss-4 _H	620
		鉛直方向	Ss-4 _V	320
	2000年鳥取県西部地震を考慮した地震波	水平方向 NS成分	Ss-5 _{NS}	528
		水平方向 EW成分	Ss-5 _{EW}	531
		鉛直方向 UD成分	Ss-5 _{UD}	485

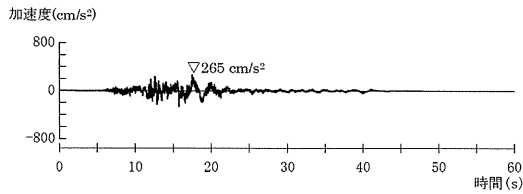
< S s - 1 (水平方向) >



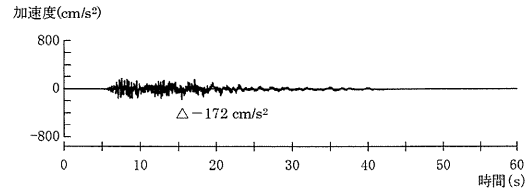
< S s - 1 (鉛直方向) >



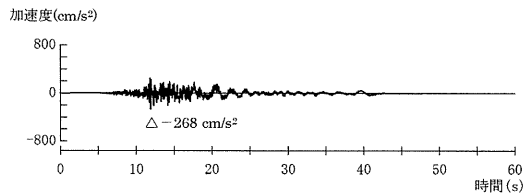
< S s - 2 (水平 (EW) 方向) >



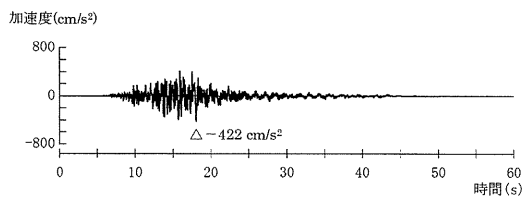
< S s - 2 (鉛直方向) >



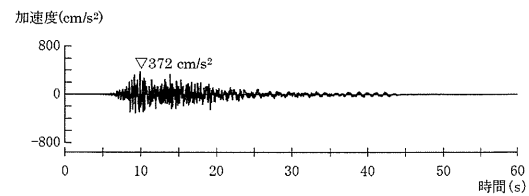
< S s - 2 (水平 (NS) 方向) >



< S s - 3 (水平 (EW) 方向) >



< S s - 3 (鉛直方向) >



< S s - 3 (水平 (NS) 方向) >

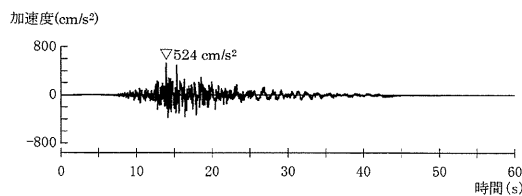
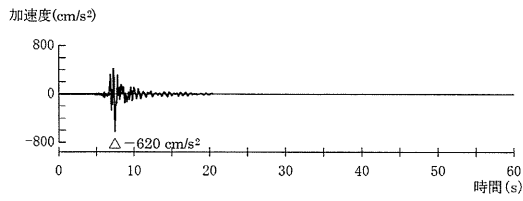
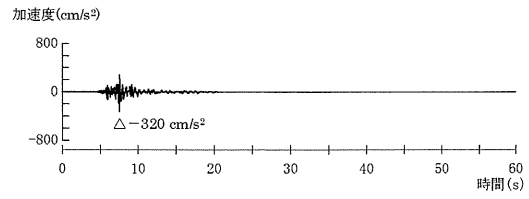


図2-1 (1/4) 基準地震動の時刻歴波形と加速度応答スペクトル

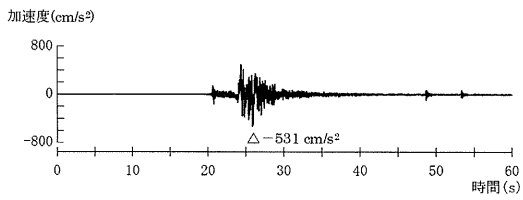
< S s - 4 (水平方向) >



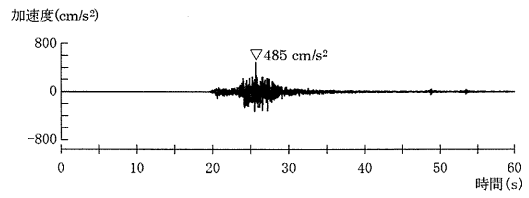
< S s - 4 (鉛直方向) >



< S s - 5 (水平 (EW) 方向) >



< S s - 5 (鉛直方向) >



< S s - 5 (水平 (NS) 方向) >

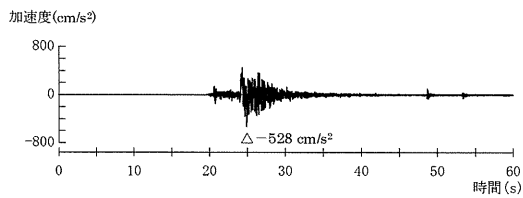
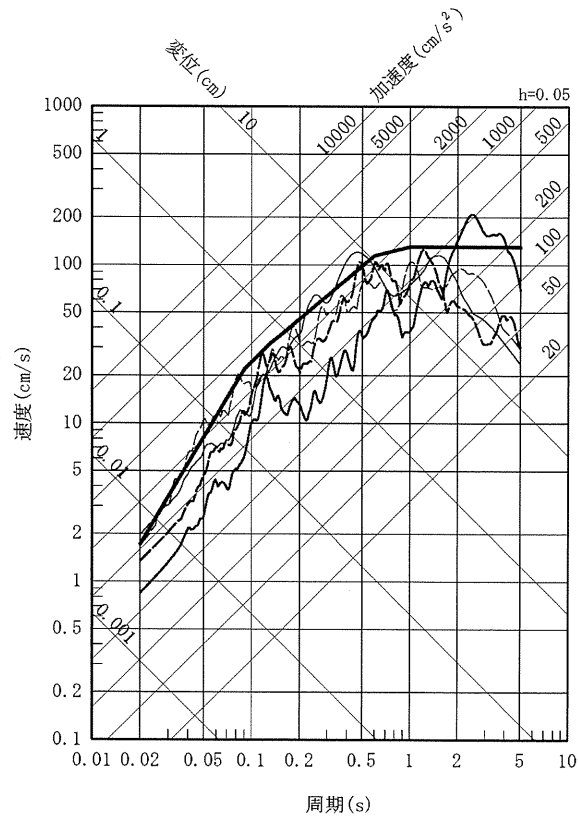


図2-1 (2/4) 基準地震動の時刻歴波形と加速度応答スペクトル

<水平 (EW) 方向>

- Ss-1H
- Ss-2EW
- Ss-3EW
- Ss-4H
- Ss-5EW



<水平 (NS) 方向>

- Ss-1H
- Ss-2NS
- Ss-3NS
- Ss-4H
- Ss-5NS

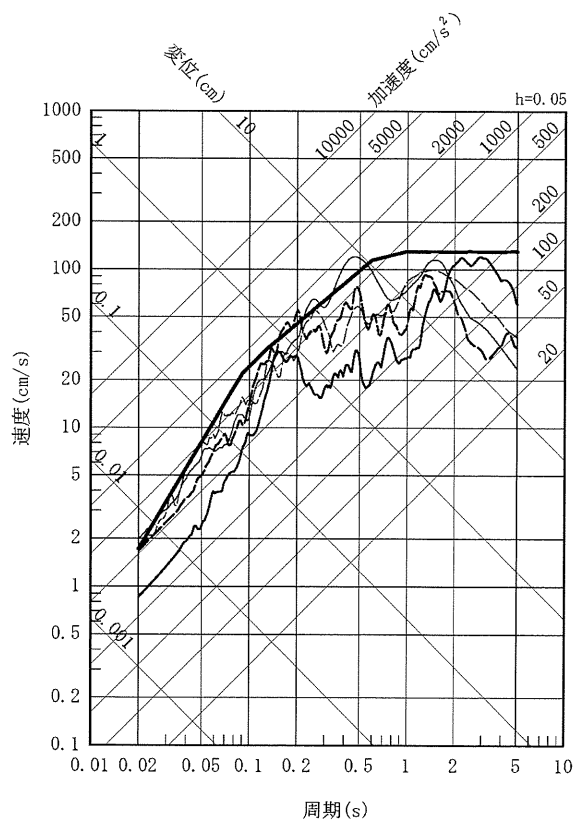


図2-1 (3/4) 基準地震動の時刻歴波形と加速度応答スペクトル

<鉛直方向>

- Ss-1v
- Ss-2UD
- - - Ss-3UD
- Ss-4v
- - - Ss-5UD

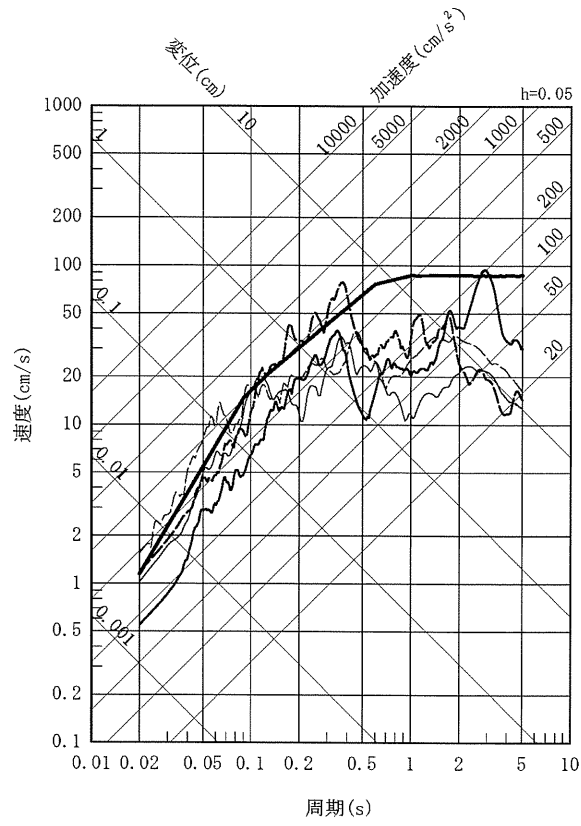


図2-1 (4/4) 基準地震動の時刻歴波形と加速度応答スペクトル

(4) 評価対象機器全体への展開

代表機器に想定される経年劣化事象の整理及び耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の整理の妥当性について確認したうえ、代表機器の評価結果を基に評価対象機器全体に対して同様の評価が可能であるかを検討する。

この結果、評価対象機器のうち同様と見なせないものについては、耐震安全性評価を実施する。

(5) 経年劣化事象に対する動的機能維持評価

地震時に動的機能の維持が要求される機器（「原子力発電所耐震設計技術指針（JEAG4601）」により動的機能維持が要求される機器）については、工事計画において地震時の応答加速度が各機器の機能確認済加速度以下であることを確認している。

よって、経年劣化事象に対する動的機能維持評価については、

- ・ 経年劣化事象に対する技術評価
- ・ 技術評価において高経年化上有意と判断される経年劣化事象に対する耐震安全性評価

（部位ごとの耐震安全性評価及び設備全体として振動応答特性に有意な影響を及ぼさないことの確認）

を踏まえ、経年劣化事象を考慮しても地震時に動的機能が要求される機器の地震時の応答加速度が各機器の機能確認済加速度以下であることを検討する。

(6) 燃料集合体の照射の影響について

燃料集合体は、設計上の最高燃焼度に達する前に取替を行うため、使用期間中の健全性は維持されるが、照射の影響により地震に対する応答が変化することから、制御棒挿入性評価を行うにあたり、燃料集合体の照射の影響も考慮した評価を実施する。

なお、評価にあたっては、燃料集合体の使用期間中に受けうる照射量を考慮した保守的な評価を実施する。

(7) 保全対策に反映すべき項目の抽出

以上の検討結果を基に、耐震安全性の観点から保全対策に反映すべき項目があるかを検討する。

2.3 耐震安全性評価に関する共通事項

(1) 耐震安全性に影響を与えないことが自明な経年劣化事象

耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象のうち、絶縁低下、特性変化及び導通不良については、以下のとおり発生する部位によらず機器の振動応答特性又は構造強度への影響が「軽微もしくは無視」できるものと判断されるため、本項の評価を当該事象の耐震安全性評価とし、個別機器における記載を省略する。

a. 絶縁低下（絶縁体の水トリー劣化による絶縁低下を含む）

機器の質量等、耐震性に影響を及ぼすパラメータの変化とは無関係であり、また、地震により絶縁低下の進行が助長されるものではないことから、耐震安全性への影響は無視できるものと判断する。

b. 特性変化

計測制御設備等の特性変化は長期間の使用に伴い入出力の特性が変化する事象であり、耐震性に影響を及ぼすパラメータの変化とは無関係である。また、地震により特性変化の進行が助長されるものではないことから、耐震安全性への影響は無視できるものと判断する。

c. 導通不良

機器の質量等、耐震性に影響を及ぼすパラメータの変化とは無関係であり、また、地震により導通不良の進行が助長されるものではないことから、耐震安全性への影響は無視できるものと判断する。

(2) 基礎ボルトの耐震安全性評価

基礎ボルトに関する耐震安全性評価は、すべて3.14章機械設備「基礎ボルト」で評価を実施するものとし、個別機器の評価では記載を省略する。

表2-3 (1/50) 高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象に対する耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果

機器分類	型 式	経年劣化事象	耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果	
			事象区分	判 断 理 由
ポンプ	ターボポンプ	主軸、吐出管等接液部の腐食（孔食及び隙間腐食）	■	主軸等については剛性が十分にあり、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
ポンプ	ターボポンプ	軸受箱の腐食（全面腐食）	■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
ポンプ	ターボポンプ	潤滑油ユニットの腐食（全面腐食）	■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
ポンプ	ターボポンプ	増速機歯車の摩耗	■	増速機等の歯車は、摩耗があっても歯車の軸が健全であるため、地震時の歯車間の相対変位は生じないことから、地震による荷重はほとんど作用しない。したがって、増速機歯車の摩耗は、耐震安全性に影響を与えるものではない。
ポンプ	ターボポンプ	増速機ケーシングの腐食（全面腐食）	■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。

■：現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できないが、機器の振動応答特性又は構造強度への影響が「軽微もしくは無視」できるもの

表2-3 (2/50) 高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象に対する耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果

機器分類	型 式	経年劣化事象	耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果	
			事象区分	判 断 理 由
ポンプ	ターボポンプ	ケーシング等の腐食（全面腐食）	■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
			■	日常の保全活動により機器の健全性を維持しており、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
ポンプ	ターボポンプ	台板等の腐食（全面腐食）	■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
ポンプ	ターボポンプ	取付ボルトの腐食（全面腐食）	■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
ポンプ	1次冷却材ポンプ	主軸の摩耗	■	主軸については剛性が十分にあり、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
ポンプ	1次冷却材ポンプ	羽根車の摩耗	■	日常の保全活動により機器の健全性を維持しており、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。

■：現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できないが、機器の振動応答特性又は構造強度への影響が「軽微もしくは無視」できるもの

表2-3 (3/50) 高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象に対する耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果

機器分類	型 式	経年劣化事象	耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果	
			事象区分	判 断 理 由
熱交換器	多管円筒形熱交換器	伝熱管の摩耗及び高サイクル疲労割れ	■	日常の保全活動により機器の健全性を維持しており、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
熱交換器	多管円筒形熱交換器	伝熱管の内面からの腐食（流れ加速型腐食）	◎	原子炉補機冷却水冷却器については、定期的な渦流探傷検査を実施しているが、現状保全によって管理される程度の腐食を想定した場合、断面減少による剛性低下は有意であるため、耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象として抽出する。
熱交換器	多管円筒形熱交換器 蒸気発生器	伝熱管のスケール付着	■	伝熱管のスケール付着による重量増加は、伝熱管本体の重量と比較して十分小さく、スケール付着による固有振動数への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
熱交換器	多管円筒形熱交換器	胴側耐圧構成品等の腐食（流れ加速型腐食）	◎	湿分分離加熱器、第1低圧給水加熱器、第2低圧給水加熱器、第3低圧給水加熱器、第4低圧給水加熱器及び第5低圧給水加熱器については、定期的な目視確認等を実施しているが、現状保全によって管理される程度の腐食を想定した場合、断面減少による剛性低下は有意であるため、耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象として抽出する。
熱交換器	多管円筒形熱交換器 直接接触式熱交換器	胴側耐圧構成品等の腐食（流れ加速型腐食）	■	日常の保全活動により機器の健全性を維持しており、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。

◎：耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象

■：現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できないが、機器の振動応答特性又は構造強度への影響が「軽微もしくは無視」できるもの

表2-3 (4/50) 高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象に対する耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果

機器分類	型 式	経年劣化事象	耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果	
			事象区分	判 断 理 由
熱交換器	多管円筒形熱交換器	管側耐圧構成部品等の腐食（流れ加速型腐食）	■	日常の保全活動により機器の健全性を維持しており、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
熱交換器	多管円筒形熱交換器	管側耐圧構成部品等の海水による腐食（異種金属接触腐食を含む）	■	ライニングの状況を確認し、機器の健全性を確認している。万一はく離等が生じた場合であっても、当該部における腐食の進展は部分的なものであり、かつ減肉量も少ないと考えられ、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
熱交換器	多管円筒形熱交換器	胴板等の外面からの腐食（全面腐食）	■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
熱交換器	多管円筒形熱交換器 直接接触式熱交換器	支持脚の腐食（全面腐食）	■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
熱交換器	多管円筒形熱交換器 直接接触式熱交換器	支持脚（スライド脚）の腐食（全面腐食）	■	耐震設計上、スライド脚のスライド方向への支持機能は期待せず、固定脚で支持する設計としているため、スライド脚の腐食による固着については耐震安全性に影響を与えるものではない。

■：現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できないが、機器の振動応答特性又は構造強度への影響が「軽微もしくは無視」できるもの

表2-3 (5/50) 高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象に対する耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果

機器分類	型 式	経年劣化事象	耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果	
			事象区分	判 断 理 由
熱交換器	多管円筒形熱交換器 直接接触式熱交換器	取付ボルトの腐食（全面腐食）	■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
熱交換器	蒸気発生器	蒸気発生器伝熱管の損傷	■	粒界腐食割れ、ピitting、管板直上部腐食損傷、フレットニング疲労、管板拡管部及び拡管境界部応力腐食割れ、小曲げUベンド部応力腐食割れ、デンティングは材料、施工法の改良、適切な水質管理等により問題となる可能性はなく、管支持板直下部摩耗については、適切な水質管理により鉄持込量を抑制しており、問題となる可能性はない。 また、振れ止め金具（AVB）部摩耗は発生したとしても現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
熱交換器	蒸気発生器	管支持板穴へのスケール付着	■	管支持板穴のスケール付着は、主に伝熱管支持部以外のBEC穴における流路閉塞事象であることから、伝熱管が固定支持となることはない。したがって、伝熱管の振動性状に影響を与えないことから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
熱交換器	蒸気発生器	600系ニッケル基合金使用部位の応力腐食割れ	■	応力・温度条件をもとに評価した結果、応力腐食割れが発生する可能性は小さく、耐震安全性に影響を与えるものではない。

■：現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できないが、機器の振動応答特性又は構造強度への影響が「軽微もしくは無視」できるもの

表2-3 (6/50) 高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象に対する耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果

機器分類	型 式	経年劣化事象	耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果	
			事象区分	判 断 理 由
熱交換器	直接接触式熱交換器	胴板等耐圧構成品の外面からの腐食（全面腐食）	■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
熱交換器	2重管式熱交換器	台座等の腐食（全面腐食）	■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
ポンプ用電動機	高圧ポンプ用電動機 低圧ポンプ用電動機	フレーム、端子箱、ブラケット、 空気冷却器側板及びカバーの腐食 （全面腐食）	■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
ポンプ用電動機	高圧ポンプ用電動機 低圧ポンプ用電動機	取付ボルトの腐食（全面腐食）	■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
容器	原子炉格納容器本体	ライナプレート等の腐食（全面腐食）	■	塗装の管理や原子炉格納容器漏えい率試験による健全性確認を実施しており、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。

■：現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できないが、機器の振動応答特性又は構造強度への影響が「軽微もしくは無視」できるもの

表2-3 (7/50) 高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象に対する耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果

機器分類	型 式	経年劣化事象	耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果	
			事象区分	判 断 理 由
容器	機械ペネトレーション	スリーブ等耐圧構成品の腐食（全面腐食）	■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
容器	電気ペネトレーション	本体の腐食（全面腐食）	■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
容器	補機タンク	胴板等耐圧構成品の外表面からの腐食（全面腐食）	■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
容器	補機タンク	胴板等耐圧構成品の内面からの腐食（全面腐食）	■	日常の保全活動により機器の健全性を維持しており、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
容器	補機タンク 脱塩塔	支持脚等の腐食（全面腐食）	■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
容器	補機タンク	支持脚（スライド脚）の腐食（全面腐食）	■	耐震設計上、スライド脚のスライド方向への支持機能は期待せず、固定脚で支持する設計としているため、スライド脚の腐食による固着については耐震安全性に影響を与えるものではない。

■：現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できないが、機器の振動応答特性又は構造強度への影響が「軽微もしくは無視」できるもの

表2-3 (8/50) 高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象に対する耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果

機器分類	型 式	経年劣化事象	耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果	
			事象区分	判 断 理 由
容器	補機タンク	取付ボルトの腐食（全面腐食）	■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
容器	フィルタ	スクリーン流路の減少	■	清掃等による管理を行っており、仮に異物の付着等が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
配管	ステンレス鋼配管	母管の高サイクル熱疲労割れ	◎	余熱除去系統配管については、「(社) 日本機械学会 配管の高サイクル熱疲労に関する評価指針」(JSME S 017-2003) に基づき評価した結果、許容値に対し余裕のある結果であるが、高サイクル熱疲労割れが発生した場合、強度上「軽微もしくは無視」できない事象となるため、耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象として抽出する。
			■	定期的に隔離弁の分解点検を実施し、機能を維持していることから、弁グランドリーク及び弁シートリークの高サイクル熱疲労割れについては耐震安全性に影響を与えるものではない。
配管	ステンレス鋼配管	母管（外面）の応力腐食割れ	■	塗装の管理を行うとともに、防水措置（保温）の健全性確認を行っており、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。

◎：耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象

■：現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できないが、機器の振動応答特性又は構造強度への影響が「軽微もしくは無視」できるもの

表2-3 (9/50) 高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象に対する耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果

機器分類	型 式	経年劣化事象	耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果	
			事象区分	判 断 理 由
配管	ステンレス鋼配管 炭素鋼配管	母管の腐食（エロージョン）	■	エロージョンについては、局所的な範囲に限定されると考えられることから、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
配管	ステンレス鋼配管	ヒートトレースの断線	■	ヒートトレースの断線は、劣化による局部過熱の影響によるものであり、地震力により断線が助長されるものではない。また、ヒートトレースが万一断線したとしても、機械的特性はほとんど変化しないため、耐震安全性に影響を与えるものではない。
配管	低合金鋼 炭素鋼配管	母管（外面）の腐食（全面腐食）	■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
配管	炭素鋼配管	母管の腐食（流れ加速型腐食）	◎	主蒸気系統配管、主給水系統配管、低温再熱蒸気系統配管、第3抽気系統配管、第4抽気系統配管、第5抽気系統配管、タービンランド蒸気系統配管、補助蒸気系統配管、第6抽気系統配管、2次系ドレン系統配管、蒸気発生器ブローダウン系統配管、2次系復水系統配管については、減肉の管理を実施することにより機能を維持している。現状保全によって管理される程度の腐食を想定した場合、断面減少による剛性低下は有意であるため、耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象として抽出する。

◎：耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象

■：現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できないが、機器の振動応答特性又は構造強度への影響が「軽微もしくは無視」できるもの

表2-3 (10/50) 高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象に対する耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果

機器分類	型 式	経年劣化事象	耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果	
			事象区分	判 断 理 由
配管	炭素鋼配管	母管（内面）の腐食（全面腐食）	■	日常の保全活動により機器の健全性を維持しており、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
			■	ライニング又は配管内面の目視確認を実施し、健全性を維持している。仮に腐食が進行しても現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
配管	配管サポート	ベースプレート、パイプクランプ等の腐食（全面腐食）	■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
配管	配管サポート	ピン等摺動部材の摩耗	■	配管熱移動による想定回数は少なく、また配管振動による発生荷重は小さいことから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
配管	配管サポート	スライドプレートのフッ素樹脂のはく離	■	耐震設計上、スライド方向への支持機能は期待していないことから、スライドプレートのフッ素樹脂のはく離は耐震安全性に影響を与えるものではない。

■：現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できないが、機器の振動応答特性又は構造強度への影響が「軽微もしくは無視」できるもの

表2-3 (11/50) 高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象に対する耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果

機器分類	型 式	経年劣化事象	耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果	
			事象区分	判 断 理 由
弁	一般弁（本体部） 仕切弁 玉形弁 バタフライ弁 スイング逆止弁 リフト逆止弁	弁箱、弁蓋等の腐食（流れ加速型腐食及びエロージョン）	■	日常の保全活動により機器の健全性を維持しており、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
弁	一般弁（本体部） 仕切弁 玉形弁 バタフライ弁 スイング逆止弁 リフト逆止弁 安全逃がし弁	弁箱、弁蓋等の腐食（全面腐食）	■	日常の保全活動により機器の健全性を維持しており、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
弁	一般弁（本体部） 仕切弁 バタフライ弁 スイング逆止弁	弁箱、弁蓋等の腐食（異種金属接触腐食）	■	ライニングの状況を確認し、機器の健全性を確認している。万一はく離等が生じた場合であっても、当該部における腐食の進展は部分的なものであり、かつ減肉量も少ないと考えられ、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。

■：現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できないが、機器の振動応答特性又は構造強度への影響が「軽微もしくは無視」できるもの

表2-3 (12/50) 高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象に対する耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果

機器分類	型 式	経年劣化事象	耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果	
			事象区分	判 断 理 由
弁	一般弁（本体部） 仕切弁 玉形弁 バタフライ弁 ダイヤフラム弁 スイング逆止弁 リフト逆止弁 安全逃がし弁	弁箱、弁蓋（外面）の腐食（全面腐食）	■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
弁	一般弁（本体部） 仕切弁 玉形弁 バタフライ弁 スイング逆止弁 リフト逆止弁	弁体、弁座又は弁箱弁座部（シート面）の摩耗	■	日常の保全活動により機器の健全性を維持しており、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
弁	一般弁（本体部） 仕切弁 玉形弁 バタフライ弁	弁棒（パッキン受け部及び軸保持部）の摩耗	■	日常の保全活動により機器の健全性を維持しており、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
弁	一般弁（本体部） 仕切弁 玉形弁 バタフライ弁 スイング逆止弁	弁棒の腐食（隙間腐食）	■	日常の保全活動により機器の健全性を維持しており、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。

■：現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できないが、機器の振動応答特性又は構造強度への影響が「軽微もしくは無視」できるもの

表2-3 (13/50) 高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象に対する耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果

機器分類	型 式	経年劣化事象	耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果	
			事象区分	判 断 理 由
弁	一般弁（本体部） 仕切弁 バタフライ弁 スイング逆止弁	弁体、弁棒等の腐食（孔食・隙間腐食）	■	日常の保全活動により機器の健全性を維持しており、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
弁	一般弁（本体部） 仕切弁 玉形弁	ヨークの腐食（全面腐食）	■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
弁	一般弁（本体部） 仕切弁 玉形弁 スイング逆止弁 リフト逆止弁	弁箱、弁蓋（外面）の応力腐食割れ	■	塗装の管理を行うとともに、防水措置（保温）の健全性確認を行っており、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
弁	一般弁（本体部） 玉形弁 バタフライ弁	弁箱、弁蓋等の応力腐食割れ	■	日常の保全活動により機器の健全性を維持しており、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
弁	一般弁（本体部） バタフライ弁	弁体、弁棒の摩耗	■	日常の保全活動により機器の健全性を維持しており、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。

■：現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できないが、機器の振動応答特性又は構造強度への影響が「軽微もしくは無視」できるもの

表2-3 (14/50) 高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象に対する耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果

機器分類	型 式	経年劣化事象	耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果	
			事象区分	判 断 理 由
弁	一般弁（本体部） ダイヤフラム弁	弁箱の腐食（全面腐食）	■	ライニングの状況を確認し、機器の健全性を確認している。万一はく離等が生じた場合であっても、当該部における腐食の進展は部分的なものであり、かつ減肉量も少ないと考えられ、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
弁	一般弁（本体部） ダイヤフラム弁	弁棒の摩耗	■	日常の保全活動により機器の健全性を維持しており、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
弁	一般弁（本体部） スイング逆止弁	弁棒、アームの摩耗	■	日常の保全活動により機器の健全性を維持しており、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
弁	一般弁（本体部） リフト逆止弁	弁体の固着	■	日常の保全活動により機器の健全性を維持しており、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
弁	一般弁（駆動部） 電動装置	フレーム及び駆動装置ハウジングの腐食（全面腐食）	■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。

■：現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できないが、機器の振動応答特性又は構造強度への影響が「軽微もしくは無視」できるもの

表2-3 (15/50) 高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象に対する耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果

機器分類	型 式	経年劣化事象	耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果	
			事象区分	判 断 理 由
弁	一般弁（駆動部） 電動装置	ステムナットの摩耗	■	ステムナットの摩耗は、弁棒との嵌合部での摺動により発生するが、地震により摩耗が助長されるものではなく、また、現状管理される程度の摩耗による強度低下もほとんどないことから、耐震性への影響はないと判断した。
弁	一般弁（駆動部） 電動装置	取付ボルトの腐食（全面腐食）	■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
弁	一般弁（駆動部） 空気作動装置	ケース、シリンダ等の外面からの腐食（全面腐食）	■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
弁	一般弁（駆動部） 空気作動装置	ケースボルト等の腐食（全面腐食）	■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
弁	特殊弁 主蒸気止め弁 蒸気加減弁	弁箱、弁蓋及び弁棒の腐食（流れ加速型腐食及びエロージョン）	■	日常の保全活動により機器の健全性を維持しており、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。

■：現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できないが、機器の振動応答特性又は構造強度への影響が「軽微もしくは無視」できるもの

表2-3 (16/50) 高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象に対する耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果

機器分類	型 式	経年劣化事象	耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果	
			事象区分	判 断 理 由
弁	特殊弁 主蒸気止め弁 蒸気加減弁 インターセプト弁及び 再熱蒸気止弁	アクチュエータの腐食（全面腐食）	■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
弁	特殊弁 主蒸気止め弁	支持脚の腐食（全面腐食）	■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
弁	特殊弁 蒸気加減弁	弁体の腐食（流れ加速型腐食）	■	日常の保全活動により機器の健全性を維持しており、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
弁	特殊弁 タービン動主給水ポンプ 駆動タービン蒸気止め 弁・蒸気加減弁	弁箱、弁蓋、蒸気室及び弁揚板の腐食（流れ加速型腐食）	■	日常の保全活動により機器の健全性を維持しており、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
弁	特殊弁 タービン動主給水ポンプ 駆動タービン蒸気止め 弁・蒸気加減弁	駆動装置シリンダ等の腐食（全面腐食）	■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。

■：現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できないが、機器の振動応答特性又は構造強度への影響が「軽微もしくは無視」できるもの

表2-3 (17/50) 高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象に対する耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果

機器分類	型 式	経年劣化事象	耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果	
			事象区分	判 断 理 由
炉内構造物	炉内構造物	炉心槽の中性子照射による靱性低下	◎	(社)日本機械学会 維持規格(JSME S NA1-2012)に基づく評価では、照射誘起型応力腐食割れ発生の可能性は小さいが、中性子照射に対する靱性値の低下は有意であるため、耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象として抽出する。
炉内構造物	炉内構造物	制御棒クラスタ案内管(案内板)の摩耗	◎	制御棒クラスタ案内管(案内板)の摩耗については、定期的に挿入時間に問題がないことを確認しているが、地震の荷重が挿入時間に影響を与えることから、耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象として抽出する。
炉内構造物	炉内構造物	炉内計装用シンプルチューブの摩耗	◎	炉内計装用シンプルチューブの摩耗については、渦流探傷検査により摩耗状況を確認しているが、現状保全によって管理される程度の摩耗を想定した場合、断面減少による剛性低下は有意であるため、耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象として抽出する。
ケーブル	高圧ケーブル 低圧ケーブル 同軸ケーブル 光ファイバケーブル	シース、外部シース、コード外被及び心線被覆の劣化	■	シース、外部シース、コード外被及び心線被覆の劣化は、機器の質量等、耐震性に影響を及ぼすパラメータの変化とは無関係であり、また、地震により劣化の進行が助長されるものではないことから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
ケーブル	ケーブルトレイ等	ケーブルトレイ(本体)等の腐食(全面腐食)	■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。

◎：耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象

■：現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できないが、機器の振動応答特性又は構造強度への影響が「軽微もしくは無視」できるもの

表2-3 (18/50) 高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象に対する耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果

機器分類	型 式	経年劣化事象	耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果	
			事象区分	判 断 理 由
ケーブル	ケーブルトレイ等	電線管（本体）及びカップリングの外面からの腐食（全面腐食）	■	塗装又は亜鉛メッキの管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
ケーブル	ケーブルトレイ等	埋込金物（大気接触部）の腐食（全面腐食）	■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
ケーブル	ケーブル接続部	ボックスコネクタの腐食（全面腐食）	■	日常の保全活動により機器の健全性を維持しており、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
ケーブル	ケーブル接続部	接続端子等の腐食（全面腐食）	■	日常の保全活動により機器の健全性を維持しており、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
電気設備	メタルクラッド開閉装置	外被の腐食（全面腐食）	■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。

■：現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できないが、機器の振動応答特性又は構造強度への影響が「軽微もしくは無視」できるもの

表2-3 (19/50) 高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象に対する耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果

機器分類	型 式	経年劣化事象	耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果	
			事象区分	判 断 理 由
電気設備	メタルクラッド開閉装置 パワーセンタ	操作機構の固着	■	固着の原因である潤滑剤の劣化は、温度等環境の影響によるものであり、地震力により固着が助長されるものではなく、かつ本固着は耐震性に影響を及ぼすパラメータの変化とは無関係であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
電気設備	メタルクラッド開閉装置	消弧室の汚損	■	日常の保全活動により機器の健全性を維持しており、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
電気設備	メタルクラッド開閉装置 動力変圧器 パワーセンタ コントロールセンタ	筐体、架台及びチャンネルベース の腐食（全面腐食）	■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
電気設備	メタルクラッド開閉装置 パワーセンタ コントロールセンタ	埋込金物（大気接触部）の腐食 （全面腐食）	■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
電気設備	メタルクラッド開閉装置	真空バルブの真空度低下	■	真空バルブの真空度低下は、長期使用によるスローリーク等により生じるもので、地震力により真空度低下が助長されるものではない。また、真空度低下は耐震性に影響を及ぼすパラメータとは無関係であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。

■：現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できないが、機器の振動応答特性又は構造強度への影響が「軽微もしくは無視」できるもの

表2-3 (20/50) 高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象に対する耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果

機器分類	型 式	経年劣化事象	耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果	
			事象区分	判 断 理 由
電気設備	メタルクラッド開閉装置 動力変圧器 コントロールセンタ	取付ボルトの腐食（全面腐食）	■	亜鉛メッキの管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
電気設備	動力変圧器	接続端子部の腐食（全面腐食）	■	メッキの管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
タービン設備	高圧タービン	主蒸気入口管及び車室の外表面からの腐食（全面腐食）	■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
タービン設備	高圧タービン	主蒸気入口管、車室及びノズル室の腐食（流れ加速型腐食）	◎	主蒸気入口管については、減肉の管理を実施することにより機能を維持している。現状保全によって管理される程度の腐食を想定した場合、断面減少による剛性低下は有意であるため、耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象として抽出する。
			■	車室及びノズル室については、剛性が十分にあり、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。

◎：耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象

■：現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できないが、機器の振動応答特性又は構造強度への影響が「軽微もしくは無視」できるもの

表2-3 (21/50) 高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象に対する耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果

機器分類	型 式	経年劣化事象	耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果	
			事象区分	判 断 理 由
タービン設備	高圧タービン タービン動主給水ポンプ駆 動タービン	車室の変形	■	現状保全によって管理される程度の範囲の車室水平継手の隙間を生じさせる変形に対しては、継手面に歪が生じたとしても上下車室はボルト締付により一体化しており、車室の剛性への影響は無視できることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
タービン設備	高圧タービン	アウターグランド本体及びダイヤ フラムリングの腐食（流れ加速型 腐食）	■	日常の保全活動により機器の健全性を維持しており、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
タービン設備	高圧タービン	アウターグランド本体、ダイヤフ ラムリング及び軸受台の腐食（全 面腐食）	■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
タービン設備	高圧タービン 低圧タービン	油止輪、カップリングボルト及び 台板の腐食（全面腐食）	■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
タービン設備	高圧タービン 低圧タービン タービン動主給水ポンプ駆 動タービン	車軸の応力腐食割れ	■	日常の保全活動により機器の健全性を維持しており、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。

■：現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できないが、機器の振動応答特性又は構造強度への影響が「軽微もしくは無視」できるもの

表2-3 (22/50) 高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象に対する耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果

機器分類	型 式	経年劣化事象	耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果	
			事象区分	判 断 理 由
タービン設備	高圧タービン 低圧タービン タービン動主給水ポンプ駆 動タービン	ジャーナル軸受ホワイトメタルの 摩耗、はく離	■	ジャーナル軸受のホワイトメタルの摩耗及びはく離が発生しても、軸受の剛性はほとんど変化しないことから振動特性は影響を受けない。したがって、ジャーナル軸受のホワイトメタルの摩耗及びはく離による耐震性への影響はない。
タービン設備	低圧タービン	外部車室及びグランド本体の外 面からの腐食（全面腐食）	■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
タービン設備	低圧タービン	外部車室の腐食（流れ加速型腐 食）	■	日常の保全活動により機器の健全性を維持しており、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
タービン設備	低圧タービン	第1内部車室及び第2内部車室の 腐食（流れ加速型腐食）	■	日常の保全活動により機器の健全性を維持しており、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
タービン設備	低圧タービン	軸受箱及びグランド本体（外面） の腐食（全面腐食）	■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
タービン設備	低圧タービン	グランド本体の腐食（流れ加速型 腐食）	■	日常の保全活動により機器の健全性を維持しており、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。

■：現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できないが、機器の振動応答特性又は構造強度への影響が「軽微もしくは無視」できるもの

表2-3 (23/50) 高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象に対する耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果

機器分類	型 式	経年劣化事象	耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果	
			事象区分	判 断 理 由
タービン設備	低圧タービン タービン動主給水ポンプ駆 動タービン	動翼の腐食（エロージョン）	■	動翼については、剛性が十分にあり、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
タービン設備	低圧タービン	静翼の腐食（流れ加速型腐食）	■	日常の保全活動により機器の健全性を維持しており、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
タービン設備	タービン動主給水ポンプ駆 動タービン	車室及びグランド本体の外表面からの腐食（全面腐食）	■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
タービン設備	タービン動主給水ポンプ駆 動タービン	車室、低圧ノズル室及びグランド 本体の腐食（流れ加速型腐食）	■	日常の保全活動により機器の健全性を維持しており、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
タービン設備	タービン動主給水ポンプ駆 動タービン	軸受台及び台板の腐食（全面腐 食）	■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
タービン設備	タービン動補助給水ポンプ タービン	翼車の応力腐食割れ	■	日常の保全活動により機器の健全性を維持しており、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。

■：現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できないが、機器の振動応答特性又は構造強度への影響が「軽微もしくは無視」できるもの

表2-3 (24/50) 高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象に対する耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果

機器分類	型 式	経年劣化事象	耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果	
			事象区分	判 断 理 由
タービン設備	タービン動補助給水ポンプ タービン	ケーシング及び主油ポンプケーシング等の腐食（全面腐食）	■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
タービン設備	タービン動補助給水ポンプ タービン	ガバナ调速機構の腐食（全面腐食）	■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
タービン設備	タービン動補助給水ポンプ タービン	台板及び取付ボルトの腐食（全面腐食）	■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
タービン設備	调速装置・保安装置	ケーシング及びチューブの腐食（全面腐食）	■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
タービン設備	调速装置・保安装置	架台及びスタンドの腐食（全面腐食）	■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
タービン設備	调速装置・保安装置	弁箱、シリンダ及びピストンの腐食（全面腐食）	■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。

■：現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できないが、機器の振動応答特性又は構造強度への影響が「軽微もしくは無視」できるもの

表2-3 (25/50) 高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象に対する耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果

機器分類	型 式	経年劣化事象	耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果	
			事象区分	判 断 理 由
コンクリート構造物及び鉄骨構造物	鉄骨構造物	鉄骨の強度低下	■	目視確認による健全性確認を実施しており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、耐津波安全性への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
計測制御設備	プロセス計測制御設備	計装用取出配管、計器元弁、計装配管及び計器弁の外面からの応力腐食割れ	■	日常の保全活動により機器の健全性を維持しており、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
計測制御設備	プロセス計測制御設備	筐体、スタンション、ベースプレート、サポート、チャンネルベース及び架台の腐食（全面腐食）	■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
計測制御設備	プロセス計測制御設備	パイプハンガー及びパイプハンガークランプの腐食（全面腐食）	■	亜鉛メッキの管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
計測制御設備	プロセス計測制御設備	取付ボルトの腐食（全面腐食）	■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
計測制御設備	プロセス計測制御設備	埋込金物（大気接触部）の腐食（全面腐食）	■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。

■：現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できないが、機器の振動応答特性又は構造強度への影響が「軽微もしくは無視」できるもの

表2-3 (26/50) 高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象に対する耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果

機器分類	型 式	経年劣化事象	耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果	
			事象区分	判 断 理 由
計測制御設備	プロセス計測制御設備	計装用取出配管（炭素鋼、鋳鉄）の内面からの腐食（全面腐食）	■	ライニングの状況を確認し、機器の健全性を確認している。万一はく離等が生じた場合であっても、当該部における腐食の進展は部分的なものであり、かつ減肉量も少ないと考えられ、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
計測制御設備	プロセス計測制御設備	計器元弁の内面からの腐食（全面腐食）	■	日常の保全活動により機器の健全性を維持しており、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
計測制御設備	プロセス計測制御設備	計装用取出配管等（炭素鋼、鋳鉄、銅合金）の外表面からの腐食（全面腐食）	■	塗装の管理又は防水措置（保温）の健全性確認を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
計測制御設備	プロセス計測制御設備	伝送器の腐食（全面腐食）	■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
計測制御設備	制御設備	筐体、埋込金物（大気接触部）、サポート、チャンネルベース、台板、取付ボルト及び架台の腐食（全面腐食）	■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。

■：現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できないが、機器の振動応答特性又は構造強度への影響が「軽微もしくは無視」できるもの

表2-3 (27/50) 高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象に対する耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果

機器分類	型 式	経年劣化事象	耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果	
			事象区分	判 断 理 由
空調設備	ファン	ケーシング等の腐食（全面腐食）	■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
空調設備	ファン	主軸等の腐食（全面腐食）	■	主軸等については剛性が十分にあることから、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
空調設備	ファン 電動機 空調ユニット	取付ボルト等の腐食（全面腐食）	■	塗装又は亜鉛メッキの管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
空調設備	電動機	フレーム、端子箱及びブラケットの腐食（全面腐食）	■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
空調設備	空調ユニット	骨組鋼材及び外板の腐食（全面腐食）	■	塗装又は亜鉛メッキの管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。

■：現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できないが、機器の振動応答特性又は構造強度への影響が「軽微もしくは無視」できるもの

表2-3 (28/50) 高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象に対する耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果

機器分類	型 式	経年劣化事象	耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果	
			事象区分	判 断 理 由
空調設備	冷水設備	圧縮機ケーシング及び冷媒配管の腐食（全面腐食）	■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
空調設備	冷水設備	空調用冷凍機（熱交換器）のシェル及びチューブサポートの腐食（全面腐食）	■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
空調設備	冷水設備	凝縮器伝熱管の内面からの腐食（流れ加速型腐食）	◎	凝縮器伝熱管については、定期的な渦流探傷検査を実施しているが、現状保全によって管理される程度の腐食を想定した場合、断面減少による剛性低下は有意であるため、耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象として抽出する。
空調設備	冷水設備	伝熱管のスケール付着	■	凝縮器伝熱管及び蒸発器伝熱管のスケール付着による重量増加は、伝熱管本体の重量と比較して十分小さく、スケール付着による固有振動数への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
空調設備	冷水設備	凝縮器管板・水室の海水による腐食（異種金属接触腐食含む）	■	ライニングの状況を確認し、機器の健全性を確認している。万一はく離等が生じた場合であっても、当該部における腐食の進展は部分的なものであり、かつ減肉量も少ないと考えられ、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。

◎：耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象

■：現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できないが、機器の振動応答特性又は構造強度への影響が「軽微もしくは無視」できるもの

表2-3 (29/50) 高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象に対する耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果

機器分類	型 式	経年劣化事象	耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果	
			事象区分	判 断 理 由
空調設備	冷水設備	空調用冷水系統（配管、空調用冷水ポンプ、空調用冷水膨張タンク）の外側からの腐食（全面腐食）	■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
空調設備	冷水設備	架台等の腐食（全面腐食）	■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
空調設備	冷水設備	空調用冷水膨張タンク支持脚（スライド脚）の腐食（全面腐食）	■	耐震設計上、スライド脚のスライド方向への支持機能は期待せず、固定脚で支持する設計としているため、スライド脚の腐食による固着については耐震安全性に影響を与えるものではない。
空調設備	ダクト	接続鋼材、補強鋼材、接続ボルト、サポート鋼材及びベースプレートの腐食（全面腐食）	■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
空調設備	ダクト	外板の応力腐食割れ	■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。

■：現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できないが、機器の振動応答特性又は構造強度への影響が「軽微もしくは無視」できるもの

表2-3 (30/50) 高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象に対する耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果

機器分類	型 式	経年劣化事象	耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果	
			事象区分	判 断 理 由
空調設備	ダクト	外板の腐食（全面腐食）	■	塗装又は亜鉛メッキの管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
空調設備	ダクト	埋込金物（大気接触部）の腐食（全面腐食）	■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
空調設備	ダンパ	ダンパ羽根及びケーシングの腐食（全面腐食）	■	塗装又は亜鉛メッキの管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
空調設備	ダンパ	ダンパシャフトの固着	■	作動確認により機能を維持している。また、地震力により固着が助長されるものではなく、かつ固着は耐震性に影響を及ぼすパラメータの変化とは無関係であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
空調設備	ダンパ	ダンパシャフト及び軸受（すべり）の摩耗	■	日常の保全活動により機器の健全性を維持しており、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。

■：現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できないが、機器の振動応答特性又は構造強度への影響が「軽微もしくは無視」できるもの

表2-3 (31/50) 高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象に対する耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果

機器分類	型 式	経年劣化事象	耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果	
			事象区分	判 断 理 由
空調設備	ダンパ	接続ボルトの腐食（全面腐食）	■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
機械設備	重機器サポート	サポートブラケット等大気接触部の腐食（全面腐食）	■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
機械設備	重機器サポート	原子炉容器炉心近傍部材（サポートリブ）の照射脆化	◎	原子炉容器サポートについては、運転開始後60年時点においても照射量は少なく、脆性破壊が発生する可能性は小さいが、中性子及びγ線照射による材料の靱性低下は有意であるため、耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象として抽出する。
機械設備	重機器サポート	パッド及びヒンジ等摺動部の摩耗	◎	蒸気発生器サポート、1次冷却材ポンプサポートの支持脚ヒンジ摺動部の摩耗については、現状保全によって管理される程度の摩耗を想定した場合、断面減少による剛性低下は有意であるため、耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象として抽出する。
			■	原子炉容器サポートのパッドの摩耗については、キャビティシール据付時の漏えい確認により、原子炉容器とキャビティに有意な高低差がないことを確認しており、管理された程度の摩耗であれば、剛性はほとんど変化しないことから、耐震安全性に影響を与えるものではない。

◎：耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象

■：現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できないが、機器の振動応答特性又は構造強度への影響が「軽微もしくは無視」できるもの

表2-3 (32/50) 高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象に対する耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果

機器分類	型 式	経年劣化事象	耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果	
			事象区分	判 断 理 由
機械設備	空気圧縮機	Vプーリの摩耗	■	日常の保全活動により機器の健全性を維持しており、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
機械設備	空気圧縮機	圧縮機等の外面からの腐食（全面腐食）	■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
機械設備	空気圧縮機	主軸、ピストンロッド等の摩耗	■	日常の保全活動により機器の健全性を維持しており、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
機械設備	空気圧縮機	フレーム、ブラケット、端子箱及び台板の腐食（全面腐食）	■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
機械設備	空気圧縮機	胴板等耐圧構成品の内面からの腐食（全面腐食）	◎	目視確認により腐食やスケールの有無を確認しているが、現状保全によって管理される程度の腐食を想定した場合、部材断面の減肉は有意であるため、耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象として抽出する。

◎：耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象

■：現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できないが、機器の振動応答特性又は構造強度への影響が「軽微もしくは無視」できるもの

表2-3 (33/50) 高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象に対する耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果

機器分類	型 式	経年劣化事象	耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果	
			事象区分	判 断 理 由
機械設備	空気圧縮機	取付ボルトの腐食（全面腐食）	■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
機械設備	空気圧縮機	フランジボルトの腐食（全面腐食）	■	日常の保全活動により機器の健全性を維持しており、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
機械設備	燃料取扱設備（クレーン関係）	走行・横行レール及びブリッジガータ等の腐食（全面腐食）	■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
機械設備	燃料取扱設備（クレーン関係）	ワイヤロープの摩耗及び素線切れ	■	寸法計測及び目視確認を行い、必要に応じて取替を実施しており、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、耐荷重の低下はほとんどないため、耐震安全性に影響を与えるものではない。
機械設備	燃料取扱設備（クレーン関係）	ロッキングカムの摩耗	■	ロッキングカムは、フィンガを作動させる機能を有し、燃料集合体の支持機能を有するものではなく、また、クレーンの主構造部ではない。このため、ロッキングカムの摩耗により、燃料集合体の落下及びクレーン転倒に影響を生じることではなく、耐震安全性に影響を与えるものではない。

■：現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できないが、機器の振動応答特性又は構造強度への影響が「軽微もしくは無視」できるもの

表2-3 (34/50) 高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象に対する耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果

機器分類	型 式	経年劣化事象	耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果	
			事象区分	判 断 理 由
機械設備	燃料取扱設備（クレーン関係） 燃料移送装置	筐体、チャンネルベース及び取付ボルトの腐食（全面腐食）	■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
機械設備	燃料移送装置	トルクリミッタ（摩擦板）の摩耗	■	日常の保全活動により機器の健全性を維持しており、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
機械設備	燃料移送装置	チェーン（ブッシュ部）の摩耗	■	日常の保全活動により機器の健全性を維持しており、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
機械設備	燃料移送装置	基礎金物（大気接触部）の腐食（全面腐食）	■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
機械設備	原子炉容器上部ふた付属設備	プランジャーの摩耗	■	プランジャーは、圧力ハウジング内に支持されるラッチ機構の1部品であり、地震時の荷重を受け持つ部材ではないことから、摩耗によって地震時の制御棒操作機能を損うことなく、耐震安全性に影響を与えるものではない。

■：現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できないが、機器の振動応答特性又は構造強度への影響が「軽微もしくは無視」できるもの

表2-3 (35/50) 高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象に対する耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果

機器分類	型 式	経年劣化事象	耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果	
			事象区分	判 断 理 由
機械設備	原子炉容器上部ふた付属設備	ラッチアーム及び駆動軸の摩耗	■	ラッチアームは圧力ハウジング内に支持されるラッチ機構の1部品であり、駆動軸は駆動軸サブアセンブリの1部品である。駆動軸は山部がラッチアーム刃先上に乗ることで保持されている。 許容摩耗量は幾何学的な拘束条件からラッチアーム刃先厚さとして決まるものである。地震時においてもこの拘束条件及び許容摩耗量に変化はないことから、ラッチアームの摩耗による耐震性への影響はない。
機械設備	原子炉容器上部ふた付属設備	耐震サポートの腐食（全面腐食）	■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
機械設備	原子炉容器上部ふた付属設備	コノシールガスケット取付部の摩耗	■	日常の保全活動により機器の健全性を維持しており、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
機械設備	原子炉容器上部ふた付属設備	ヘリコフレックスシール取付部の腐食（隙間腐食）	■	日常の保全活動により機器の健全性を維持しており、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
機械設備	原子炉容器内挿物	制御棒被覆管の摩耗	◎	被覆管の摩耗については、現状保全によって管理される程度の摩耗を想定した場合、断面減少による制御棒挿入性への影響は有意であるため、耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象として抽出する。

◎：耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象

■：現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できないが、機器の振動応答特性又は構造強度への影響が「軽微もしくは無視」できるもの

表2-3 (36/50) 高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象に対する耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果

機器分類	型 式	経年劣化事象	耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果	
			事象区分	判 断 理 由
機械設備	原子炉容器内挿物	制御棒被覆管先端部の照射誘起割れ	■	照射量の管理により、割れが発生する前に取替える対応としているが、万一、割れが発生した場合においても、発生する割れは軸方向であることから、地震により割れを進展させるものではない。また、制御棒と制御棒案内シンプルとのギャップが十分確保されていることから、制御棒先端部に割れが発生したと仮定しても制御棒の挿入性に影響はない。したがって、制御棒先端部の照射誘起割れは耐震安全性に影響を与えるものではない。
機械設備	原子炉容器内挿物	制御棒被覆管の照射下クリープ	■	被覆管の照射クリープについては、定期的を目視確認を行っており、また定期的に取り替を行うこととしており、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では剛性はほとんど変化しないことから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
機械設備	原子炉容器内挿物	スパイダー、ベーン及びフィンガの熱時効	■	スパイダー、ベーン及びフィンガの熱時効については、定期的を目視確認を行っており、また定期的に取り替を行うこととしており、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では剛性はほとんど変化しないことから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
機械設備	濃縮減容設備	蒸発器胴板等ステンレス鋼使用部位の応力腐食割れ	◎	蒸発器胴板及び加熱器伝熱管については、内面状態の確認や漏えい試験により健全性を確認しているが、将来にわたって発生することが否定できないことから、耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象として抽出する。

◎：耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象

■：現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できないが、機器の振動応答特性又は構造強度への影響が「軽微もしくは無視」できるもの

表2-3 (37/50) 高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象に対する耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果

機器分類	型 式	経年劣化事象	耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果	
			事象区分	判 断 理 由
機械設備	濃縮減容設備	伝熱管のスケール付着	■	伝熱管のスケール付着による重量増加は、伝熱管本体の重量と比較して十分小さく、スケール付着による固有振動数への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
機械設備	濃縮減容設備	炭素鋼製耐圧構成品の外表面からの腐食（全面腐食）	■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
機械設備	濃縮減容設備	支持脚等の腐食（全面腐食）	■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
機械設備	濃縮減容設備	支持脚（スライド脚）の腐食（全面腐食）	■	耐震設計上、スライド脚のスライド方向への支持機能は期待せず、固定脚で支持する設計としているため、スライド脚の腐食による固着については耐震安全性に影響を与えるものではない。
機械設備	セメント固化装置	主軸等ステンレス鋼及び耐食耐熱合金鋼使用部位の応力腐食割れ	■	日常の保全活動により機器の健全性を維持しており、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
機械設備	セメント固化装置	支持脚等の腐食（全面腐食）	■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。

■：現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できないが、機器の振動応答特性又は構造強度への影響が「軽微もしくは無視」できるもの

表2-3 (38/50) 高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象に対する耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果

機器分類	型 式	経年劣化事象	耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果	
			事象区分	判 断 理 由
機械設備	セメント固化装置	伝熱管内面のスケール付着	■	伝熱管のスケール付着による重量増加は、伝熱管本体の重量と比較して十分小さく、スケール付着による固有振動数への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
機械設備	セメント固化装置	炭素鋼製耐圧構成品の外表面からの腐食（全面腐食）	■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
機械設備	焼却減容設備	耐火物の減肉	■	耐火物及び耐火煉瓦は耐圧構成品ではなく、外側の炉外殻の耐震安全性が確保されていれば問題ないことから、耐火物及び耐火煉瓦の減肉は耐震安全性に影響を与えるものではない。
機械設備	焼却減容設備	耐火物の割れ	■	耐火物及び耐火煉瓦は耐圧構成品ではなく、外側の炉外殻の耐震安全性が確保されていれば問題ないことから、耐火物及び耐火煉瓦の割れは耐震安全性に影響を与えるものではない。
機械設備	焼却減容設備	外殻等の腐食（全面腐食）	■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
			■	日常の保全活動により機器の健全性を維持しており、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。

■：現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できないが、機器の振動応答特性又は構造強度への影響が「軽微もしくは無視」できるもの

表2-3 (39/50) 高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象に対する耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果

機器分類	型 式	経年劣化事象	耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果	
			事象区分	判 断 理 由
機械設備	焼却減容設備	下部ベルフレーム溶接部等の疲労割れ	■	日常の保全活動により機器の健全性を維持しており、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
機械設備	焼却減容設備	グラニューール出口ケーシングのクリープ	■	日常の保全活動により機器の健全性を維持しており、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
機械設備	焼却減容設備	架台等の腐食（全面腐食）	■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
機械設備	スチームコンバータ	加熱管及び冷却管の摩耗及び高サイクル疲労割れ	■	日常の保全活動により機器の健全性を維持しており、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
機械設備	スチームコンバータ	加熱管のスケール付着	■	伝熱管のスケール付着による重量増加は、伝熱管本体の重量と比較して十分小さく、スケール付着による固有振動数への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
機械設備	スチームコンバータ	一次側、二次側の耐圧構成品等の腐食（流れ加速型腐食）	■	日常の保全活動により機器の健全性を維持しており、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。

■：現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できないが、機器の振動応答特性又は構造強度への影響が「軽微もしくは無視」できるもの

表2-3 (40/50) 高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象に対する耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果

機器分類	型 式	経年劣化事象	耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果	
			事象区分	判 断 理 由
機械設備	スチームコンバータ	胴板等の外面からの腐食（全面腐食）	■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
機械設備	スチームコンバータ	胴板等耐圧構成品の内面からの腐食（全面腐食）	■	日常の保全活動により機器の健全性を維持しており、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
機械設備	スチームコンバータ	支持脚及び台板の腐食（全面腐食）	■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
機械設備	スチームコンバータ	支持脚（スライド脚）の腐食（全面腐食）	■	耐震設計上、スライド脚のスライド方向への支持機能は期待せず、固定脚で支持する設計としているため、スライド脚の腐食による固着については耐震安全性に影響を与えるものではない。
機械設備	スチームコンバータ	取付ボルトの腐食（全面腐食）	■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。

■：現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できないが、機器の振動応答特性又は構造強度への影響が「軽微もしくは無視」できるもの

表2-3 (41/50) 高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象に対する耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果

機器分類	型 式	経年劣化事象	耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果	
			事象区分	判 断 理 由
機械設備	水素濃度制御装置	触媒プレート（触媒）の水素反応機能低下	■	触媒プレート（触媒）の水素反応機能低下は、機器の質量等、耐震性に影響を及ぼすパラメータの変化とは無関係であり、また、地震により水素反応機能低下の進行が助長されるものではないことから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
機械設備	水素濃度制御装置	支持架台等の腐食（全面腐食）	■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
機械設備	基礎ボルト	大気接触部の腐食（塗装あり部） （全面腐食）	■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
機械設備	基礎ボルト	大気接触部の腐食（塗装なし部） （全面腐食）	◎	大気接触部の腐食については、腐食を想定した場合、断面減少による剛性低下は有意であるため、耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象として抽出する。
電源設備 （電気）	ディーゼル発電機	フレーム、冷却ファン、ブラケット及びベッドの腐食（全面腐食）	■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。

◎：耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象

■：現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できないが、機器の振動応答特性又は構造強度への影響が「軽微もしくは無視」できるもの

表2-3 (42/50) 高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象に対する耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果

機器分類	型 式	経年劣化事象	耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果	
			事象区分	判 断 理 由
電源設備 (電気)	ディーゼル発電機 直流電源設備 計器用分電盤 制御棒駆動装置用電源設備	取付ボルトの腐食 (全面腐食)	■	塗装又はメッキの管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
電源設備 (電気)	直流電源設備 無停電電源 計器用分電盤 制御棒駆動装置用電源設備	筐体、チャンネルベース及び架台の腐食 (全面腐食)	■	塗装又はメッキの管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
電源設備 (電気)	直流電源設備 無停電電源 計器用分電盤 制御棒駆動装置用電源設備	埋込金物 (大気接触部) の腐食 (全面腐食)	■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
電源設備 (電気)	制御棒駆動装置用電源設備	操作機構の固着	■	固着の原因であるグリスの固化は、温度等環境の影響によるものであり、地震力により固化が助長されるものではなく、かつ本固着は耐震性に影響を及ぼすパラメータの変化とは無関係であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
電源設備 (電気)	制御棒駆動装置用電源設備	外被の腐食 (全面腐食)	■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。

■：現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できないが、機器の振動応答特性又は構造強度への影響が「軽微もしくは無視」できるもの

表2-3 (43/50) 高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象に対する耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果

機器分類	型 式	経年劣化事象	耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果	
			事象区分	判 断 理 由
電源設備 (電気)	大容量空冷式発電機	固定子枠等の腐食 (全面腐食)	■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
電源設備 (電気)	大容量空冷式発電機	筐体及び取付ボルトの腐食 (全面腐食)	■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
電源設備 (電気)	大容量空冷式発電機	タービンケーシング等の腐食 (全面腐食)	■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
電源設備 (電気)	大容量空冷式発電機	減速機ケーシングの腐食 (全面腐食)	■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
電源設備 (電気)	大容量空冷式発電機	エンクロージャ、トレーラ及び車両の外面からの腐食 (全面腐食)	■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
電源設備 (電気)	大容量空冷式発電機	大容量空冷式発電機用燃料タンク等の外面からの腐食 (全面腐食)	■	塗装又はメッキの管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。

■ : 現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できないが、機器の振動応答特性又は構造強度への影響が「軽微もしくは無視」できるもの

表2-3 (44/50) 高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象に対する耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果

機器分類	型 式	経年劣化事象	耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果	
			事象区分	判 断 理 由
電源設備 (電気)	大容量空冷式発電機	主軸、従動軸の摩耗	■	主軸及び従動軸については剛性が十分にあり、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
電源設備 (電気)	大容量空冷式発電機	燃料油配管母管の外表面からの応力腐食割れ	■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
電源設備 (機械)	非常用ディーゼル発電機機 関本体	はずみ車等の外表面からの腐食（全面腐食）	■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
電源設備 (機械)	非常用ディーゼル発電機機 関本体	シリンダ冷却水ポンプケーシング 等接液部の腐食（全面腐食）	■	日常の保全活動により機器の健全性を維持しており、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
電源設備 (機械)	非常用ディーゼル発電機機 関本体	空気冷却器管側構成品の海水による腐食（異種金属接触腐食含む）	■	ライニングの状況を確認し、機器の健全性を確認している。万一はく離等が生じた場合であっても、当該部における腐食の進展は部分的なものであり、かつ減肉量も少ないと考えられ、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。

■：現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できないが、機器の振動応答特性又は構造強度への影響が「軽微もしくは無視」できるもの

表2-3 (45/50) 高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象に対する耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果

機器分類	型 式	経年劣化事象	耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果	
			事象区分	判 断 理 由
電源設備 (機械)	非常用ディーゼル発電機機 関本体	空気冷却器伝熱管内面の腐食（流 れ加速型腐食）	◎	定期的な渦流探傷検査により伝熱管の健全性を確認している が、現状保全によって管理される程度の腐食を想定した場 合、断面減少による剛性低下は有意であるため、耐震安全上 考慮する必要のある経年劣化事象として抽出する。
電源設備 (機械)	非常用ディーゼル発電機機 関本体	空気冷却器伝熱管のスケール付着	■	空気冷却器伝熱管のスケール付着による重量増加は、伝熱管 本体の重量と比較して十分小さく、スケール付着による固有 振動数への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を 与えるものではない。
電源設備 (機械)	非常用ディーゼル発電機機 関本体	燃料油供給ポンプ軸スリーブの固 着	■	定期的な分解点検で潤滑油残渣のないことを確認しており、 仮に摺動抵抗が増加しても、機器の質量等、耐震性に影響を 及ぼすパラメータの変化とは関係なく、また、地震力により 摺動抵抗の増大が助長されるものではないことから、耐震安 全性に影響を与えるものではない。
電源設備 (機械)	非常用ディーゼル発電機機 関本体	燃料噴射ポンプ調整装置組立品各 リンクの固着	■	摺動抵抗測定、性能確認により、機器の健全性を維持してい る。仮に摺動抵抗が増加しても、機器の質量等、耐震性に影 響を及ぼすパラメータの変化とは関係なく、また、地震力に より摺動抵抗の増大が助長されるものではないことから、耐 震安全性に影響を与えるものではない。
電源設備 (機械)	非常用ディーゼル発電機機 関本体付属設備 ポンプ	軸受箱の腐食（全面腐食）	■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全 によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変 化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることか ら、耐震安全性に影響を与えるものではない。

◎：耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象

■：現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できないが、機器の振動応答特性又は構造強度への影響が「軽微もしくは無視」できるもの

表2-3 (46/50) 高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象に対する耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果

機器分類	型 式	経年劣化事象	耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果	
			事象区分	判 断 理 由
電源設備 (機械)	非常用ディーゼル発電機機 関本体付属設備 ポンプ	ケーシング等の腐食 (全面腐食)	■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
			■	日常の保全活動により機器の健全性を維持しており、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
電源設備 (機械)	非常用ディーゼル発電機機 関本体付属設備 ポンプ 容器	台板及び取付ボルトの腐食 (全面腐食)	■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
電源設備 (機械)	非常用ディーゼル発電機機 関本体付属設備 ポンプ	Vプーリの摩耗	■	日常の保全活動により機器の健全性を維持しており、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
電源設備 (機械)	非常用ディーゼル発電機機 関本体付属設備 ポンプ	シリンダ、シリンダヘッドの腐食 (全面腐食)	■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
電源設備 (機械)	非常用ディーゼル発電機機 関本体付属設備 ポンプ	フレーム、端子箱及びブラケット の腐食 (全面腐食)	■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。

■ : 現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できないが、機器の振動応答特性又は構造強度への影響が「軽微もしくは無視」できるもの

表2-3 (47/50) 高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象に対する耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果

機器分類	型 式	経年劣化事象	耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果	
			事象区分	判 断 理 由
電源設備 (機械)	非常用ディーゼル発電機機 関本体付属設備 熱交換器	伝熱管の摩耗及び高サイクル疲労 割れ	■	日常の保全活動により機器の健全性を維持しており、現状保 全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の 変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であること から、耐震安全性に影響を与えるものではない。
電源設備 (機械)	非常用ディーゼル発電機機 関本体付属設備 熱交換器	伝熱管（電気ヒータを含む）のス ケール付着	■	伝熱管（電気ヒータを含む）のスケール付着による重量増加 は、伝熱管本体の重量と比較して十分小さく、スケール付着 による固有振動数への影響は軽微であることから、耐震安全 性に影響を与えるものではない。
電源設備 (機械)	非常用ディーゼル発電機機 関本体付属設備 熱交換器	管側耐圧構成品等の海水による腐 食（異種金属接触腐食）	■	ライニングの状況を確認し、機器の健全性を確認している。 万一はく離等が生じた場合であっても、当該部における腐食 の進展は部分的なものであり、かつ減肉量も少ないと考えら れ、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響 は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものでは ない。
電源設備 (機械)	非常用ディーゼル発電機機 関本体付属設備 熱交換器	胴側耐圧構成品等の内面からの腐 食（全面腐食）	■	日常の保全活動により機器の健全性を維持しており、現状保 全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の 変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であること から、耐震安全性に影響を与えるものではない。
電源設備 (機械)	非常用ディーゼル発電機機 関本体付属設備 熱交換器	胴板等の外面からの腐食（全面腐 食）	■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全 によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変 化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることか ら、耐震安全性に影響を与えるものではない。

■：現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できないが、機器の振動応答特性又は構造強度への影響が「軽微もしくは無視」できるもの

表2-3 (48/50) 高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象に対する耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果

機器分類	型 式	経年劣化事象	耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果	
			事象区分	判 断 理 由
電源設備 (機械)	非常用ディーゼル発電機機 関本体付属設備 熱交換器 容器	支持脚の腐食 (全面腐食)	■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
電源設備 (機械)	非常用ディーゼル発電機機 関本体付属設備 熱交換器	支持脚 (スライド脚) の腐食 (全面腐食)	■	耐震設計上、スライド脚のスライド方向への支持機能は期待せず、固定脚で支持する設計としているため、スライド脚の腐食による固着については耐震安全性に影響を与えるものではない。
電源設備 (機械)	非常用ディーゼル発電機機 関本体付属設備 容器	胴板等の腐食 (全面腐食)	■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
			■	日常の保全活動により機器の健全性を維持しており、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
電源設備 (機械)	非常用ディーゼル発電機機 関本体付属設備 容器	マンホール等の外面からの腐食 (全面腐食)	■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
電源設備 (機械)	非常用ディーゼル発電機機 関本体付属設備 容器	エレメント (フィルタ) の目詰り	■	エレメントの目詰りは、地震力により目詰りが助長されるものではない。また、エレメントが目詰りしたとしても、清掃により対処していることから機械的特性はほとんど変化しないため、耐震安全性に影響を与えるものではない。

■ : 現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できないが、機器の振動応答特性又は構造強度への影響が「軽微もしくは無視」できるもの

表2-3 (49/50) 高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象に対する耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果

機器分類	型 式	経年劣化事象	耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果	
			事象区分	判 断 理 由
電源設備 (機械)	非常用ディーゼル発電機機 関本体付属設備 配管	母管の内面からの腐食 (全面腐食)	■	日常の保全活動により機器の健全性を維持しており、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
			■	ライニングの状況を確認し、機器の健全性を確認している。万一はく離等が生じた場合であっても、当該部における腐食の進展は部分的なものであり、かつ減肉量も少ないと考えられ、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
電源設備 (機械)	非常用ディーゼル発電機機 関本体付属設備 配管	母管等の外面からの腐食 (全面腐食)	■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
電源設備 (機械)	非常用ディーゼル発電機機 関本体付属設備 配管	母管の外面からの応力腐食割れ	■	塗装の管理を行うとともに、防水措置 (保温) の健全性確認を行っており、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
電源設備 (機械)	非常用ディーゼル発電機機 関本体付属設備 弁	弁箱、弁蓋等の内面からの腐食 (全面腐食)	■	日常の保全活動により機器の健全性を維持しており、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。

■ : 現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できないが、機器の振動応答特性又は構造強度への影響が「軽微もしくは無視」できるもの

表2-3 (50/50) 高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象に対する耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果

機器分類	型 式	経年劣化事象	耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果	
			事象区分	判 断 理 由
電源設備 (機械)	非常用ディーゼル発電機機 関本体付属設備 弁	弁箱、弁蓋等の外面からの腐食 (全面腐食)	■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。

■ : 現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できないが、機器の振動応答特性又は構造強度への影響が「軽微もしくは無視」できるもの

3. 個別機器の耐震安全性評価

3.1 ポンプ

本章は、玄海3号炉で使用されている主要なポンプに係わる経年劣化事象について、耐震安全性評価をまとめたものである。なお、玄海3号炉の主要機器については、既に「技術評価」において経年劣化事象に対する健全性評価を行うとともに、現状保全の評価を実施しているため、本章においてはこれら検討結果を前提条件とし、評価を実施することとする。

3.1.1 評価対象機器

玄海3号炉で使用されている主要なポンプ（「技術評価」の評価対象機器）を評価対象機器とする。なお、評価対象ポンプを表3.1-1及び表3.1-2に示す。

3.1.2 代表機器の選定

「技術評価」の評価では評価対象ポンプをタイプ等を基に分類しているが、本検討においてもこの分類にしたがって整理するものとし、それぞれの分類ごとに、「技術評価」における代表機器を本検討の代表機器とする。

ただし、グループ内で選定された「技術評価」の代表機器より、耐震重要度の上位の機器が存在する場合には、これについても代表機器として評価することとする。

各分類における、本検討での代表機器を表3.1-1及び表3.1-2の「耐震安全性評価代表機器」に示す。

なお、1次冷却材ポンプのサポートは、3.14章機械設備「重機器サポート」にて評価を実施している。

表3.1-1 玄海3号炉 ターボポンプの代表機器

分離基準			機器名称 (台数)	選定基準					「技術評価」 代表機器	耐震性 評価 代表機器
型式	内部流体	材料		重要度*4	使用条件			耐震 重要度		
					運 転	最高使用圧力 (MPa [gage])	最高使用温度 (°C)			
たて置 斜流式	海 水	ステンレス鋼鋳鋼	海水ポンプ (4)	MS-1、重*6	連 続	約 0.98	約 50	S、重*6	○	○
よこ置 うず巻式	1次冷却材 ほう酸水	低合金鋼*1	充てんポンプ (3)	MS-1、重*6	連 続	約 20.0	約 95	S、重*6	○	○
			高压注入ポンプ (2)	MS-1、重*6	一 時	約 16.7	約 150	S、重*6		
		ステンレス鋼鋳鋼	余熱除去ポンプ (2)	MS-1、重*6	連 続 (余熱除去時) 一 時 (低圧注入時)	約 4.5	約 200	S、重*6	○	○
			格納容器スプレイポンプ (2)	MS-1、重*6	一 時	約 2.7	約 150	S、重*6		
			燃料取替用水ポンプ (2)	MS-2	連 続	約 1.4	約 95	S		
			ほう酸ポンプ (2)	MS-1、重*6	連 続	約 1.4	約 95	S、重*6		
	ヒドラジン水	炭素鋼鋳鋼*2	原子炉補機冷却水ポンプ (4)	MS-1、重*6	連 続	約 1.4	約 95	S、重*6	○	○
	給 水 純 水	炭素鋼鋳鋼*2 ステンレス鋼鋳鋼	1次系補助蒸気復水ポンプ (4)	高*5	一 時	約 0.69	約 100	C	○	○
			タービン動補助給水ポンプ (1)	MS-1、重*6	一 時	約 12.1	約 40	S、重*6		
			電動補助給水ポンプ (2)	MS-1、重*6	一 時	約 12.7	約 40	S、重*6		
電動主給水ポンプ (1)			高*5	一 時	約 10.3	約 200	C			
タービン動主給水ポンプ (2)			高*5	連 続	約 10.3	約 200	C			
復水ブースタポンプ (3)			高*5	連 続	約 4.1	約 80	C			
湿分離器ドレンポンプ (2)			高*5	連 続	約 2.0	約 200	C			
常設電動注入ポンプ (1)			重*6	一 時	約 2.1	約 40	重*6			
たて置 うず巻式	給 水	炭 素 鋼*3	電動主給水ポンプ用給水ブースタ ポンプ (1)	高*5	一 時	約 3.6	約 200	C	○	○
			タービン動主給水ポンプ用給水ブ ースタポンプ (2)	高*5	連 続	約 4.1	約 200	C		
			低圧給水加熱器ドレンポンプ (2)	高*5	連 続	約 2.8	約 115	C		

*1：ケーシングは低合金鋼（内面ステンレス内張り）、主軸はステンレス鋼、羽根車はステンレス鋼鋳鋼

*2：ケーシングは炭素鋼鋳鋼、主軸はステンレス鋼、羽根車はステンレス鋼鋳鋼

*3：ケーシングは炭素鋼、主軸はステンレス鋼、羽根車はステンレス鋼鋳鋼

*4：機能は最上位の機能を示す

*5：最高使用温度が95°Cを超え、又は最高使用圧力が1,900kPaを超える環境下にある原子炉格納容器外の重要度クラス3の機器

*6：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す。又は、耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

表3.1-2 玄海3号炉 1次冷却材ポンプの代表機器

機器名称 (台数)	選 定 基 準					「技術評価」 代表機器	耐 震 安 全 性 評 価 代 表 機 器
	重要度*1	使 用 条 件			耐 震 重 要 度		
		運 転	最高使用圧力 (MPa[gage])	最高使用温度 (°C)			
1次冷却材ポンプ (4)	PS-1、重*2	連 続	約17.2	約343	S、重*2	○	○

*1：機能は最上位の機能を示す

*2：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す。又は、耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

3.1.3 耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象

(1) 「技術評価」での検討結果の整理

3.1.2項で選定した代表ポンプについて、「技術評価」で検討された経年劣化事象に対し、「技術評価」での検討結果（詳細は「玄海原子力発電所3号炉ポンプの技術評価書」参照）に基づき、耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象を保全対策を考慮し以下のとおり整理した。（表3.1-3及び表3.1-4参照）

- ① 現在発生しておらず、今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの（表中×）
- ② 現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できないもの（表中○）

なお、①（表中×）に分類した経年劣化事象については耐震安全性評価対象外とし、その理由を表3.1-3及び表3.1-4に記載した。

表3.1-3 (1/2) 玄海3号炉 ターボポンプに想定される経年劣化事象

機能達成に必要な項目	部 位	経年劣化事象	代 表 機 器			「技術評価」評価結果概要*1
			海水ポンプ	充てんポンプ	余熱除去ポンプ	
バウンダリの維持	ケーシング ケーシングカバー	疲労割れ	—	—	○	

○：現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できないもの

—：経年劣化事象が考慮されないもの

*1：「×」としたものの理由を記載

表3.1-3 (2/2) 玄海3号炉 ターボポンプに想定される経年劣化事象

機能達成に必要な項目	部 位	経年劣化事象	代 表 機 器			「技術評価」評価結果概要*1
			原子炉補機 冷却水ポンプ	電動補助給水 ポンプ	タービン動 主給水ポンプ用 給水ブースタポンプ	
—	—	—	—	—	—	高経年化対策上着目すべき 経年劣化事象はない

—：経年劣化事象が考慮されないもの

*1：「×」としたものの理由を記載

表3.1-4 玄海3号炉 1次冷却材ポンプに想定される経年劣化事象

機能達成に必要な項目	部 位	経年劣化事象	代 表 機 器	「技術評価」評価結果概要*1
			1次冷却材ポンプ	
バウンダリの維持	ケーシング	疲労割れ	○	
		熱時効	○	

○：現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できないもの

*1：「×」としたものの理由を記載

(2) 耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出

3.1.3項(1)で整理された②の経年劣化事象については、これらの事象が顕在化した場合、代表機器の振動応答特性上又は構造・強度上、影響が「有意」であるか「軽微もしくは無視」できるかを以下で検討し、「軽微もしくは無視」できる事象については耐震安全性評価対象外とすることとした。(表3.1-5及び表3.1-6に耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象一覧表を示す)

a. ターボポンプにおいて高経年化対策上着目すべき経年劣化事象

ターボポンプにおいて高経年化対策上着目すべき経年劣化事象を、「技術評価」での検討結果に基づき整理した結果(表3.1-3)、現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できない事象は、以下のとおりである。

- ・ケーシング(ケーシングカバーを含む)の疲労割れ[余熱除去ポンプ]

本経年劣化事象については、機器の振動応答特性上又は構造・強度上、影響が「軽微もしくは無視」できるとは言えず、耐震安全性評価対象(表3.1-5で◎となっているもの)とした。

b. 1次冷却材ポンプにおいて高経年化対策上着目すべき経年劣化事象

1次冷却材ポンプにおいて高経年化対策上着目すべき経年劣化事象を、「技術評価」での検討結果に基づき整理した結果(表3.1-4)、現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できない事象は、以下のとおりである。

- ・ケーシングの疲労割れ
- ・ケーシングの熱時効

これら経年劣化事象は、機器の振動応答特性上又は構造・強度上、影響が「軽微もしくは無視」できるとは言えず、すべて耐震安全性評価対象(表3.1-6で◎となっているもの)とした。

表3.1-5 (1/2) 玄海3号炉 ターボポンプの耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象一覧

部 位	経年劣化事象	代 表 機 器		
		海水ポンプ	充てんポンプ	余熱除去ポンプ
ケーシング、ケーシングカバー	疲労割れ	—	—	◎

◎：以降で評価する

—：経年劣化事象が想定されないもの及び今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの

表3.1-5 (2/2) 玄海3号炉 ターボポンプの耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象一覧

部 位	経年劣化事象	代 表 機 器		
		原子炉補機冷却水ポンプ	電動補助給水ポンプ	タービン動主給水ポンプ用 給水ブースタポンプ
—	—	—	—	—

—：経年劣化事象が想定されないもの及び今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの

表3.1-6 玄海3号炉 1次冷却材ポンプの耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象一覧

部 位	経年劣化事象	代 表 機 器
		1次冷却材ポンプ
ケーシング	疲労割れ	◎
	熱時効	◎

◎：以降で評価する

3.1.4 耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象に対する耐震安全性評価

前項にて整理し抽出した経年劣化事象及び2.2項(2)bの表2-3で耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象に対して耐震安全性評価を実施する。

(1) ケーシング（ケーシングカバーを含む）の疲労割れに対する耐震安全性評価 [余熱除去ポンプ、1次冷却材ポンプ]

耐震安全性評価では、地震時の発生応力を求め、「技術評価」での疲労評価結果を加味して評価した。

結果は、表3.1-7に示すとおりであり、通常運転時及び地震時の疲労累積係数の合計は1以下であり、ポンプケーシングの疲労割れは、耐震安全性評価上問題ない。

表3.1-7 玄海3号炉 ポンプケーシングの疲労割れに対する評価結果

評価部位		耐震重要度		疲労累積係数 (許容値1以下)		
				通常 運転時	地震時	合計
余熱除去 ポンプ	ケーシング	S	Ss*1	0.028	0.000	0.028
1次冷却材 ポンプ	ケーシング脚部	S	Ss*1	0.524*2	0.000	0.524
	ケーシング吐出 ノズル	S	Ss*1	0.522*2	0.000	0.522
	ケーシング吸込 ノズル	S	Ss*1	0.001*2	0.000	0.001

*1：Ss地震力がSd地震力及びSクラスの機器に適用される静的地震力より大きく、Ss地震力による評価応力が材料の疲労限を下回る（地震時の疲労累積係数が0.000）ためSd地震力及び静的地震力による評価を省略した

*2：(社)日本機械学会 環境疲労評価手法（JSME S NF1-2009）に基づき環境を考慮した値

なお、1次冷却材ポンプのケーシング吐出ノズルについては、工事計画において水平2方向及び鉛直方向地震力の組合わせによる影響評価の評価部位となっていることから、疲労割れに対する耐震安全性評価においても水平2方向及び鉛直方向地震力の組合わせによる影響評価を行った。

結果は、表3.1-8に示すとおりであり、水平2方向及び鉛直地震力の組合わせを考慮した場合であっても、耐震安全性評価上問題がない。

表3.1-8 玄海3号炉 水平2方向及び鉛直地震力の組合わせによる影響評価結果

評価部位	耐震重要度		疲労累積係数 (許容値1以下)		
			通常 運転時	地震時	合計
ケーシング吐出 ノズル	S	S s	0.522*1	0.000	0.522

*1：（社）日本機械学会 環境疲労評価手法（JSME S NF1-2009）に基づき環境を考慮した値

(2) ケーシングの熱時効に対する耐震安全性評価 [1次冷却材ポンプ]

熱時効が靱性に及ぼす影響は、フェライト量が多いほど大きくなり、使用条件としては応力が多いほど厳しくなることから、各条件を比較し評価を行う。

ここで、1次冷却材ポンプケーシングは1次冷却材管（ホットレグ直管）と比較すると、表3.1-9に示すとおり、ポンプケーシングの方が使用温度は低く、応力は小さいがフェライト量が多い。このため、1次冷却材ポンプケーシングのフェライト量を考慮した1次冷却材管の熱時効評価を実施し、耐震安全上問題とならないことを確認した。

したがって、より条件の厳しい1次冷却材管で熱時効による不安定破壊を起こさないことが確認されていることから、1次冷却材ポンプケーシングの熱時効についても1次冷却材管と同様に、耐震安全性評価上問題ない。

表3.1-9 玄海3号炉 1次冷却材ポンプケーシングと1次冷却材管の条件比較

耐震重要度		評価部位	フェライト量*1 (%)	使用温度*1 (°C)	応力*2 (MPa)
S	Ss	1次冷却材ポンプケーシング (吐出ノズル)	約12.2	約289.2	約113
S	Ss	1次冷却材管 (ホットレグ直管)	約9.9*3	約324.9	約174

*1：フェライト量が多く、使用温度が高いほど熱時効によりき裂進展抵抗が小さく（厳しく）なる

*2：応力が大きくなるほど応力拡大係数が大きく（厳しく）なる

*3：1次冷却材管（ホットレグ直管）のフェライト量は約9.9%であるが、保守的に厳しい値である約12.2%として評価を実施した

3.1.5 評価対象機器全体への展開

以下の手順により、評価対象機器全体への耐震安全性評価の展開を実施することとする。

3.1.5.1 代表機器以外の評価対象機器における「技術評価」での検討結果の整理

3.1.3項の代表機器及び2.2項(2)bの表2-3における耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の検討結果を用いて、代表機器以外の評価対象機器についても、「技術評価」での経年劣化事象の抽出及び保全対策の検討結果を用いて整理を行った。

(1) ケーシング（ケーシングカバーを含む）の疲労割れ

ケーシングの疲労割れに関しては、評価対象機器すべてを評価しているため、代表機器以外の機器はない。

(2) ケーシングの熱時効

ケーシングの熱時効に関しては、評価対象機器すべてを評価しているため、代表機器以外の機器はない。

「技術評価」での経年劣化事象の抽出及び保全対策の検討結果を用いて、代表機器以外の評価対象機器についても整理を行った結果、代表機器における抽出結果以外の経年劣化事象は抽出されなかった。

3.1.5.2 耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出

3.1.3項において、代表機器に想定される経年劣化事象及び2.2項(2)bの表2-3で耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象に対して、機器の振動応答特性上又は構造・強度上、影響が「軽微もしくは無視」できる事象を耐震安全性評価対象外としたものについては、評価対象機器全体において代表機器と同様の評価が可能であることを確認した。

3.1.5.3 耐震安全性評価

本項では、代表以外の機器に対する耐震安全性評価を実施する。

具体的には、3.1.5.2項で代表機器に想定される経年劣化事象以外の事象が抽出されなかったことから、代表機器に想定される経年劣化事象と同じ事象に対する耐震安全性評価を実施した。(代表機器以外の機器については表3.1-1を参照のこと)

(1) 代表機器に想定される経年劣化事象と同じ事象に対する耐震安全性評価

代表機器以外の機器に関しても、耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象はない。

3.1.6 経年劣化事象に対する動的機能維持評価

ポンプにおける高経年化に対する技術評価により、各部位に想定される経年劣化事象については、現状の保全対策により機器に与える影響が十分小さいことを確認した。

また、耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象に対する耐震安全性評価の実施により、ポンプにおける動的機能維持に必要となる部位での経年劣化事象は、機器の振動応答特性への影響が「軽微もしくは無視」できる事象であることを確認した。

これより、経年劣化事象を考慮しても、地震時に動的機能の維持が要求される機器における地震時の応答加速度は各機器の機能確認済加速度を上回るものではないと考えられ、地震時の動的機能についても維持されると判断される。

3.1.7 保全対策に反映すべき項目の抽出

ポンプにおいては、「技術評価」にて検討された保全対策に、耐震安全性の観点から追加すべき項目はない。

3.2 熱交換器

本章は、玄海3号炉で使用されている主要な熱交換器に係る経年劣化事象について、耐震安全性評価をまとめたものである。なお、玄海3号炉の主要機器については、既に「技術評価」において経年劣化事象に対する健全性評価を行うとともに、現状保全の評価を実施しているため、本章においてはこれら検討結果を前提条件とし、評価を実施することとする。

3.2.1 評価対象機器

玄海3号炉で使用されている主要な熱交換器（「技術評価」の評価対象機器）を評価対象機器とする。なお、評価対象熱交換器を表3.2-1～表3.2-4に示す。

3.2.2 代表機器の選定

「技術評価」の評価では評価対象熱交換器をタイプ等を基に分類しているが、本検討においてもこの分類にしたがって整理するものとし、それぞれの分類ごとに、「技術評価」における代表機器を本検討の代表機器とする。

ただし、グループ内で選定された「技術評価」の代表機器より、耐震重要度の上位の機器が存在する場合には、これについても代表機器として評価することとする。

各分類における、本検討での代表機器を表3.2-1～表3.2-4の「耐震安全性評価代表機器」に示す。

なお、蒸気発生器のサポートは3.14章機械設備「重機器サポート」にて評価を実施している。

表3.2-1 玄海3号炉 多管円筒形熱交換器の代表機器

分離基準					機器名称 (台数)	選定基準					「技術評価」 代表機器	耐震性 評価 代表機器
型式	内部流体 (管側/胴側)	材 料				重要度*1	使用条件 (管側/胴側)			耐震 重要度		
		胴板	水室	伝熱管			運 転	最高使用圧力 (MPa[gage])	最高使用温度 (°C)			
U字管式	1次冷却材/ 1次冷却材	ステンレス鋼	ステンレス鋼	ステンレス鋼	再生熱交換器 (1)	MS-1、重*4	連 続	約20.0/約17.2	約343/約343	S、重*4	○	○
	1次冷却材、 ほう酸水/ ヒドラジン水	炭素鋼	ステンレス鋼	ステンレス鋼	非再生冷却器 (1)	PS-2	連 続	約 4.5/約 1.4	約200/約 95	B	○	○
					格納容器スプレイ冷却器 (2)	MS-1、重*4	一 時	約 2.7/約 1.4	約150/約 95	S、重*4		
					封水冷却器 (1)	PS-2	連 続	約0.98/約 1.4	約 95/約 95	B		
					余熱除去冷却器 (2)	MS-1、重*4	一 時	約 4.5/約 1.4	約200/約 95	S、重*4		
					余剰抽出冷却器 (1)	PS-2	一 時	約17.2/約 1.4	約343/約 95	B		
	蒸気/蒸気	炭素鋼	炭素鋼	ステンレス鋼	湿分分離加熱器 (2)	高*2	連 続	約 8.2*3/約 1.4	約298*3/約298	C	○	○
	給水/ 蒸気・給水	炭素鋼	炭素鋼	ステンレス鋼	高圧第7給水加熱器 (2)	高*2	連 続	約 10.3/約 2.9	約235/約235	C	○	○
					低圧第1給水加熱器 (3)	高*2	連 続	約 4.1/約-0.10	約 80/約 80	C		
					低圧第2給水加熱器 (3)	高*2	連 続	約 4.1/約-0.10	約 85/約 85	C		
					低圧第3給水加熱器 (2)	高*2	連 続	約 4.1/約0.05	約115/約115	C		
低圧第4給水加熱器 (2)					高*2	連 続	約 4.1/約0.25	約140/約180	C			
低圧第5給水加熱器 (2)					高*2	連 続	約 4.1/約0.44	約155/約225	C			
直管式	海水/ ヒドラジン水	炭素鋼	炭素鋼	銅合金	原子炉補機冷却水冷却器 (2)	MS-1、重*4	連 続	約0.70/約 1.4	約 50/約 95	S、重*4	○	○
	給水/蒸気	炭素鋼	炭素鋼	ステンレス鋼	グラント蒸気復水器 (1)	高*2	連 続	約 1.3/約 0	約 80/約155	C	○	○

*1：機能は最上位の機能を示す

*2：最高使用温度が95℃を超え、又は最高使用圧力が1,900kPaを超える環境下にある原子炉格納容器外の重要度クラス3の機器

*3：2段側加熱器の使用条件を示す

*4：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す。又は、耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

表3.2-2 玄海3号炉 蒸気発生器の代表機器

機器名称 (台数)	選 定 基 準					「技術評価」 代表機器	耐 震 安 全 性 評 価 代 表 機 器
	重要度*1	使 用 条 件 (1次側/2次側)			耐 震 重 要 度		
		運 転	最高使用圧力 (MPa[gage])	最高使用温度 (°C)			
蒸気発生器本体 (4)	PS-1、重*2	連 続	約17.2/約8.2	約343/約298	S、重*2	○	○

*1：機能は最上位の機能を示す

*2：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す。又は、耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

表3.2-3 玄海3号炉 直接接触式熱交換器の代表機器

機器名称 (台数)	重要度*1	使用条件			耐震 重要度	「技術評価」 代表機器	耐震 安全性 評価 代表機器
		運転	最高使用圧力 (MPa[gage])	最高使用温度 (℃)			
脱気器(1)	高*2	連続	約1.4	約200	C	○	○

*1：機能は最上位の機能を示す

*2：最高使用温度が95℃を超え、又は最高使用圧力が1,900kPaを超える環境下にある原子炉格納容器外の重要度クラス3の機器

表 3.2-4 玄海 3 号炉 2 重管式熱交換器の代表機器

分離基準				機器名称 (台数)	選定基準					「技術評価」 代表機器	耐震 安全性 評価 代表機器
型式	内部流体 (管側/胴側)	材 料			重要度*1	使用条件(管側/胴側)			耐震 重要度		
		胴 管	伝熱管			運 転	最高使用圧力 (MPa[gage])	最高使用温度 (°C)			
2重管式	1次冷却材/ ヒドラジン水	ステンレス鋼	ステンレス鋼	Aサンプル冷却器 (1)	高*2	連 続	約17.2/約 1.4	約360/約95	C	○	○
				Bサンプル冷却器 (1)	MS-2	連 続	約17.2/約 1.4	約360/約95	C		
	希ガス等/ ヒドラジン水			高*2	一 時	約0.98/約 1.4	約400/約95	C			
	給水/ ヒドラジン水			高*2	連 続	約 8.2/約 1.4	約298/約95	C			

*1：機能は最上位の機能を示す

*2：最高使用温度が95℃を超え、又は最高使用圧力が1,900kPaを超える環境下にある原子炉格納容器外の重要度クラス3の機器

3.2.3 耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象

(1) 「技術評価」での検討結果の整理

3.2.2項で選定した代表熱交換器について、「技術評価」で検討された経年劣化事象に対し、「技術評価」での検討結果（詳細は「玄海原子力発電所3号炉熱交換器の技術評価書」参照）に基づき、耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象を保全対策を考慮し以下のとおり整理した。（表3.2-5～表3.2-8参照）

- ① 現在発生しておらず、今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの（表中×）
- ② 現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できないもの（表中○）

なお、①（表中×）に分類した経年劣化事象については耐震安全性評価対象外とし、その理由を表3.2-5～表3.2-8に記載した。

表3.2-5 (1/2) 玄海3号炉 多管円筒形熱交換器に想定される経年劣化事象

機能達成に必要な項目	部 位	経年劣化事象	代 表 機 器			「技術評価」評価結果概要*1
			再生熱交換器	余熱除去冷却器	湿分分離加熱器	
バウンダリの維持	管板	疲労割れ	○	○	—	

○：現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できないもの

—：経年劣化事象が考慮されないもの

*1：「×」としたものの理由を記載

表3.2-5 (2/2) 玄海3号炉 多管円筒形熱交換器に想定される経年劣化事象

機能達成に必要な項目	部 位	経年劣化事象	代 表 機 器			「技術評価」評価結果概要*1
			高圧第7 給水加熱器	原子炉補機 冷却水冷却器	グランド蒸気 復水器	
—	—	—	—	—	—	高経年化対策上着目すべき 経年劣化事象はない。

—：経年劣化事象が考慮されないもの

*1：「×」としたものの理由を記載

表3.2-6 玄海3号炉 蒸気発生器に想定される経年劣化事象

機能達成に必要な項目	部 位	経年劣化事象	代 表 機 器	「技術評価」評価結果概要*1
			蒸気発生器本体	
バウンダリの維持	管板及び 給水入口管台	疲労割れ	○	

○：現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できないもの

*1：「×」としたものの理由を記載

表3.2-7 玄海3号炉 直接接触式熱交換器に想定される経年劣化事象

機能達成に必要な項目	部 位	経年劣化事象	代 表 機 器	「技術評価」評価結果概要*1
			脱 気 器	
—	—	—	—	高経年化対策上着目すべき経年劣化事象はない。

—：経年劣化事象が考慮されないもの

*1：「×」としたものの理由を記載

表3.2-8 玄海3号炉 2重管式熱交換器に想定される経年劣化事象

機能達成に必要な項目	部 位	経年劣化事象	代 表 機 器	「技術評価」評価結果概要*1
			Bサンプル冷却器	
—	—	—	—	高経年化対策上着目すべき経年劣化事象はない

—：経年劣化事象が考慮されないもの

*1：「×」としたものの理由を記載

(2) 耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出

3.2.3項(1)で整理された②の経年劣化事象については、これらの事象が顕在化した場合、代表機器の振動応答特性上又は構造・強度上、影響が「有意」であるか「軽微もしくは無視」できるかを以下で検討し、「軽微もしくは無視」できる事象については耐震安全性評価対象外とすることとした。(表3.2-9～表3.2-12に耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象一覧表を示す)

a. 多管円筒形熱交換器において高経年化対策上着目すべき経年劣化事象

多管円筒形熱交換器において高経年化対策上着目すべき経年劣化事象を、「技術評価」での検討結果に基づき整理した結果(表3.2-5)、現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できない事象は、以下のとおりである。

- ・管板の疲労割れ [再生熱交換器、余熱除去冷却器]

本経年劣化事象については機器の振動応答特性上又は構造・強度上、影響が「軽微もしくは無視」できるとは言えず、耐震安全性評価対象(表3.2-9で◎となっているもの)とした。

b. 蒸気発生器において高経年化対策上着目すべき経年劣化事象

蒸気発生器において高経年化対策上着目すべき経年劣化事象を、「技術評価」での検討結果に基づき整理した結果(表3.2-6)、現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できない事象は、以下のとおりである。

- ・管板及び給水入口管台の疲労割れ

本経年劣化事象については機器の振動応答特性上又は構造・強度上、影響が「軽微もしくは無視」できるとは言えず、耐震安全性評価対象(表3.2-10で◎となっているもの)とした。

c. 直接接触式熱交換器において高経年化対策上着目すべき経年劣化事象

直接接触式熱交換器において高経年化対策上着目すべき経年劣化事象を「技術評価」での検討結果に基づき整理した結果(表3.2-7)、現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できない事象は、抽出されなかった。(表3.2-11参照)

d. 2重管式熱交換器において高経年化対策上着目すべき経年劣化事象

2重管式熱交換器において高経年化対策上着目すべき経年劣化事象を、「技術評価」での検討結果に基づき整理した結果（表3.2-8）、現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できない事象は、抽出されなかった。（表3.2-12参照）

表3.2-9 玄海3号炉 多管円筒形熱交換器の耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象一覧

部 位	経年劣化事象	代 表 機 器					
		再生熱交換器	余熱除去冷却器	湿分分離加熱器	高圧第7給水加熱器	原子炉補機冷却水冷却器	グラウンド蒸気復水器
管 板	疲労割れ	◎	◎	—	—	—	—

◎：以降で評価する

—：経年劣化事象が想定されないもの及び今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの

表3.2-10 玄海3号炉 蒸気発生器の耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象一覧

部 位	経年劣化事象	代 表 機 器
		蒸気発生器本体
管板及び 給水入口管台	疲労割れ	◎

◎：以降で評価する

表3.2-11 玄海3号炉 直接接触式熱交換器の耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象一覧

部 位	経年劣化事象	代 表 機 器
		脱 気 器
—	—	—

—：経年劣化事象が想定されないもの及び今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの

表3.2-12 玄海3号炉 2重管式熱交換器の耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象一覧

部 位	経年劣化事象	代 表 機 器
		Bサンプル冷却器
—	—	—

—：経年劣化事象が想定されないもの及び今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの

3.2.4 耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象に対する耐震安全性評価

前項にて整理し抽出した経年劣化事象及び2.2項(2)bの表2-3で耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象に対して耐震安全性評価を実施する。

(1) 管板の疲労割れに対する耐震安全性評価 [再生熱交換器、余熱除去冷却器]

耐震安全性評価では、地震時の発生応力を求め、「技術評価」での疲労評価結果を加味して評価した。

結果は、表3.2-13に示すとおりであり、通常運転時及び地震時の疲労累積係数の合計は1以下であり、管板の疲労割れは、耐震安全性評価上問題ない。

表3.2-13 玄海3号炉 管板の疲労割れに対する評価結果

評価対象	耐震重要度		疲労累積係数 (許容値1以下)		
			通常 運転時	地震時	合計
再生熱交換器	S	Ss*1	0.097*2	0.000	0.097
余熱除去冷却器	S	Ss*1	0.032*2	0.000	0.032

*1 : Ss地震力がSd地震力及びSクラスの機器に適用される静的地震力より大きく、Ss地震力による評価応力が、材料の疲労限を下回る（地震時の疲労累積係数が0.000）ためSd地震力及び静的地震力による評価を省略した

*2 : (社) 日本機械学会 環境疲労評価手法 (JSME S NF1-2009) に基づき環境を考慮した値

(2) 管板及び給水入口管台の疲労割れに対する耐震安全性評価 [蒸気発生器本体]
 耐震安全性評価では、地震時の発生応力を求め、「技術評価」での疲労評価結果を加味して評価した。

結果は、表3.2-14に示すとおりであり、通常運転時及び地震時の疲労累積係数の合計は1以下であり、管板及び給水入口管台の疲労割れは、耐震安全性評価上問題ない。

表3.2-14 玄海3号炉 管板及び給水入口管台の疲労割れに対する評価結果

評価部位	耐震重要度		疲労累積係数 (許容値1以下)		
			通常 運転時	地震時	合計
管板廻り	S	Ss	0.164 ^{*1}	0.010	0.174
		Sd	0.164 ^{*1}	0.002	0.166
給水入口管台	S	Ss	0.446 ^{*1}	0.002	0.448
		Sd	0.446 ^{*1}	0.000	0.446

*1：(社)日本機械学会 環境疲労評価手法 (JSME S NF1-2009) に基づき環境を考慮した値

(3) 胴側耐圧構成品等の腐食（流れ加速型腐食）に対する耐震安全性評価

[湿分分離加熱器]

耐震安全性評価では、胴板に腐食を想定して、地震時の発生応力（地震力はCクラス静的地震力）を算出し評価した。

算出にあたり、胴板板厚は腐食により「技術評価」における評価結果を用いて腐れ代分まで減肉することを想定し、解析モデルは両端支持はりモデルを使用した。

結果は、表3.2-15に示すとおりであり、地震時の胴板の発生応力は許容応力を超えることはなく、胴側耐圧構成品等の腐食は、耐震安全性評価上問題ない。

なお、横置円筒形容器の耐震評価においては、脚付け根部も評価対象となるが、脚付け根部の胴板内面については、湿り蒸気及び流速が十分緩和され流れも淀んでいることから、流れ加速型腐食が起こるとは考え難く、また、これまでの点検においても有意な減肉は認められていないことから、当該部の減肉を考慮した局所的な耐震評価については不要と判断した。

表3.2-15 玄海3号炉 胴側耐圧構成品等の腐食（流れ加速型腐食）に対する評価結果

評価対象	評価部位	耐震重要度	応力比 ^{*1}
湿分分離加熱器	胴板	C	0.47

*1：応力比＝一次応力／許容応力

(4) 伝熱管の内面腐食（流れ加速型腐食）に対する耐震安全性評価

[原子炉補機冷却水冷却器]

耐震安全性評価では、伝熱管の地震時の発生応力を算出し評価した。算出にあたり、腐食により伝熱管が施栓基準まで一様減肉することを想定し、評価モデルは、片端固定一片端支持モデル又は両端支持はりモデルを使用した。

結果は、表3.2-16に示すとおりであり、地震時の伝熱管の発生応力は許容応力を超えることなく、伝熱管の内面腐食（流れ加速型腐食）は、耐震安全性評価上問題ない。

表3.2-16 玄海3号炉 伝熱管の内面腐食（流れ加速型腐食）に対する評価結果

評価対象	耐震重要度		応力比*1
	S	Ss*2	
原子炉補機冷却水冷却器	S	Ss*2	0.41

*1：応力比＝一次応力／許容応力

*2：Ss地震力がSd地震力及びSクラスの機器に適用される静的地震力より大きく、Ss地震力による評価応力が、Sd地震力及びSクラスの機器に適用される静的地震力の許容応力を下回るためSd地震力及び静的地震力による評価を省略した

3.2.5 評価対象機器全体への展開

以下の手順により、評価対象機器全体への耐震安全性評価の展開を実施することとする。

3.2.5.1 代表機器以外の評価対象機器における「技術評価」での検討結果の整理

3.2.3項の代表機器及び2.2項(2)bの表2-3における耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の検討結果を用いて、代表機器以外の評価対象機器についても、「技術評価」での経年劣化事象の抽出及び保全対策の検討結果を用いて整理を行った。

(1) 管板及び給水入口管台の疲労割れ

管板及び給水入口管台の疲労割れに関しては、評価対象機器すべてを評価しているため、代表機器以外の機器はない。

(2) 胴側耐圧構成品等の腐食（流れ加速型腐食）

代表機器と同じく「現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できないもの」として扱う。

(3) 伝熱管の内面腐食（流れ加速型腐食）

伝熱管の流れ加速型腐食に関しては、評価対象機器すべてを評価しているため、代表機器以外の機器はない。

「技術評価」での経年劣化事象の抽出及び保全対策の検討結果を用いて、代表機器以外の評価対象機器についても整理を行った結果、代表機器における抽出結果以外の経年劣化事象は抽出されなかった。

3.2.5.2 耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出

3.2.3項にて整理し抽出した代表機器に想定される経年劣化事象及び2.2項(2)bの表2-3における耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象に対して、機器の振動応答特性上又は構造・強度上、影響が「軽微もしくは無視」できる事象を耐震安全性評価対象外としたものについては、前項の抽出結果を含めて、評価対象機器全体において代表機器と同様に評価した結果、以下の経年劣化事象は影響が「軽微もしくは無視」できないと判断し、次項にて耐震安全性評価を実施することとする。

- ・胴側耐圧構成品等の腐食（流れ加速型腐食）

3.2.5.3 耐震安全性評価

本項では、代表以外の機器に対する耐震安全性評価を実施する。

具体的には、代表機器に想定される経年劣化事象と同じ事象に対する耐震安全性評価と、3.2.5.2項で抽出された、代表機器に想定される経年劣化事象以外の事象に対する耐震安全性評価に分けて実施した。（代表機器以外の機器については表3.2-1～表3.2-4を参照のこと）

(1) 代表機器に想定される経年劣化事象と同じ事象に対する耐震安全性評価

(a) 胴側耐圧構成品等の腐食（流れ加速型腐食）に対する耐震安全性評価

[低圧第1給水加熱器、低圧第2給水加熱器、低圧第3給水加熱器、低圧第4給水加熱器、低圧第5給水加熱器]

代表機器と同様に、胴板板厚が腐食により「技術評価」における評価結果を用いて腐れ代分まで減肉することを想定し、両端支持はりモデルにより地震時の発生応力（地震力はCクラス静的地震力）を算出し評価した。

結果は、表3.2-17に示すとおりであり、地震時の胴板等の発生応力は許容応力を超えることはなく、胴板等の腐食は耐震安全性評価上問題ない。

表3.2-17 玄海3号炉 胴板の腐食に対する評価結果

評価対象	評価部位	耐震重要度	応力比 ^{*1}
低圧第1給水加熱器	胴板	C	0.18
低圧第2給水加熱器	胴板	C	0.08
低圧第3給水加熱器	胴板	C	0.37
低圧第4給水加熱器	胴板	C	0.50
低圧第5給水加熱器	胴板	C	0.35

*1：応力比＝一次応力／許容応力

3.2.6 保全対策に反映すべき項目の抽出

熱交換器においては、「技術評価」にて検討された保全対策に、耐震安全性の観点から追加すべき項目はない。

3.3 ポンプ用電動機

本章は、玄海3号炉で使用されている主要なポンプ用電動機に係る経年劣化事象について、耐震安全性評価をまとめたものである。なお、玄海3号炉の主要機器については、既に「技術評価」において経年劣化事象に対する健全性評価を行うとともに、現状保全の評価を実施しているため、本章においてはこれら検討結果を前提条件とし、評価を実施することとする。

3.3.1 評価対象機器

玄海3号炉で使用されている主要なポンプ用電動機（「技術評価」の評価対象機器）を評価対象機器とする。なお、評価対象ポンプ用電動機を表3.3-1及び表3.3-2に示す。

3.3.2 代表機器の選定

「技術評価」の評価では評価対象ポンプ用電動機を電圧区分等を基に分類しているが、本検討においてもこの分類にしたがって整理するものとし、それぞれの分類ごとに、「技術評価」における代表機器を本検討の代表機器とする。

ただし、グループ内で選定された「技術評価」の代表機器より、耐震重要度の上位の機器が存在する場合には、これについても代表機器として評価することとする。

各分類における、本検討での代表機器を表3.3-1及び表3.3-2の「耐震安全性評価代表機器」に示す。

表3.3-1 玄海3号炉 高圧ポンプ用電動機の代表機器

分離基準			機器名称 (台数)	選定基準						「技術評価」 代表機器	耐震性 評価 代表機器
電圧区分	型式	設置場所		仕様 (定格出力× 定格回転数) (kW×rpm)	重要度*1	使用条件			耐震 重要度		
						運 転	定格電圧 (V)	周囲温度 (°C)			
高 圧	全 閉	屋 外	海水ポンプ用電動機 (4)	560×890	MS-1、重*3	連 続	6,600	約 40	S、重*2	○	○
			屋 内	高圧注入ポンプ用電動機 (2)	1,400×3,560	MS-1、重*2	一 時	6,600	約 40	S、重*2	○
		充てんポンプ用電動機 (3)		550×1,775	MS-1、重*2	連 続	6,600	約 40	S、重*2		
		格納容器スプレイポンプ用電動機 (2)		940×1,775	MS-1、重*2	一 時	6,600	約 40	S、重*2		
		余熱除去ポンプ用電動機 (2)		400×1,780	MS-1、重*2	一時/連続	6,600	約 40	S、重*2		
		原子炉補機冷却水ポンプ用電動機 (4)		350×1,175	MS-1、重*3	連 続	6,600	約 40	S、重*2		
	開放	電動補助給水ポンプ用電動機 (2)	650×3,550	MS-1、重*2	一 時	6,600	約 40	S、重*2	○	○	

*1：機能は最上位の機能を示す

*2：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す。又は、耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

*3：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物（A号機、B号機）であることを示す。又は、耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

表3.3-2 玄海3号炉 低圧ポンプ用電動機の代表機器

分離基準			機器名称 (台数)	選定基準					「技術評価」 代表機器	耐震性 評価 代表機器	
電圧区分	型式	設置場所		仕様 (定格出力× 定格回転数) (kW×rpm)	重要度*1	使用条件					耐震 重要度
						運 転	定格電圧 (V)	周囲温度 (℃)			
低 圧	全閉	屋 内	ほう酸ポンプ用電動機 (2)	11×3,500	MS-1、重*2	連 続	440	約 40	S、重*2	○	○
			燃料取替用水ポンプ用電動機 (2)	18.5×3,510	MS-2	連 続	440	約 40	S		
			常設電動注入ポンプ用電動機 (1)	132×3,560	重*2	一 時	440	約 40	重*2		

*1：機能は最上位の機能を示す

*2：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す。又は、耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

3.3.3 耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象

(1) 「技術評価」での検討結果の整理

3.3.2項で選定した代表ポンプ用電動機について、「技術評価」で検討された経年劣化事象に対し、「技術評価」での検討結果（詳細は「玄海原子力発電所3号炉ポンプ用電動機の技術評価書」参照）に基づき、耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象を保全対策を考慮し以下のとおり整理した。（表3.3-3及び表3.3-4参照）

- ① 現在発生しておらず、今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの（表中×）
- ② 現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できないもの（表中○）

なお、①（表中×）に分類した経年劣化事象については耐震安全性評価対象外とし、その理由を表3.3-3及び表3.3-4に記載した。

表3.3-3 玄海3号炉 高圧ポンプ用電動機に想定される経年劣化事象

機能達成に必要な項目	部 位	経年劣化事象	代 表 機 器			「技術評価」評価結果概要*1
			海水ポンプ用電動機	高圧注入ポンプ用電動機	電動補助給水ポンプ用電動機	
—	—	—	—	—	—	高経年化対策上着目すべき経年劣化事象はない。

—：経年劣化事象が考慮されないもの

*1：「×」としたものの理由を記載

表3.3-4 玄海3号炉 低圧ポンプ用電動機に想定される経年劣化事象

機能達成に必要な項目	部 位	経年劣化事象	代 表 機 器	「技術評価」評価結果概要*1
			ほう酸ポンプ用電動機	
—	—	—	—	高経年化対策上着目すべき経年劣化事象はない。

—：経年劣化事象が考慮されないもの

*1：「×」としたものの理由を記載

(2) 耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出

3.3.3項(1)で整理された②の経年劣化事象については、これらの事象が顕在化した場合、代表機器の振動応答特性上又は構造・強度上、影響が「有意」であるか「軽微もしくは無視」できるかを以下で検討し、「軽微もしくは無視」できる事象については耐震安全性評価対象外とすることとした。(表3.3-5及び表3.3-6に耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象一覧表を示す)

a. 高圧ポンプ用電動機において高経年化対策上着目すべき経年劣化事象

高圧ポンプ用電動機において高経年化対策上着目すべき経年劣化事象を、「技術評価」での検討結果に基づき整理した結果(表3.3-3)、現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できない事象は、抽出されなかった。(表3.3-5参照)

b. 低圧ポンプ用電動機において高経年化対策上着目すべき経年劣化事象

低圧ポンプ用電動機において高経年化対策上着目すべき経年劣化事象を、「技術評価」での検討結果に基づき整理した結果(表3.3-4)、現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できない事象は、抽出されなかった。(表3.3-6参照)

表3.3-5 玄海3号炉 高圧ポンプ用電動機の耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象一覧

部 位	経年劣化事象	代 表 機 器		
		海水ポンプ用電動機	高圧注入ポンプ用電動機	電動補助給水ポンプ用電動機
—	—	—	—	—

—：経年劣化事象が想定されないもの及び今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの

表3.3-6 玄海3号炉 低圧ポンプ用電動機の耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象一覧

部 位	経年劣化事象	代 表 機 器
		ほう酸ポンプ用電動機
—	—	—

—：経年劣化事象が想定されないもの及び今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの

3.3.4 耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象に対する耐震安全性評価

前項及び2.2項(2)bの表2-3における検討結果より、ポンプ用電動機の代表機器において、耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象はない。

3.3.5 評価対象機器全体への展開

以下の手順により、評価対象機器全体への耐震安全性評価の展開を実施することとする。

3.3.5.1 代表機器以外の評価対象機器における「技術評価」での検討結果の整理

3.3.3項の代表機器及び2.2項(2)bの表2-3における耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の検討を行った結果、経年劣化事象は抽出されなかった。

「技術評価」での経年劣化事象の抽出及び保全対策の検討結果を用いて、代表機器以外の評価対象機器についても整理を行った結果、代表機器における抽出結果以外の経年劣化事象は抽出されなかった。

3.3.5.2 耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出

3.3.3項にて整理し抽出した代表機器に想定される経年劣化事象及び2.2項(2)bの表2-3における耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象に対して、機器の振動応答特性上又は構造・強度上、影響が「軽微もしくは無視」できる事象を耐震安全性評価対象外としたものについては、評価対象機器すべてにおいて代表機器と同様の評価が可能であることを確認した。

3.3.5.3 耐震安全性評価

本項では、代表以外の機器に対する耐震安全性評価を実施する。

具体的には、3.3.5.2項で代表機器に想定される経年劣化事象以外の事象が抽出されなかったことから、代表機器に想定される経年劣化事象と同じ事象に対する耐震安全性評価を実施した。(代表機器以外の機器については表3.3-1及び表3.3-2を参照のこと)

(1) 代表機器に想定される経年劣化事象と同じ事象に対する耐震安全性評価

代表機器以外の機器に関して、耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象はない。

3.3.6 経年劣化事象に対する動的機能維持評価

ポンプ用電動機における高経年化に対する技術評価により、各部位に想定される経年劣化事象については、現状の保全対策により機器に与える影響が十分小さいことを確認した。

また、耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象に対する耐震安全性評価の実施により、ポンプ用電動機における動的機能維持に必要となる部位での経年劣化事象は、機器の振動応答特性への影響が「軽微もしくは無視」できる事象であることを確認した。

これより、経年劣化事象を考慮しても、地震時に動的機能の維持が要求される機器における地震時の応答加速度は各機器の機能確認済加速度を上回るものではないと考え、地震時の動的機能についても維持されると判断する。

3.3.7 保全対策に反映すべき項目の抽出

ポンプ用電動機においては、「技術評価」にて検討された保全対策に、耐震安全性の観点から追加すべき項目はない。

3.4 容器

本章は、玄海3号炉で使用されている主要な容器に係る経年劣化事象について、耐震安全性評価をまとめたものである。なお、玄海3号炉の主要機器については、既に「技術評価」において経年劣化事象に対する健全性評価を行うとともに、現状保全の評価を実施しているため、本章においてはこれら検討結果を前提条件とし、評価を実施することとする。

3.4.1 評価対象機器

玄海3号炉で使用されている主要な容器（「技術評価」の評価対象機器）を評価対象機器とする。なお、評価対象容器を表3.4-1～表3.4-10に示す。

3.4.2 代表機器の選定

「技術評価」の評価では評価対象容器のタイプ等を基に分類しているが、本検討においてもこの分類にしたがって整理するものとし、それぞれの分類ごとに、「技術評価」における代表機器を本検討の代表機器とする。

ただし、グループ内で選定された「技術評価」の代表機器より、耐震重要度の上位の機器が存在する場合には、これについても代表機器として評価することとする。

各分類における、本検討での代表機器を表3.4-1～表3.4-10の「耐震安全性評価代表機器」に示す。

なお、原子炉容器本体及び加圧器本体のサポートは、3.14章機械設備「重機器サポート」にて評価を実施している。

表3.4-1 玄海3号炉 原子炉容器の代表機器

機器名称 (台数)	重要度*1	使用条件		耐震 重要度	「技術評価」 代表機器	耐震 安全性 評価 代表機器
		最高使用圧力 (MPa[gage])	最高使用温度 (℃)			
原子炉容器本体 (1)	PS-1、重*2	約17.2	約343	S、重*2	○	○

*1：機能は最上位の機能を示す

*2：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す。又は、耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

表3.4-2 玄海3号炉 加圧器本体の代表機器

機器名称 (台数)	重要度*1	使用条件		耐震 重要度	「技術評価」 代表機器	耐震 安全性 評価 代表機器
		最高使用圧力 (MPa[gage])	最高使用温度 (℃)			
加圧器本体 (1)	PS-1、重*2	約17.2	約360	S、重*2	○	○

*1：機能は最上位の機能を示す

*2：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す。又は、耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

表3.4-3 玄海3号炉 加圧器ヒータの代表機器

機器名称 (台数)	重要度*1	主要寸法 ($\phi \times L$) (mm \times mm)	使用条件		耐震 重要度	「技術評価」 代表機器	耐震 安全性 評価 代表機器
			最高使用圧力 (MPa[gage])	最高使用温度 ($^{\circ}$ C)			
加圧器後備ヒータ(60)	MS-2	約22 \times 約2,985	約17.2	約390	S	○	○

注：主要寸法の長さ（L）にはアダプタ部は含まない

*1：機能は最上位の機能を示す

表3.4-4 玄海3号炉 原子炉格納容器本体の代表機器

機器名称 (台数)	重要度*1	使用条件		耐震 重要度	「技術評価」 代表機器	耐震 安全性 評価 代表機器
		最高使用圧力 (MPa[gage])	最高使用温度 (°C)			
原子炉格納容器本体 (1)	MS-1、重*2	約0.392	約144	S、重*2	○	○

*1：機能は最上位の機能を示す

*2：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す。又は、耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

表3.4-5 (1/6) 玄海3号炉 機械ペネトレーションの代表機器

型式	貫通部 番号	貫通配管貫通部・機器名	仕様 配管口径 (mm)	選定基準			「技術評価」 代表機器	耐震 安全性 評価 代表機器	
				重要度*1	使用条件*2				耐震 重要度
					最高使用圧力 (MPa[gage])	最高使用温度 (°C)			
固定式 配管貫通部	151	A格納容器再循環ライン貫通部	約609.6	MS-1、重*3	約0.392	約144	S、重*3		
	152	B格納容器再循環ライン貫通部	約609.6			約144			
	210	A格納容器水素制御ライン貫通部	約89.1			約144			
	211	A格納容器減圧ライン貫通部	約165.2			約144			
	213	B格納容器水素制御ライン貫通部	約89.1			約144			
	214	B格納容器減圧ライン貫通部	約165.2			約144			
	222	SIT（構造性能確認試験）用貫通部	約216.3			約150			
	223	D格納容器再循環ユニット冷却水出口ライン貫通部	約165.2			約144			
	225	SIT（構造性能確認試験）用貫通部	約216.3			約150			
	226	A格納容器再循環ユニット冷却水出口ライン貫通部	約165.2			約144			
	229	漏えい率試験圧力取出配管接続用貫通部	約216.3			約144			
	234	蒸気発生器スラッジランシング用貫通部	約267.4			約144			
	235	DRPI 盤室冷却ユニットからのCWS供給ライン貫通部	約34.0			約144			
		DRPI 盤室冷却ユニットからのCWS戻りライン貫通部	約34.0			約144			
238	ICIS CO ₂ ガスパーズライン貫通部	約27.2	約144						
	1次冷却材ポンプモータオイル入口配管貫通部	約34.0	約144						
	1次冷却材ポンプモータオイル出口配管貫通部	約48.6	約144						

*1：機能は最上位の機能を示す

*2：使用条件は原子炉格納容器の値（約144°C、約0.392MPa）より小さいものは原子炉格納容器の値とする

*3：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す。又は、耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

表3.4-5 (2/6) 玄海3号炉 機械ペネトレーションの代表機器

型式	貫通部 番号	貫通配管貫通部・機器名	仕様 配管口径 (mm)	選定基準			「技術評価」 代表機器	耐震性 評価 代表機器	
				重要度*1	使用条件*2				耐震 重要度
					最高使用圧力 (MPa[gage])	最高使用温度 (°C)			
固定式 配管貫通部	302	D蒸気発生器ブローダウンサンプルライン貫通部	約 27.2	MS-1、重*3	約0.392	約298	S、重*3		
		A蒸気発生器ブローダウンサンプルライン貫通部	約 27.2			約298			
	304	A制御用空気ライン貫通部	約 60.5			約144			
	305	加圧器逃がしタンク補給水ライン貫通部	約 89.1			約144			
	306	加圧器逃がしタンク窒素供給ライン貫通部	約 48.6			約144			
	308	1次冷却材ポンプモータ及び 余剰抽出冷却器冷却水出口ライン貫通部	約318.5			約144			
	309	格納容器圧力検出ライン（スプレイ用）貫通部	約 27.2			約144			
	313	格納容器内消火水供給ライン貫通部	約114.3			約144			
	314	B蒸気発生器ブローダウンサンプルライン貫通部	約 27.2			約298			
		C蒸気発生器ブローダウンサンプルライン貫通部	約 27.2			約298			
	315	格納容器圧力検出ライン（スプレイ用）貫通部	約 27.2			約144			
	316	格納容器内脱塩水供給ライン貫通部	約 60.5			約144			
	317	格納容器内補助蒸気供給ライン貫通部	約 48.6			約185			
	320	CRDM冷却ユニット冷却水出口ライン貫通部	約114.3			約144			
	321	格納容器圧力検出ライン（C/V減圧系統用）貫通部	約 27.2			約144			
	325	所内用空気ライン貫通部	約 60.5			約144			

*1：機能は最上位の機能を示す

*2：使用条件は原子炉格納容器の値（約144°C、約0.392MPa）より小さいものは原子炉格納容器の値とする

*3：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す。又は、耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

表3.4-5 (3/6) 玄海3号炉 機械ペネトレーションの代表機器

型式	貫通部 番号	貫通配管貫通部・機器名	仕様 配管口径 (mm)	選定基準			「技術評価」 代表機器	耐震性 評価 代表機器	
				重要度*1	使用条件*2				耐震 重要度
					最高使用圧力 (MPa[gage])	最高使用温度 (°C)			
固定式 配管貫通部	326	A、B格納容器再循環ユニット冷却水入口ライン貫通部	約216.3	MS-1、重*3	約0.392	約144	S、重*3		
	327	蒸気発生器満水保管水出口ライン貫通部	約 89.1			約144			
	331	1次冷却材ポンプ封水注入ライン（Aループ）貫通部	約 48.6			約150			
	334	1次冷却材ポンプ封水注入ライン（Bループ）貫通部	約 48.6			約150			
	336	加圧器逃がしタンクガス分析ライン貫通部	約 27.2			約170			
		蓄圧タンクサンプルライン貫通部	約 27.2			約170			
		格納容器冷却材ドレンタンクガス分析器ライン貫通部	約 27.2			約170			
	338	格納容器冷却材ドレンタンクのドレンライン貫通部	約 89.1			約144			
	339	1次冷却材（Bループ）サンプルライン貫通部	約 27.2			約360			
		加圧器液相部、気相部及び1次冷却材（Aループ） サンプルライン貫通部	約 27.2			約360			
	340	原子炉キャビティと燃料取替用水タンク連絡ライン 貫通部	約165.2			約144			
	343	安全注入配管漏えいテストライン及び蓄圧タンク補給水 ライン貫通部	約 27.2			約150			
		格納容器冷却材ドレンタンク窒素供給及びベントライン 貫通部	約 60.5			約150			
	347	A低圧注入ライン（余熱除去系注入ライン）貫通部	約267.4			約200			
350	A高圧注入ライン貫通部	約114.3	約150						

*1：機能は最上位の機能を示す

*2：使用条件は原子炉格納容器の値（約144°C、約0.392MPa）より小さいものは原子炉格納容器の値とする

*3：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す。又は、耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

表3.4-5 (4/6) 玄海3号炉 機械ペネトレーションの代表機器

型式	貫通部番号	貫通配管貫通部・機器名	仕様 配管口径 (mm)	選定基準			「技術評価」 代表機器	耐震性 評価 代表機器	
				重要度*1	使用条件*2				耐震 重要度
					最高使用圧力 (MPa [gage])	最高使用温度 (°C)			
固定式 配管貫通部	352	A余熱除去ポンプ入口ライン（Bループより）貫通部	約318.5	MS-1、重*3	約0.392	約200	S、重*3		
	353	A格納容器スプレイライン貫通部	約355.6			約150			
	402	B格納容器スプレイライン貫通部	約355.6			約150			
	404	事故後サンプリング水ドレン戻りライン貫通部	約 27.2			約144			
		事故後サンプリングガス試料採取戻りライン貫通部	約 27.2			約144			
	405	B 低圧注入ライン（余熱除去系注入ライン）貫通部	約267.4			約200			
	407	B余熱除去ポンプ入口ライン（Cループより）貫通部	約318.5			約200			
	408	B 高圧注入ライン貫通部	約114.3			約150			
	410	格納容器サンプ出口ライン貫通部	約 60.5			約144			
	411	1次冷却材ポンプ封水戻りライン貫通部	約 89.1			約144			
	412	充てんライン貫通部	約 89.1			約144			
	413	1次冷却材ポンプ封水注入ライン（Dループ）貫通部	約 48.6			約150			
	414	1次冷却材ポンプ封水注入ライン（Cループ）貫通部	約 48.6			約150			
	420	原子炉キャビティ水浄化ライン貫通部	約114.3			約144			
	422	蓄圧タンク窒素充てんライン貫通部	約 34.0			約144			
	425	B制御用空気ライン貫通部	約 60.5			約144			
426	1次冷却材ポンプモータ及び 余剰抽出冷却器冷却水入口ライン貫通部	約318.5	約144						

*1：機能は最上位の機能を示す

*2：使用条件は原子炉格納容器の値（約144°C、約0.392MPa）より小さいものは原子炉格納容器の値とする

*3：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す。又は、耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

表3.4-5 (5/6) 玄海3号炉 機械ペネトレーションの代表機器

型式	貫通部番号	貫通配管貫通部・機器名	仕様 配管口径 (mm)	選定基準			「技術評価」 代表機器	耐震性 評価 代表機器		
				重要度*1	使用条件*2				耐震 重要度	
					最高使用圧力 (MPa[gage])	最高使用温度 (°C)				
固定式 配管貫通部	429	C、D格納容器再循環ユニット及び CRDM冷却ユニット冷却水入口ライン貫通部	約216.3	MS-1、重*3	約0.392	約144	S、重*3			
	436	抽出ライン貫通部	約60.5			約200				
	501	主給水ライン(Dループ)貫通部	約406.4			約298				
	502	主給水ライン(Aループ)貫通部	約406.4			約298				
	503	主給水ライン(Bループ)貫通部	約406.4			約298				
	504	主給水ライン(Cループ)貫通部	約406.4			約298				
	505	D蒸気発生器ブローダウンライン貫通部	約89.1			約298				
	506	A蒸気発生器ブローダウンライン貫通部	約89.1			約298				
	507	B蒸気発生器ブローダウンライン貫通部	約89.1			約298				
	508	C蒸気発生器ブローダウンライン貫通部	約89.1			約298				
	511	主蒸気ライン(Dループ)貫通部	約719.2			約298			○	○
	512	主蒸気ライン(Aループ)貫通部	約719.2			約298			○	○
	513	主蒸気ライン(Bループ)貫通部	約719.2			約298			○	○
	514	主蒸気ライン(Cループ)貫通部	約719.2			約298			○	○
	551	漏えい率試験空気出口配管貫通部	約216.3			約144				
	552	漏えい率試験空気入口配管貫通部	約165.2			約144				
	554	格納容器圧力検出ライン(C/V減圧系統用)貫通部	約27.2			約144				

*1：機能は最上位の機能を示す

*2：使用条件は原子炉格納容器の値(約144°C、約0.392MPa)より小さいものは原子炉格納容器の値とする

*3：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す。又は、耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

表3.4-5 (6/6) 玄海3号炉 機械ペネトレーションの代表機器

型式	貫通部番号	貫通配管貫通部・機器名	仕様 配管口径 (mm)	選定基準			「技術評価」 代表機器	耐震性 評価 代表機器	
				重要度*1	使用条件*2				耐震 重要度
					最高使用圧力 (MPa[gage])	最高使用温度 (°C)			
固定式 配管貫通部	555	漏えい率試験圧力取出ライン貫通部	約 27.2	MS-1、重*3	約0.392	約144	S、重*3		
		格納容器圧力検出ライン (AM用) 貫通部	約 27.2			約144			
	556	格納容器給気ライン貫通部	約1,219.2			約144			
	557	格納容器圧力検出ライン (スプレイ用) 貫通部	約 27.2			約144			
	558	格納容器圧力検出ライン (スプレイ用) 貫通部	約 27.2			約144			
	559	B格納容器再循環ユニット冷却水出口ライン貫通部	約165.2			約144			
	560	C格納容器再循環ユニット冷却水出口ライン貫通部	約165.2			約144			
	561	格納容器空気サンプリング戻りライン貫通部	約 34.0			約144			
	562	格納容器空気サンプリング取出しライン貫通部	約 34.0			約144			
	563	格納容器排気ライン貫通部	約1,219.2			約144			
	—	配管貫通部 (予備)	—			約144			
円筒二重 ガスカート 単ふた式	520	機器搬入口	約6,400*4	MS-1、重*3	約0.392	約144	S、重*3	○	○
円筒二重 とびら式	540	通常用エアロック	約2,600*4	MS-1、重*3	約0.392	約144	S、重*3	○	○
	530	非常用エアロック	約2,600*4			約144			
燃料移送管 貫通部	200	燃料移送管貫通部	約558.8	MS-1、重*3	約0.392	約144	S、重*3	○	○

*1：機能は最上位の機能を示す

*2：使用条件は原子炉格納容器の値 (約144°C、約0.392MPa) より小さいものは原子炉格納容器の値とする

*3：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す。又は、耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

*4：胴部の内径を示す

表3.4-6 玄海3号炉 電気ペネトレーションの主な仕様

機器名称 (台数)		仕様 (径×長さ) ^{*1} (mm)	選定基準				「技術評価」 代表機器	耐震 安全性 評価 代表機器
			重要度 ^{*2}	使用条件 ^{*4、*5}		耐震 重要度		
				最高使用圧力 (MPa[gage])	最高使用温度 (°C)			
LV型モジュール	制御トレン (2)	φ318.5×L218.5	MS-1、重 ^{*3}	約0.392	約144	S、重 ^{*3}	○	
	制御ノントレン (4)							
	計装チャンネル (8)							
	計装ノントレン (8)							
	低圧電力トレン (6)							
	低圧電力ノントレン (10)							
MV型モジュール	高圧電力ノントレン (8)	φ318.5×L218.5	MS-1、重 ^{*3}	約0.392	約144	S、重 ^{*3}		

*1：長さ (L) には外部リードは含まない

*2：機能は最上位の機能を示す

*3：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す。又は、耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

*4：設計基準事故を考慮する条件

*5：重大事故等も別途考慮する

表3.4-7 玄海3号炉 補機タンクの代表機器

分離基準			機器名称 (台数)	選定基準			「技術評価」 代表機器	耐震 安全性 評価 代表機器	
設置場所 型式	内部流体	材 料		重要度*1	使用条件				耐震 重要度
					最高使用圧力 (MPa[gage])	最高使用温度 (°C)			
屋内・ たて置円筒型	1次冷却材 ほう酸水	炭素鋼 (ステンレス鋼内張り)	蓄圧タンク (4)	MS-1、重*3	約 4.9	約150	S、重*3	○	○
		ステンレス鋼	体積制御タンク (1)	PS-2	約0.49	約 95	B	○	○
			ほう酸タンク (2)	MS-1、重*3	約0.05	約 95	S、重*3		
			燃料取替用水タンク (1)	MS-1、重*3	大気圧	約 95	S、重*3		
	希ガス等	炭素鋼	ガスサージタンク (4)	PS-2	約0.98	約 95	B	○	○
屋内・ 横置円筒型	ヒドラジン水	炭素鋼	原子炉補機冷却水サージタンク (1)	MS-1、重*3	約0.34	約 95	S、重*3	○	○
	苛性ソーダ溶液	ステンレス鋼	よう素除去薬品タンク (1)	MS-1	約0.07	約 65	S	○	○
屋内・ たて置、横置円筒型	給水・純水	炭素鋼	復水タンク (1)	MS-1、重*3	大気圧	約 40	S、重*3	○	○
			湿分分離加熱器第2段ドレンタンク (4)	高*2	約 8.2	約298	C		
			湿分分離加熱器第1段ドレンタンク (4)	高*2	約 3.4	約245	C		
			湿分分離器ドレンタンク (2)	高*2	約 1.4	約200	C		
			低圧給水加熱器ドレンタンク (2)	高*2	約0.05	約115	C		
			1次系補助蒸気復水タンク (2)	高*2	大気圧	約100	C		

*1: 機能は最上位の機能を示す

*2: 最高使用温度が95°Cを超え、又は最高使用圧力が1,900kPaを超える環境下にある原子炉格納容器外の重要度クラス3の機器

*3: 重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す。又は、耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

表3.4-8 玄海3号炉 フィルタの代表機器

分離基準			機器名称 (台数)	選定基準			「技術評価」 代表機器	耐震性 評価 代表機器	
				重要度*1	使用条件				耐震 重要度
設置場所 型式	内部流体	材 料			最高使用圧力 (MPa[gage])	最高使用温度 (°C)			
屋内・ たて置円筒型	1次冷却材	ステンレス鋼	冷却材フィルタ (1)	PS-2	約 2.1	約 95	B	○	○
			封水注入フィルタ (2)	PS-2	約 20.0	約150	S		
			冷却材脱塩塔入口フィルタ (2)	PS-2	約 2.1	約 65	B		
	ほう酸水		ほう酸フィルタ (1)	MS-1、重*2	約 1.4	約 95	S、重*2		
屋内・ ディスク型	空気	ステンレス鋼	格納容器再循環サンプスクリーン (2)	MS-1、重*2	約0.392	約144	S、重*2	○	○

*1：機能は最上位の機能を示す

*2：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す。又は、耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

表3.4-9 玄海3号炉 脱塩塔の代表機器

分離基準			機器名称 (台数)	選定基準			「技術評価」 代表機器	耐震 安全性 評価 代表機器	
				重要度*1	使用条件				耐震 重要度
設置場所 型式	内部流体	材 料			最高使用圧力 (MPa[gage])	最高使用温度 (°C)			
屋内・ たて置円筒型	1次冷却材 希ガス等	ステンレス鋼	冷却材混床式脱塩塔 (2)	PS-2	約 2.1	約 65	B	○	○
			冷却材陽イオン脱塩塔 (1)	PS-2	約 2.1	約 65	B		
			ホールドアップ塔 (4)	PS-2	約0.98	約 95	B		
			除湿塔 (3)	高*2	約0.98	約400	B		
			前置塔 (1)	PS-2	約0.98	約 95	B		

*1：機能は最上位の機能を示す

*2：最高使用温度が95°Cを超え、又は最高使用圧力が1,900kPaを超える環境下にある原子炉格納容器外の重要度クラス3の機器

表3.4-10 玄海3号炉 プール形容器の代表機器

分離基準			機器名称 (台数)	選定基準			「技術評価」 代表機器	耐震 安全性 評価 代表機器	
設置場所 型式	内部流体	材 料		重要度*1	使用条件				耐震 重要度
					最高使用圧力 (MPa[gage])	最高使用温度 (℃)			
屋内・ コンクリート製 埋込みプール形	ほう酸水	鉄筋コンクリート (ステンレス鋼内張り)	使用済燃料ピット (2)	PS-2、重*2	大気圧	約65	S、重*2	○	○
			原子炉キャビティ (1)	PS-2	大気圧	約65	—		
			燃料取替用チャンネル (1)	PS-2	大気圧	約65	—		
			キャスクピット (1)	PS-2	大気圧	約65	—		

*1：機能は最上位の機能を示す

*2：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す。又は、耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

3.4.3 耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象

(1) 「技術評価」での検討結果の整理

3.4.2項で選定した代表容器について、「技術評価」で検討された経年劣化事象に対し、「技術評価」での検討結果（詳細は「玄海原子力発電所3号炉容器の技術評価書」参照）に基づき、耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象を保全対策を考慮し以下のとおり整理した。（表3.4-11～表3.4-19参照）

- ① 現在発生しておらず、今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの（表中×）
- ② 現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できないもの（表中○）

なお、①（表中×）に分類した経年劣化事象については耐震安全性評価対象外とし、その理由を表3.4-11～表3.4-19に記載した。

表3.4-11 玄海3号炉 原子炉容器に想定される経年劣化事象

機能達成に必要な項目	部 位	経年劣化事象	代 表 機 器	「技術評価」評価結果概要*1
			原子炉容器本体	
バウンダリの維持	出入口管台等 (入口管台、出口管台、ふた管台、空気抜管台、炉内計装筒、上部ふた、上部胴、上部胴フランジ、下部胴、トランジションリング、下部鏡板、炉心支持金物、スタッドボルト)	疲労割れ	○	
	胴 部 (炉心領域部)	中性子照射脆化 (関連温度の上昇)	○	
		中性子照射脆化 (上部棚吸収エネルギーの低下)	×	JEAC4201で規定している評価式を用いて運転開始後60年時点での上部棚吸収エネルギー予測値を評価した結果、JEAC4206で要求している68J以上を満足している。

○：現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できないもの

×：現在発生しておらず、今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの

*1：「×」としたものの理由を記載

表3.4-12 玄海3号炉 加圧器に想定される経年劣化事象

機能達成に必要な項目	部 位	経年劣化事象	代 表 機 器		「技術評価」評価結果概要*1
			加圧器本体	加圧器 後備ヒータ	
バウンダリの維持	スプレイライン用管台 サージ用管台	疲労割れ	○	—	

○：現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できないもの

—：経年劣化事象が考慮されないもの

*1：「×」としたものの理由を記載

表3.4-13 玄海3号炉 原子炉格納容器に想定される経年劣化事象

機能達成に必要な項目	部 位	経年劣化事象	代 表 機 器	「技術評価」評価結果概要*1
			原子炉格納容器本体	
—	—	—	—	高経年化対策上着目すべき経年劣化事象はない。

—：経年劣化事象が考慮されないもの

*1：「×」としたものの理由を記載

表3.4-14 玄海3号炉 原子炉格納容器・機械ペネトレーションに想定される経年劣化事象

機能達成に必要な項目	部 位	経年劣化事象	代 表 機 器				「技術評価」評価結果概要*1
			固定式配管貫通部	機器搬入口	通常用エアロック	燃料移送管貫通部	
バウンダリの維持	端 板	疲労割れ	○	—	—	—	

○：現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できないもの

—：経年劣化事象が考慮されないもの

*1：「×」としたものの理由を記載

表3.4-15 玄海3号炉 原子炉格納容器・電気ペネトレーションに想定される経年劣化事象

機能達成に必要な項目	部 位	経年劣化事象	代 表 機 器	「技術評価」評価結果概要*1
			L V型モジュール	
バウンダリの維持	ポッティング材及び Oリング	気密性低下	×	L V型モジュールでの劣化を考慮した長期健全性試験結果から、ポッティング材及びOリングの原子炉格納容器バウンダリ機能に係る気密性低下の可能性はない。

—：経年劣化事象が考慮されないもの

*1：「×」としたものの理由を記載

表3.4-16 (1/2) 玄海3号炉 補機タンクに想定される経年劣化事象

機能達成に必要な項目	部 位	経年劣化事象	代 表 機 器				「技術評価」評価結果概要*1
			蓄圧タンク	体積制御タンク	ほう酸タンク	ガスサージタンク	
—	—	—	—	—	—	—	高経年化対策上着目すべき経年劣化事象はない。

—：経年劣化事象が考慮されないもの

*1：「×」としたものの理由を記載

表3.4-16 (2/2) 玄海3号炉 補機タンクに想定される経年劣化事象

機能達成に必要な項目	部 位	経年劣化事象	代 表 機 器			「技術評価」評価結果概要*1
			原子炉補機冷却水サージタンク	よう素除去薬品タンク	復水タンク	
—	—	—	—	—	—	高経年化対策上着目すべき経年劣化事象はない。

—：経年劣化事象が考慮されないもの

*1：「×」としたものの理由を記載

表3.4-17 玄海3号炉 フィルタに想定される経年劣化事象

機能達成に必要な項目	部 位	経年劣化事象	代 表 機 器		「技術評価」評価結果概要*1
			ほう酸フィルタ	格納容器再循環 サンプスクリーン	
—	—	—	—	—	高経年化対策上着目すべき経年劣化事象はない。

—：経年劣化事象が考慮されないもの

*1：「×」としたものの理由を記載

表3.4-18 玄海3号炉 脱塩塔に想定される経年劣化事象

機能達成に必要な項目	部 位	経年劣化事象	代 表 機 器	「技術評価」評価結果概要*1
			冷却材混床式脱塩塔	
—	—	—	—	高経年化対策上着目すべき経年劣化事象はない。

—：経年劣化事象が考慮されないもの

*1：「×」としたものの理由を記載

表3.4-19 玄海3号炉 プール形容器に想定される経年劣化事象

機能達成に必要な項目	部 位	経年劣化事象	代 表 機 器	「技術評価」評価結果概要*1
			使用済燃料ピット	
—	—	—	—	高経年化対策上着目すべき経年劣化事象はない。

—：経年劣化事象が考慮されないもの

*1：「×」としたものの理由を記載

(2) 耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出

3.4.3項(1)で整理された②の経年劣化事象については、これらの事象が顕在化した場合、代表機器の振動応答特性上又は構造・強度上、影響が「有意」であるか「軽微もしくは無視」できるかを以下で検討し、「軽微もしくは無視」できる事象については耐震安全性評価対象外とすることとした。(表3.4-20～表3.4-28に耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象一覧表を示す)

a. 原子炉容器本体において高経年化対策上着目すべき経年劣化事象

原子炉容器本体において高経年化対策上着目すべき経年劣化事象を、「技術評価」での検討結果に基づき整理した結果(表3.4-11)、現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できない事象は、以下のとおりである。

- ・ 出入口管台等(入口管台、出口管台、ふた管台、空気抜管台、炉内計装筒、上部ふた、上部胴、上部胴フランジ、下部胴、トランジションリング、下部鏡板、炉心支持金物、スタッドボルト)の疲労割れ
- ・ 胴部(炉心領域部)の中性子照射脆化(関連温度の上昇)

これら経年劣化事象のうち、以下の事象については機器の振動応答特性上又は構造・強度上、影響が「軽微もしくは無視」できるとは言えず、耐震安全性評価対象(表3.4-20で◎となっているもの)とした。

- ・ 出入口管台等(入口管台、出口管台、ふた管台、空気抜管台、炉内計装筒、炉心支持金物)の疲労割れ
- ・ 胴部(炉心領域部)の中性子照射脆化(関連温度の上昇)

なお、以下の事象については、機器の振動応答特性上又は構造・強度上、影響が「軽微もしくは無視」できると判断し、耐震安全性評価対象外とした。

(a) 上部ふた、上部胴、上部胴フランジ、下部胴、トランジションリング、下部鏡板及びスタッドボルトの疲労割れ

原子炉容器本体は十分に剛性を持った厚肉容器であり、地震による応力は支持点等の他機器から荷重を受ける箇所に発生する。上部ふた、上部胴、上部胴フランジ、下部胴、トランジションリング、下部鏡板及びスタッドボルトはこれらの箇所から十分離れており、有意な応力は発生しない。

b. 加圧器本体において高経年化対策上着目すべき経年劣化事象

加圧器本体において高経年化対策上着目すべき経年劣化事象を、「技術評価」での検討結果に基づき整理した結果（表3.4-12）、現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できない事象は、以下のとおりである。

- ・スプレイライン用管台等の疲労割れ

本経年劣化事象については、機器の振動応答特性上又は構造・強度上、影響が「軽微もしくは無視」できるとは言えず、耐震安全性評価対象（表3.4-21で◎となっているもの）とした。

c. 加圧器ヒータにおいて高経年化対策上着目すべき経年劣化事象

加圧器ヒータにおいて高経年化対策上着目すべき経年劣化事象を、「技術評価」での検討結果に基づき整理した結果（表3.4-12）、現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できない事象は、抽出されなかった。

（表3.4-21参照）

d. 原子炉格納容器本体において高経年化対策上着目すべき経年劣化事象

原子炉格納容器本体において高経年化対策上着目すべき経年劣化事象を、「技術評価」での検討結果に基づき整理した結果（表3.4-13）、現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できない事象は、抽出されなかった。（表3.4-22参照）

e. 原子炉格納容器・機械ペネトレーションにおいて高経年化対策上着目すべき経年劣化事象

原子炉格納容器・機械ペネトレーションにおいて高経年化対策上着目すべき経年劣化事象を、「技術評価」での検討結果に基づき整理した結果（表3.4-14）、現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できない事象は、以下のとおりである。

- ・端板の疲労割れ〔主蒸気ライン貫通部（固定式配管貫通部）〕

本経年劣化事象については、機器の振動応答特性上又は構造・強度上、影響が「軽微もしくは無視」できるとは言えず、耐震安全性評価対象（表3.4-23で◎となっているもの）とした。

- f. 原子炉格納容器・電気ペネトレーションにおいて高経年化対策上着目すべき経年劣化事象

原子炉格納容器・電気ペネトレーションにおいて高経年化対策上着目すべき経年劣化事象を、「技術評価」での検討結果に基づき整理した結果（表3.4-15）、現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できない事象は、抽出されなかった。（表3.4-24参照）

- g. 補機タンクにおいて高経年化対策上着目すべき経年劣化事象

補機タンクにおいて高経年化対策上着目すべき経年劣化事象を、「技術評価」での検討結果に基づき整理した結果（表3.4-16）、現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できない事象は、抽出されなかった。（表3.4-25参照）

- h. フィルタにおいて高経年化対策上着目すべき経年劣化事象

フィルタにおいて高経年化対策上着目すべき経年劣化事象を、「技術評価」での検討結果に基づき整理した結果（表3.4-17）、現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できない事象は、抽出されなかった。（表3.4-26参照）

- i. 脱塩塔において高経年化対策上着目すべき経年劣化事象

脱塩塔において高経年化対策上着目すべき経年劣化事象を、「技術評価」での検討結果に基づき整理した結果（表3.4-18）、現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できない事象は、抽出されなかった。（表3.4-27参照）

- j. プール形容器において高経年化対策上着目すべき経年劣化事象

プール形容器において高経年化対策上着目すべき経年劣化事象を、「技術評価」での検討結果に基づき整理した結果（表3.4-19）、現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できない事象は、抽出されなかった。（表3.4-28参照）

表3.4-20 玄海3号炉 原子炉容器の耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象一覧

部 位	経年劣化事象	代 表 機 器
		原子炉容器本体
入口管台、出口管台、ふた管台、空気抜管台、炉内計装筒、炉心支持金物	疲労割れ	◎
上部ふた、上部胴、上部胴フランジ、下部胴、トランジションリング、下部鏡板、スタッドボルト	疲労割れ	■
胴 部 (炉心領域部)	中性子照射脆化 (関連温度の上昇)	◎
	中性子照射脆化 (上部棚吸収エネルギーの低下)	—

◎：以降で評価する

■：将来にわたって起こることが否定できないが、振動応答特性上又は構造・強度上「軽微もしくは無視」できるもの

—：経年劣化事象が想定されないもの及び今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの

表3.4-21 玄海3号炉 加圧器の耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象一覧

部 位	経年劣化事象	代 表 機 器	
		加圧器本体	加圧器後備ヒータ
スプレイライン用管台 サージ用管台	疲労割れ	◎	—

◎：以降で評価する

—：経年劣化事象が想定されないもの及び今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの

表3.4-22 玄海3号炉 原子炉格納容器の耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象一覧

部 位	経年劣化事象	代 表 機 器
		原子炉格納容器本体
—	—	—

—：経年劣化事象が想定されないもの及び今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの

表3.4-23 玄海3号炉 原子炉格納容器・機械ペネトレーションの耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象一覧

部 位	経年劣化事象	代 表 機 器			
		固定式 配管貫通部	機器搬入口	通常用 エアロック	燃料移送管 貫通部
端 板	疲労割れ	◎	—	—	—

◎：以降で評価する

—：経年劣化事象が想定されないもの及び今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの

表3.4-24 玄海3号炉 原子炉格納容器・電気ペネトレーションの耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象一覧

部 位	経年劣化事象	代 表 機 器
		L V型モジュール
ポッティング材及びOリング	気密性低下	—

—：経年劣化事象が想定されないもの及び今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの

表3.4-25 (1/2) 玄海3号炉 補機タンクの耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象一覧

部 位	経年劣化事象	代 表 機 器			
		蓄圧タンク	体積制御タンク	ほう酸タンク	ガスサージ タンク
—	—	—	—	—	—

—：経年劣化事象が想定されないもの及び今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの

表3.4-25 (2/2) 玄海3号炉 補機タンクの耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象一覧

部 位	経年劣化事象	代 表 機 器		
		原子炉補機 冷却水 サージタンク	よう素除去 薬品タンク	復水タンク
—	—	—	—	—

—：経年劣化事象が想定されないもの及び今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの

表3.4-26 玄海3号炉 フィルタの耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象一覧

部 位	経年劣化事象	代 表 機 器	
		ほう酸フィルタ	格納容器再循環サンプスクリーン
—	—	—	—

—：経年劣化事象が想定されないもの及び今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの

表3.4-27 玄海3号炉 脱塩塔の耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象一覧

部 位	経年劣化事象	代 表 機 器
		冷却材混床式脱塩塔
—	—	—

—：経年劣化事象が想定されないもの及び今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの

表3.4-28 玄海3号炉 プール形容器の耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象一覧

部 位	経年劣化事象	代 表 機 器
		使用済燃料ピット
—	—	—

—：経年劣化事象が想定されないもの及び今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの

3.4.4 耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象に対する耐震安全性評価

前項にて整理し抽出した経年劣化事象及び2.2項(2)bの表2-3で耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象に対して耐震安全性評価を実施する。

(1) 管台等の疲労割れに対する耐震安全性評価 [原子炉容器本体、加圧器本体]

耐震安全性評価では、地震時の発生応力を求め、「技術評価」での疲労評価結果を加味して評価した。

結果は、表3.4-29に示すとおりであり、通常運転時及び地震時の疲労累積係数の合計は1以下であり、管台等の疲労割れは、耐震安全性評価上問題ない。

表3.4-29 玄海3号炉 原子炉容器本体、加圧器本体の管台等の疲労割れに対する評価結果

評価対象	評価部位	耐震重要度		疲労累積係数 (許容値1以下)		
				通常 運転時	地震時	合計
原子炉容器本体	入口管台	S	Ss*1	0.038	0.000	0.038
	出口管台	S	Ss*1	0.044	0.000	0.044
	ふた管台	S	Ss	0.040	0.001	0.041
			Sd	0.040	0.001	0.041
	空気抜管台	S	Ss	0.023	0.041	0.064
			Sd	0.023	0.012	0.035
	炉内計装筒	S	Ss*1	0.462	0.000	0.462
炉心支持金物	S	Ss*1	0.005	0.000	0.005	
加圧器本体	スプレイライン用 管台	S	Ss*1	0.057*2	0.000	0.057
	サージ用管台	S	Ss*1	0.020*2	0.000	0.020

*1 : Ss地震力がSd地震力及びSクラスの機器に適用される静的地震力より大きく、Ss地震力による評価応力が、材料の疲労限を下回る（地震時の疲労累積係数が0.000）ためSd地震力及び静的地震力による評価を省略した

*2 : (社) 日本機械学会 環境疲労評価手法 (JSME S NF1-2009) に基づき環境を考慮した値

(2) 胴部（炉心領域部）の中性子照射脆化（関連温度上昇）に対する耐震安全性評価〔原子炉容器本体〕

耐震安全性評価では、「技術評価」の評価手法と同様に、地震時の発生応力（地震力は S_s 地震力）を考慮した評価を実施した。評価方法は、運転開始後60年の運転を想定した中性子照射を受けた状態において、「(社)日本電気協会原子力発電用機器に対する破壊靱性の確認試験方法（JEAC4206-2007〔2013年追補版〕）」の附属書C「供用状態C、Dにおける加圧水型原子炉圧力容器の炉心領域部に対する非延性破壊防止のための評価方法」に定められた加圧熱衝撃（PTS：Pressurized Thermal Shock）評価手法を適用した。耐震安全性評価における想定き裂深さは、JEAC4206における最大仮想欠陥（想定き裂深さ10mm）とした。

ただし、原子炉容器胴部に対しては、地震荷重による有意な周方向応力は発生せず、軸方向応力が支配的になるので、想定欠陥は保守的に周方向欠陥とする。また、想定欠陥に対し、PTS事象*により発生する応力拡大係数 K_{Ic} については周方向欠陥を想定すると軸方向欠陥に対して算出した K_{Ic} に比べて小さくなるが、ここでは安全側に軸方向欠陥に対して算出した K_{Ic} を用いる。

なお、評価の簡便性の観点から、供用状態A及びBを包絡する条件となる供用状態C、D及び重大事故等時の評価条件で評価するものとする。

結果は、図3.4-1に示すとおりであり、運転開始後60年時点での K_{Ic} 下限包絡曲線とPTS事象に S_s 地震を考慮した K_{Ic} を比較すると、両曲線は交差することはない、 $K_{Ic} > K_{Ic}$ は満足され、原子炉容器の中性子照射による関連温度上昇は、耐震安全性評価上問題ない。

*：PTS事象は小破断LOCA、大破断LOCA、主蒸気管破断事故及び2次冷却系からの除熱機能喪失を対象とした

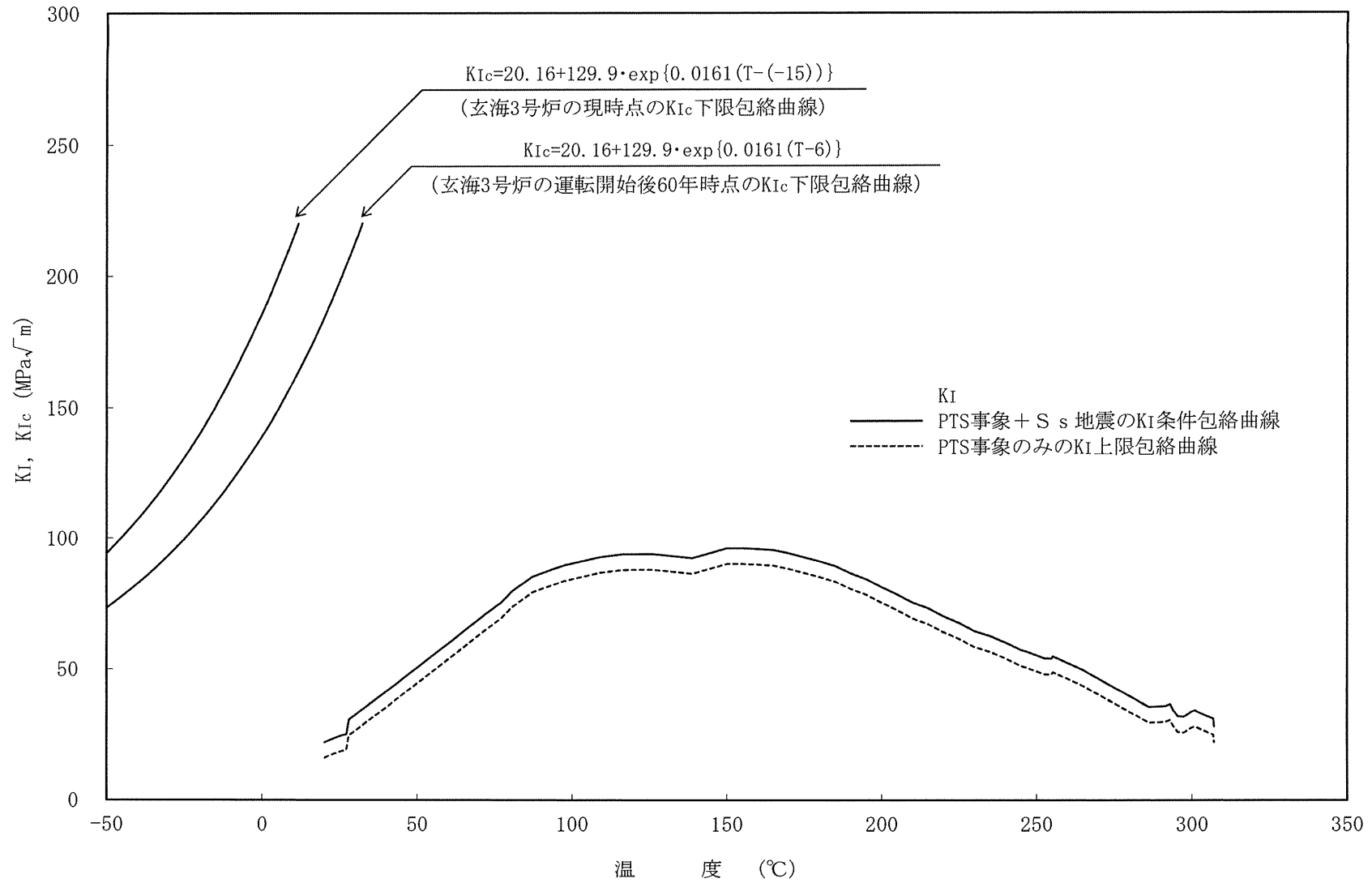


図3.4-1 玄海3号炉 S_s地震を考慮したPTS評価結果

(3) 端板の疲労割れに対する耐震安全性評価

[原子炉格納容器・機械ペネトレーション]

耐震安全性評価では、端板の地震時の発生応力を求め、「技術評価」での疲労評価結果を加味して評価した。また、「技術評価」では、主蒸気系統を代表ラインとして評価しているが、地震時の疲労累積係数を合計した際に代表ラインを上回る系統がある場合は、その系統についても併せて評価した。

結果は、表3.4-30に示すとおりであり、通常運転時及び地震時の疲労累積係数の合計は1以下であり、端板の疲労割れは、耐震安全性評価上問題ない。

表3.4-30 玄海3号炉 固定式配管貫通部の疲労割れに対する評価結果

評価対象	評価部位	耐震重要度	疲労累積係数 (許容値1以下)			備考	
			通常運転時	地震時	合計		
主蒸気ライン貫通部	端板	S	Ss	0.000	0.083	0.083	B系統
			Sd	0.000	0.016	0.016	
低圧注入ライン (余熱除去系注入ライン) 貫通部			Ss	0.000	0.172	0.172	A系統
			Sd	0.000	0.002	0.002	
			Ss	0.000	0.128	0.128	B系統
			Sd	0.000	0.002	0.002	

3.4.5 評価対象機器全体への展開

以下の手順により、評価対象機器全体への耐震安全性評価の展開を実施することとする。

3.4.5.1 代表機器以外の評価対象機器における「技術評価」での検討結果の整理

3.4.3項の代表機器及び2.2項(2)bの表2-3における耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の検討結果を用いて、代表機器以外の評価対象機器についても、「技術評価」での経年劣化事象の抽出及び保全対策の検討結果を用いて整理を行った。

(1) 管台等の疲労割れ

管台等の疲労割れに関しては、評価対象機器すべてを評価しているため、代表機器以外の機器はない。

(2) 胴部（炉心領域部）の中性子照射脆化（関連温度上昇）

胴部（炉心領域部）の中性子照射脆化（関連温度上昇）に関しては、評価対象機器すべてを評価しているため、代表機器以外の機器はない。

(3) 端板の疲労割れ

端板の疲労割れに関しては、代表機器以外の機器に対しては、今後も発生の可能性がないか、又は小さいため、代表機器以外への展開は不要とした。

「技術評価」での経年劣化事象の抽出及び保全対策の検討の結果を用いて、代表機器以外の評価対象機器についても整理を行った結果、代表機器における抽出結果以外の経年劣化事象は抽出されなかった。

3.4.5.2 耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出

3.4.3項にて整理し抽出した代表機器に想定される経年劣化事象及び2.2項(2)bの表2-3における耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象に対して、機器の振動応答特性上又は構造・強度上、影響が「軽微もしくは無視」できる事象を耐震安全性評価対象外としたものについては、評価対象機器すべてにおいて代表機器と同様の評価が可能であることを確認した。

3.4.5.3 耐震安全性評価

本項では、代表以外の機器に対する耐震安全性評価を実施する。

具体的には、3.4.5.2項で代表機器に想定される経年劣化事象以外の事象が抽出されなかったことから、代表機器に想定される経年劣化事象と同じ事象に対する耐震安全性評価を実施した。(代表機器以外の機器については表3.4-1～表3.4-10を参照のこと)

(1) 代表機器に想定される経年劣化事象と同じ事象に対する耐震安全性評価

代表機器以外の機器に関して、耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象はない。

3.4.6 保全対策に反映すべき項目の抽出

容器においては、「技術評価」にて検討された保全対策に、耐震安全性の観点から追加すべき項目はない。

3.5 配 管

本章は、玄海3号炉で使用されている主要な配管に係る経年劣化事象について、耐震安全性評価をまとめたものである。なお、玄海3号炉の主要機器については、既に「技術評価」において経年劣化事象に対する健全性評価を行うとともに、現状保全の評価を実施しているため、本章においてはこれら検討結果を前提条件とし、評価を実施することとする。

3.5.1 評価対象機器

玄海3号炉で使用されている主要な配管及びサポート（「技術評価」の評価対象機器）を評価対象機器とする。なお、評価対象配管を表3.5-1～表3.5-4に示す。

3.5.2 代表機器の選定

「技術評価」の評価では評価対象配管にサポートを含めて分類しているが、本検討においてもこの分類にしたがって整理するものとし、それぞれの分類ごとに、「技術評価」における代表機器を本検討の代表機器とする。

ただし、グループ内で選定された「技術評価」の代表機器より耐震重要度の上位の機器が存在する場合には、これについても代表機器として追加することとする。

各分類における、本検討での代表機器を表3.5-1～表3.5-4の「耐震安全性評価代表機器」に示す。

なお、1次冷却材管はステンレス鋼配管に属することになるが、PS-1の特殊性を考慮し、ステンレス鋼配管と分けて単独で評価している。

表3.5-1(1/2) 玄海3号炉 ステンレス鋼の代表配管

分離基準	機器名称	選定基準						「技術評価」 代表機器	耐震性 評価 代表機器
		重要度*1	使用条件				耐震 重要度		
内部流体			設置場所	運転	最高使用圧力 (MPa[gage])	最高使用温度 (°C)			
1次冷却材 ほう酸水	1次冷却材系統配管*2	PS-1、重*3	屋 内	連 続	約17.2	約360	S、重*3	○	○
	化学体積制御系統配管*2	MS-1、重*3		連 続	約20.0	約343	S、重*3		
	使用済燃料ピット浄化冷却系統配管	MS-2、重*3		連 続	約 1.4	約 95	S、重*3		
	燃料取替用水系統配管	MS-1、重*3		連 続	約 1.4	約144	S、重*3		
	液体廃棄物処理系統配管（ほう酸収集・処理）	高*4		一 時	約 2.1	約 95	B		
	1次系試料採取系統配管	MS-1		連 続	約17.2	約360	S		
	安全注入系統配管*2	MS-1、重*3		一 時	約20.0	約343	S、重*3		
	余熱除去系統配管*2	MS-1、重*3		一 時	約17.2	約343	S、重*3		
	原子炉格納容器スプレイ系統配管	MS-1、重*3		一 時	約 2.7	約150	S、重*3		
苛性ソーダ 溶液	原子炉格納容器スプレイ系統配管（苛性ソーダ ライン）	MS-1	屋 内	一 時	約 2.7	約150	S	○	○
蒸 気	主蒸気系統配管	高*4	屋 内	連 続	約 8.2	約298	C	○	○
	低温再熱蒸気系統配管	高*4		連 続	約 1.4	約200	C		
	第7抽気系統配管	高*4		連 続	約 3.4	約245	C		
	タービンランド蒸気系統配管	高*4		連 続	約 3.9	約255	C		
	補助蒸気系統配管	高*4		連 続	約 8.2	約298	C		
	第6抽気系統配管	高*4	屋内外	連 続	約 1.4	約200	C		
	2次系ドレン系統配管	高*4	屋 外	連 続	大気圧	約165	C		

*1：機能は最上位の機能を示す

*2：1次冷却材系統内にラインが含有されるもののうち、弁等で他系統と接続されるラインは他系統側の配管として評価する。また、1次冷却材管は別に評価する

*3：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す。又は、耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

*4：最高使用温度が95°Cを超え、又は最高使用圧力が1,900kPaを超える環境下にある原子炉格納容器外の重要度クラス3の機器

表3.5-1(2/2) 玄海3号炉 ステンレス鋼の代表配管

分離基準	機器名称	選定基準						「技術評価」 代表機器	耐震性 評価 代表機器
		重要度*1	使用条件				耐震 重要度		
内部流体	設置場所		運転	最高使用圧力 (MPa[gage])	最高使用温度 (°C)				
給水	蒸気発生器ブローダウン系統配管	MS-1	屋内	連続	約 8.2	約298	S	○	○
	安全注入系統配管（給水）	重*3		一時	大気圧	約 40	重*3		
	余熱除去系統配管（給水）	重*3		一時	約 1.5	約 95	重*3		
	原子炉格納容器スプレイ系統配管（給水）	重*3		一時	約 2.7	約150	S、重*3		
	2次系復水系統配管	高*4		連続	約 4.1	約155	C		
	主給水系統配管*2	高*4		連続	約10.3	約200	C		
	補助給水系統配管	MS-1、重*3		一時	約12.7	約 40	S、重*3		
	2次系ドレン系統配管	高*4	屋内外	連続	約 8.2	約298	C		
希ガス等 空気	気体廃棄物処理系統配管	PS-2	屋内	連続	約0.98	約400	B	○	○
	原子炉補機冷却水系統配管（空気）	重*3		一時	大気圧	約 40	重*3		
	1次系試料採取系統配管（空気）	高*4、重*3		一時	約0.98	約144	C、重*3		
	制御用空気系統配管	MS-1、重*3		連続	約0.83	約144	S、重*3		
	制御用空気系統配管（窒素）	重*3		一時	約0.98	約 50	重*3		
	代替緊急時対策所加圧設備系統配管	重*3		一時	約 1.0	約 40	重*3		
	使用済燃料ピット浄化冷却系統配管（空気）	重*3	屋内外	一時	大気圧	約 40	重*3		
油	タービン潤滑・制御油系統配管	高*4	屋内	連続	約16.2	約 75	C	○	○

*1：機能は最上位の機能を示す

*2：2次系給水系統配管を含む

*3：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す。又は、耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

*4：最高使用温度が95°Cを超え、又は最高使用圧力が1,900kPaを超える環境下にある原子炉格納容器外の重要度クラス3の機器

表3.5-2 玄海3号炉 低合金鋼の代表配管

分離基準	機器名称	選定基準						「技術評価」 代表機器	耐震 安全性 評価 代表機器
		重要度*1	使用条件				耐震 重要度		
			設置場所	運転	最高使用圧力 (MPa[gage])	最高使用温度 (°C)			
蒸気	低温再熱蒸気系統配管	高*2	屋内	連続	約 1.4	約200	C	○	○
	タービンランド蒸気系統配管	高*2		連続	約0.69	約175	C		
給水	2次系ドレン系統配管	高*2	屋内外	連続	約 8.2	約298	C	○	○

*1：機能は最上位の機能を示す

*2：最高使用温度が95°Cを超え、又は最高使用圧力が1,900kPaを超える環境下にある原子炉格納容器外の重要度クラス3の機器

表3.5-3 (1/2) 玄海3号炉 炭素鋼の代表配管

分離基準	機器名称	選定基準						「技術評価」 代表機器	耐震 安全性 評価 代表機器
		重要度*1	使用条件				耐震 重要度		
			設置場所	運転	最高使用圧力 (MPa[gage])	最高使用温度 (℃)			
蒸気	主蒸気系統配管	MS-1、重*2	屋内	連続	約 8.2	約298	S、重*3	○	○
	高温再熱蒸気系統配管	高*3		連続	約 1.4	約298	C		
	低温再熱蒸気系統配管	高*3		連続	約 1.4	約200	C		
	第3抽気系統配管	高*3		連続	約0.05	約115	C		
	第4抽気系統配管	高*3		連続	約0.25	約180	C		
	第5抽気系統配管	高*3		連続	約0.44	約225	C		
	第7抽気系統配管	高*3		連続	約 3.4	約245	C		
	タービンランド蒸気系統配管	高*3		連続	約 8.2	約298	C		
	補助蒸気系統配管	MS-1		連続	約 8.2	約298	S		
	第6抽気系統配管	高*3	屋外	連続	約 1.4	約200	C		
	2次系ドレン系統配管	高*3		連続	約 1.4	約200	C		
給水	蒸気発生器ブロードダウン系統配管	MS-1	屋内	連続	約 8.2	約298	S	○	○
	原子炉格納容器スプレイ系統配管（給水）	重*2		一時	約 1.5	約 95	重*3		
	2次系復水系統配管	高*3		連続	約 4.1	約200	C		
	補助給水系統配管	MS-1、重*2		一時	約12.7	約 40	S、重*3		
	補助蒸気系統配管	高*3		一時	約 1.8	約185	C		
	2次系ドレン系統配管	高*3	屋内・屋外	連続	約 8.2	約298	C		
	主給水系統配管*4	MS-1、重*2		連続	約10.3	約298	S、重*3		

*1：機能は最上位の機能を示す

*2：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す。又は、耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

*3：最高使用温度が95℃を超え、又は最高使用圧力が1,900kPaを超える環境下にある原子炉格納容器外の重要度クラス3の機器

*4：2次系給水系統配管を含む

表3.5-3 (2/2) 玄海3号炉 炭素鋼の代表配管

分離基準	機器名称	選定基準						「技術評価」 代表機器	耐震 安全性 評価 代表機器
		重要度*1	使用条件				耐震 重要度		
			設置場所	運転	最高使用圧力 (MPa[gage])	最高使用温度 (°C)			
内部流体	原子炉補機冷却水系統配管	MS-1、重*2	屋内	連続	約 1.4	約144	S、重*3	○	○
	タービン潤滑・制御油系統配管	高*3		連続	約 2.8	約 80	C		
窒素 空気	原子炉補機冷却水系統配管（窒素）	重*2	屋内	一時	約0.98	約 95	重*3	○	○
	格納容器減圧系統配管	MS-1		一時	約0.39	約144	S		
	原子炉格納容器スプレイ系統配管（空気）	重*2		一時	大気圧	約 40	重*3		
	制御用空気系統配管（窒素）	重*2		一時	約0.83	約 50	重*3		
	炭酸ガス	原子炉補機冷却水系統配管（空気）	重*2	屋内・屋外	一時	大気圧	約 40		
消火装置系統配管		高*3	一時		約10.8	約 40	C		
海水	原子炉補機冷却海水系統配管	MS-1、重*2	屋内・屋外	連続	約0.98	約 50	S、重*3	○	○

*1：機能は最上位の機能を示す

*2：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す。又は、耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

*3：最高使用温度が95℃を超え、又は最高使用圧力が1,900kPaを超える環境下にある原子炉格納容器外の重要度クラス3の機器

表3.5-4 玄海3号炉 1次冷却材管の代表配管

機器名称	重要度*1	使用条件			耐震重要度	「技術評価」 代表機器	耐震安全性 評価 代表機器
		運転	最高使用圧力 (MPa[gage])	最高使用温度 (℃)			
1次冷却材管	PS-1、重*2	連続	約17.2	約343	S、重*2	○	○

*1：機能は最上位の機能を示す

*2：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す。又は、耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

3.5.3 耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象

(1) 「技術評価」での検討結果の整理

3.5.2項で選定した代表配管及びサポートについて、「技術評価」で検討された経年劣化事象に対し、「技術評価」での検討結果（詳細は「玄海原子力発電所3号炉配管の技術評価書」参照）に基づき、耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象を保全対策を考慮し以下のとおり整理した。（表3.5-5～表3.5-9参照）

- ① 現在発生しておらず、今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの（表中×）
- ② 現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できないもの（表中○）

なお、①（表中×）に分類した経年劣化事象については耐震安全性評価対象外とし、その理由を表3.5-5～表3.5-9に記載した。

表3.5-5 (1/2) 玄海3号炉 ステンレス鋼配管に想定される経年劣化事象

機能達成に必要な項目	部位	経年劣化事象	代 表 機 器			「技術評価」評価結果概要*1
			余熱除去系統配管	原子炉格納容器 スプレイ系統配管 (苛性ソーダライン)	第6抽気系統配管	
バウンダリの維持	母管	疲労割れ	○	—	—	

○：現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できないもの

—：経年劣化事象が考慮されないもの

*1：「×」としたものの理由を記載

表3.5-5 (2/2) 玄海3号炉 ステンレス鋼配管に想定される経年劣化事象

機能達成に必要な項目	部位	経年劣化事象	代 表 機 器			「技術評価」評価結果概要*1
			補助給水系統配管	制御用空気系統配管	タービン潤滑・制御油系統配管	
—	—	—	—	—	—	高経年化対策上着目すべき経年劣化事象はない。

—：経年劣化事象が考慮されないもの

*1：「×」としたものの理由を記載

表3.5-6 玄海3号炉 低合金鋼配管に想定される経年劣化事象

機能達成に必要な項目	部 位	経年劣化事象	代 表 機 器		「技術評価」評価結果概要*1
			低温再熱蒸気系統配管	2次系ドレン系統配管	
—	—	—	—	—	高経年化対策上着目すべき経年劣化事象はない。

—：経年劣化事象が考慮されないもの

*1：「×」としたものの理由を記載

表3.5-7 玄海3号炉 炭素鋼配管に想定される経年劣化事象

機能達成に必要な項目	部 位	経年劣化事象	代 表 機 器					「技術評価」評価結果概要*1
			主蒸気 系統配管	主給水 系統配管	原子炉補機 冷却水系統 配管	格納容器減圧 系統配管	原子炉補機 冷却海水系統 配管	
バウンダリの 維持	母管	疲労割れ	—	○	—	—	—	

○：現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できないもの

—：経年劣化事象が考慮されないもの

*1：「×」としたものの理由を記載

表3.5-8 玄海3号炉 1次冷却材管に想定される経年劣化事象

機能達成に必要な項目	部 位	経年劣化事象	代 表 機 器	「技術評価」評価結果概要*1
			1次冷却材管	
バウンダリの維持	母管及び管台	疲労割れ	○	
	母管	熱時効	○	

○：現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できないもの

*1：「×」としたものの理由を記載

表3.5-9 (1/2) 玄海3号炉 配管サポートに想定される経年劣化事象

機能達成に必要な項目	部 位	経年劣化事象	代 表 機 器				「技術評価」評価結果概要*1
			アンカー	Uバンド	Uボルト	スライドサポート	
配管支持	ラグとプレートの溶接部等のサポート取付部	疲労割れ	○	—	—	×	スライドサポートについては、一部拘束機能があるものの、主要な配管熱変位を拘束しない構造となっており、疲労割れが発生する可能性はない。

○：現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できないもの

×：現在発生しておらず、今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの

—：経年劣化事象が考慮されないもの

*1：「×」としたものの理由を記載

表3.5-9 (2/2) 玄海3号炉 配管サポートに想定される経年劣化事象

機能達成に必要な項目	部 位	経年劣化事象	代 表 機 器				「技術評価」評価結果概要*1
			レスト レイント	スプリング ハンガ	オイルスナバ	メカニカル スナバ	
配管支持	ラグとプレートの 溶接部等のサポ ート取付部	疲労割れ	×	—	—	—	レストレイントについては、一部拘束機能があるものの、主要な配管熱変位を拘束しない構造となっており、疲労割れが発生する可能性はない。

×：現在発生しておらず、今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの

—：経年劣化事象が考慮されないもの

*1：「×」としたものの理由を記載

(2) 耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出

3.5.3項(1)で整理された②の経年劣化事象については、これらの事象が顕在化した場合、代表機器の振動応答特性上又は構造・強度上、影響が「有意」であるか「軽微もしくは無視」できるかを以下で検討し、「軽微もしくは無視」できる事象については耐震安全性評価対象外とすることとした。(表3.5-10～表3.5-14に耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象一覧表を示す)

a. ステンレス鋼配管において高経年化対策上着目すべき経年劣化事象

ステンレス鋼配管において高経年化対策上着目すべき経年劣化事象を、「技術評価」での検討結果に基づき整理した結果(表3.5-5)、現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できない事象は、以下のとおりである。

- ・母管の疲労割れ [余熱除去系統配管]

本経年劣化事象については、機器の振動応答特性上又は構造・強度上、影響が「軽微もしくは無視」できるとは言えず、耐震安全性評価対象(表3.5-10で◎となっているもの)とした。

b. 低合金鋼配管において高経年化対策上着目すべき経年劣化事象

低合金鋼配管において高経年化対策上着目すべき経年劣化事象を、「技術評価」での検討結果に基づき整理した結果(表3.5-6)、現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できない事象は、抽出されなかった。

(表3.5-11参照)

c. 炭素鋼配管において高経年化対策上着目すべき経年劣化事象

炭素鋼配管において高経年化対策上着目すべき経年劣化事象を、「技術評価」での検討結果に基づき整理した結果（表3.5-7）、現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できない事象は、以下のとおりである。

- ・母管の疲労割れ [主給水系統配管]

本経年劣化事象については、機器の振動応答特性上又は構造・強度上、影響が「軽微もしくは無視」できるとは言えず、耐震安全性評価対象（表3.5-12で◎となっているもの）とした。

d. 1次冷却材管において高経年化対策上着目すべき経年劣化事象

1次冷却材管において高経年化対策上着目すべき経年劣化事象を、「技術評価」での検討結果に基づき整理した結果（表3.5-8）、現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できない事象は、以下のとおりである。

- ・母管及び管台の疲労割れ
- ・母管の熱時効

これら経年劣化事象については、機器の振動応答特性上又は構造・強度上、影響が「軽微もしくは無視」できるとは言えず、すべて耐震安全性評価対象（表3.5-13で◎となっているもの）とした。

e. 配管サポートにおいて高経年化対策上着目すべき経年劣化事象

配管サポートにおいて高経年化対策上着目すべき経年劣化事象を「技術評価」での検討結果に基づき整理した結果（表3.5-9）、現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できない事象は、以下のとおりである。

- ・ラグとプレートの溶接部等のサポート取付部の疲労割れ [アンカー]

本経年劣化事象については、機器の振動応答特性上 又は構造・強度上、影響が「軽微もしくは無視」できるとは言えず、耐震安全性評価対象（表3.5-14で◎となっているもの）とした。

表3.5-10 (1/2) 玄海3号炉 ステンレス鋼配管の耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象一覧

部 位	経年劣化事象	代 表 機 器		
		余熱除去系統配管	原子炉格納容器 スプレイ系統配管 (苛性ソーダライン)	第6抽気系統配管
母管	疲労割れ	◎	—	—

◎：以降で評価する

—：経年劣化事象が想定されないもの及び今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの

表3.5-10 (2/2) 玄海3号炉 ステンレス鋼配管の耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象一覧

部 位	経年劣化事象	代 表 機 器		
		補助給水系統配管	制御用空気系統配管	タービン潤滑・制御油系統配管
—	—	—	—	—

—：経年劣化事象が想定されないもの及び今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの

表3.5-11 玄海3号炉 低合金鋼配管の耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象一覧

部 位	経年劣化事象	代 表 機 器	
		低温再熱蒸気系統配管	2次系ドレン系統配管
—	—	—	—

—：経年劣化事象が想定されないもの及び今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの

表3.5-12 玄海3号炉 炭素鋼配管の耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象一覧

部 位	経年劣化事象	代 表 機 器				
		主蒸気系統配管	主給水系統配管	原子炉補機冷却水系統配管	格納容器減圧系統配管	原子炉補機冷却海水系統配管
母管	疲労割れ	—	◎	—	—	—

◎：以降で評価する

—：経年劣化事象が想定されないもの及び今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの

表3.5-13 玄海3号炉 1次冷却材管の耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象一覧

部 位	経年劣化事象	代 表 機 器
		1次冷却材管
母管及び管台	疲労割れ	◎
母管	熱時効	◎

◎：以降で評価する

表3.5-14 (1/2) 玄海3号炉 配管サポートの耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象一覧

部 位	経年劣化事象	代 表 機 器			
		アンカー	Uバンド	Uボルト	スライドサポート
ラグとプレートの溶接部等のサポート取付部	疲労割れ	◎	—	—	—

◎：以降で評価する

—：経年劣化事象が想定されないもの及び今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの

表3.5-14 (2/2) 玄海3号炉 配管サポートの耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象一覧

部 位	経年劣化事象	代 表 機 器			
		レストレイント	スプリングハンガ	オイルスナバ	メカニカルスナバ
ラグとプレートの溶接部等のサポート取付部	疲労割れ	—	—	—	—

—：経年劣化事象が想定されないもの及び今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの

3.5.4 耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象に対する耐震安全性評価

前項にて整理し抽出した経年劣化事象及び2.2項(2)bの表2-3で耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象に対して耐震安全性評価を実施する。

(1) 母管及び管台、ラグとプレートの溶接部等のサポート取付部の疲労割れに対する耐震安全性評価

[余熱除去系統配管、主給水系統配管、1次冷却材管、配管サポート]

耐震安全性評価では、配管については、地震時の発生応力を求め、「技術評価」での疲労評価結果を加味して評価した。配管サポートについては、「技術評価」において熱過渡及び配管口径の観点から代表とした余熱除去系統配管のアンカーサポートを評価対象として、一次応力評価及び一次+二次応力評価を実施した。

なお、通常運転時の過渡条件は、実過渡の厳しい余熱除去系の過渡条件を適用して疲労累積係数を算出した。

結果は、配管については、表3.5-15に示すとおり、通常運転時及び地震時の疲労累積係数の合計は1以下であり、また、配管サポートについては、表3.5-16に示すとおり、発生応力は許容応力を超えることはない。したがって、耐震安全性評価上問題ない。

表3.5-15 玄海3号炉 配管の疲労割れに対する評価結果

評価部位		耐震重要度		疲労累積係数 (許容値1以下)		
				通常 運転時	地震時	合計
余熱除去系統配管		S	Ss	0.464 ^{*2}	0.001	0.465
			Sd	0.464 ^{*2}	0.000	0.464
主給水系統配管		S	Ss	0.016 ^{*2}	0.009	0.025
			Sd	0.016 ^{*2}	0.002	0.018
1次冷却材管	ホットレグ	S	Ss	0.010 ^{*2}	0.001	0.011
			Sd	0.010 ^{*2}	0.000	0.010
	クロスオーバーレグ	S	Ss ^{*1}	0.008 ^{*2}	0.000	0.008
	コールドレグ	S	Ss ^{*1}	0.005 ^{*2}	0.000	0.005
	加圧器サージ管台	S	Ss ^{*1}	0.047 ^{*2}	0.000	0.047
	蓄圧タンク注入管台	S	Ss ^{*1}	0.034 ^{*2}	0.000	0.034
	充てん管台	S	Ss ^{*1}	0.023 ^{*2}	0.000	0.023

*1 : Ss地震力がSd地震力及びSクラスの機器に適用される静的地震力より大きく、Ss地震力による評価応力が、材料の疲労限を下回る（地震時の疲労累積係数が0.000）ためSd地震力及び静的地震力による評価を省略した

*2 : (社)日本機械学会 環境疲労評価手法 (JSME S NF1-2009) に基づき環境を考慮した値

表3.5-16 玄海3号炉 配管（サポート）の疲労割れに対する評価結果

評価部位	耐震重要度		応力比 ^{*1}	
			一次	一次+二次
配管とパッドの溶接部	S	Ss ^{*2}	0.34	0.31
パッドとラグの溶接部	S	Ss ^{*2}	0.22	0.22
ラグとプレートの溶接部	S	Ss ^{*2}	0.17	0.19

*1：応力比＝地震時応力／許容応力

*2：Ss地震力がSd地震力及びSクラスの機器に適用される静的地震力より大きく、Ss地震力による評価応力が、Sd地震力及びSクラスの機器に適用される静的地震力の許容応力を下回るためSd地震力及び静的地震力による評価を省略した

なお、余熱除去系統配管については、工事計画において水平2方向及び鉛直方向地震力の組み合わせによる影響評価の評価部位となっていることから、疲労割れに対する耐震安全性評価においても水平2方向及び鉛直方向地震力の組み合わせによる影響評価を行った。

結果は、表3.5-17に示すとおりであり、水平2方向及び鉛直地震力の組み合わせを考慮した場合であっても、耐震安全性評価上問題がない。

表3.5-17 玄海3号炉 水平2方向及び鉛直地震力の組み合わせによる影響評価結果

評価部位	耐震重要度		疲労累積係数 (許容値1以下)		
			通常 運転時	地震時	合計
余熱除去系統配管	S	Ss	0.464 ^{*1}	0.001	0.465

*1：（社）日本機械学会 環境疲労評価手法（JSME S NF1-2009）に基づき環境を考慮した値

(2) 母管の高サイクル熱疲労割れ（高低温水合流型疲労割れ）に対する耐震安全性評価[余熱除去系統配管]

余熱除去冷却器出口配管とバイパス配管の合流部においては、複雑な流況による熱過渡を受け実機条件に忠実な評価は困難で、かつ疲労が蓄積される可能性があるため、(社)日本電気協会 原子力発電所配管破損防護設計技術指針 (JEAG4613-1998) を準用し、1 gpmの漏えいを生じる周方向貫通き裂を想定して地震発生時のき裂の安定性を評価した。

結果は、表3.5-18に示すとおりであり、地震時の配管の発生応力はき裂安定限界応力を超えることなく、配管の高サイクル熱疲労割れは、耐震安全性評価上問題ない。

表3.5-18 玄海3号炉 母管の高サイクル熱疲労割れに対する評価結果

評価部位	配管口径	耐震重要度		耐震安全性評価
				応力比*1
余熱除去冷却器出口・バイパスライン合流部	10B	S	Ss	0.43

*1：応力比＝地震時応力／き裂安定限界応力

(3) 母管の腐食（流れ加速型腐食）に対する耐震安全性評価

[主蒸気系統配管、主給水系統配管]

耐震安全性評価では、評価対象配管の耐震重要度分類に応じた地震時の発生応力を算出する。流れ加速型腐食により配管減肉が発生する炭素鋼配管の多くはCクラスであり、静的なCクラス地震力が適用されるが、主蒸気系統配管及び主給水系統配管はSクラスの範囲でも減肉が想定されるため、この範囲についてはS_d地震力及びS_s地震力で評価する。

流れ加速型腐食による配管減肉の耐震安全性評価について、周方向及び軸方向一様に必要最小板厚まで減肉した状態（以下、「必要最小板厚」という。）を想定した手順を以下に記載する。また、想定した減肉条件を表3.5-19に示す。

- ① 減肉状況による代表ラインの選定は行わず、減肉評価対象とした系統の評価を行う。
- ② 評価用のエルボ部、レギュレーサ部、オリフィス等の偏流発生部位及びその下流2D（ただし、オリフィスは下流3D）を評価の対象部位とし、周方向及び軸方向一様に必要最小板厚まで減肉したと仮定して、系統の評価対象範囲を3次元はりモデル化する。
- ③ 評価対象の系統の耐震重要度分類に応じて、3次元はりモデル又はFEMモデルにより地震時の発生応力を算出し、発生応力が許容応力を満足するか評価する。

表3.5-19 玄海3号炉 主蒸気系統配管及び主給水系統配管の3次元梁モデル解析条件

項 目		条 件
減肉条件	減肉形状	周軸方向一様減肉
	減肉位置	エルボ部、レギュレーサ部等
	減肉量	必要最小肉厚まで減肉

ただし、主蒸気系統配管の一部については、前述手順の②とは異なり、配管減肉の実測データに基づき減肉した状態（以下、「実測データに基づく板厚」という。）を想定し、以下の手順により評価を行った。

- ②-1 実測している各減肉位置の配管板厚分布に対し、実測データにより各減肉位置に対して求めた最大減肉率を用いて、玄海3号炉の運転開始後60年を超える時点での配管板厚を算出する。
- ②-2 ②-1で算出した各減肉位置での配管板厚に基づき、評価用のエルボ部、レジューサ部、オリフィス等の偏流発生部位及びその下流2D（但し、オリフィスは下流3D）を減肉の対象部位とし、周方向及び軸方向一様に減肉したと仮定して、評価の対象範囲を3次元梁モデル化する。

主蒸気系統配管の評価結果は、表3.5-20に示すとおりであり、発生応力は許容応力を超えることはなく、配管の腐食（流れ加速型腐食）は、耐震安全性評価上問題ない。

表3.5-20 玄海3号炉 主蒸気系統配管の腐食（流れ加速型腐食）に対する評価結果

評価対象	耐震重要度		応力比*1	
			一次	一次+二次
主蒸気系統配管	S	Ss	0.68	0.78
		Sd	0.96	0.43
	C		0.91	—

*1：応力比＝地震時応力／許容応力

主給水系統配管の評価結果は、表3.5-21に示すとおりであり、発生応力は許容応力を超えることはなく、配管の腐食（流れ加速型腐食）は、耐震安全性評価上問題ない。

表3.5-21 玄海3号炉 主給水系統配管の腐食（流れ加速型腐食）に対する評価結果

評価対象	耐震重要度		応力比*1	
			一次	一次+二次
主給水系統配管	S	Ss	0.54	0.57
		Sd	0.71	0.31
	C	0.96	—	

*1：応力比＝地震時応力／許容応力

(4) 母管の熱時効に対する耐震安全性評価 [1次冷却材管]

耐震安全性評価では、「技術評価」の評価手法と同様に、「(社)日本電気協会原子力発電所配管破損防護設計技術指針 (JEAG4613-1998)」を準用し、深さ $0.2t \times$ 長さ t (t は板厚)の初期欠陥を想定し、運転期間60年での疲労き裂進展を仮定した場合のき裂長さを保守的に貫通き裂としたものを用いた。耐震性評価のための評価用荷重条件としては、通常運転状態又は重大事故時に働く荷重に加え、地震発生時(地震力は S_s 地震力)の荷重を考慮し、配管の健全性を評価した。

具体的には、図3.5-1に示す評価フローに従い、玄海3号炉評価対象部位の熱時効後のき裂進展抵抗 (J_{mat}) と構造系に作用する応力(重大事故等時+地震動による荷重)から算出されるき裂進展力 (J_{app}) を求めてその比較を行った。なお、供用状態A、B (S_s 地震含む)の破壊力学評価結果は、より評価が厳しくなる重大事故等時 (S_s 地震含む) の評価結果に包含される。

ホットレグ直管及びSG入口50°エルボのフェライト量は、それぞれ9.9%及び11.6%として評価を行った。

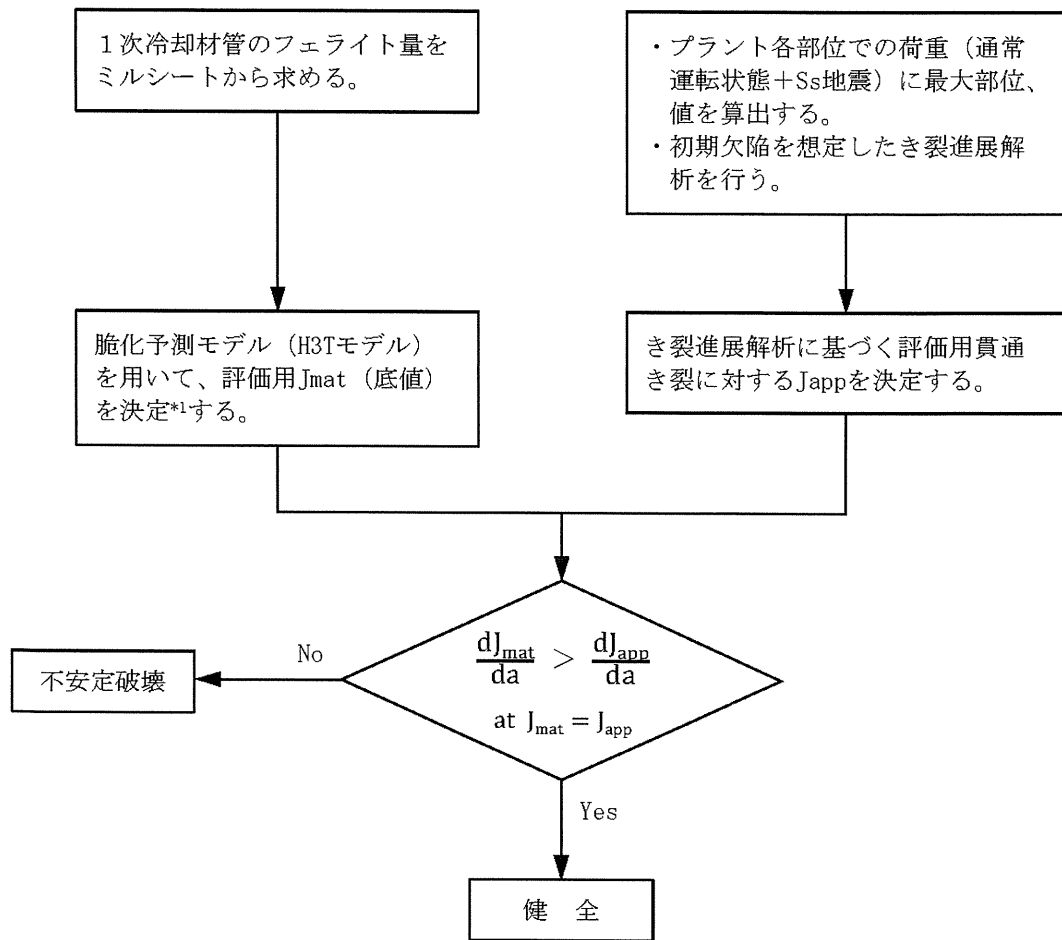
ここで、1次冷却材管として使用されているステンレス鋼鑄鋼の部位と1次冷却材ポンプケーシング(吐出ノズル)を比較すると、表3.5-22に示すとおり1次冷却材管(ホットレグ直管)の方が使用温度は高く、応力は大きい、フェライト量が少ない。このため1次冷却材ポンプケーシングのフェライト量を考慮した1次冷却材管(ホットレグ直管)の熱時効評価を実施し、フェライト量が健全性に及ぼす影響を確認した。

結果は、図3.5-2に示すとおりであり、運転期間60年での疲労き裂を想定しても、き裂進展力 (J_{app}) がき裂進展抵抗 (J_{mat}) と交差し、 J_{app} が J_{mat} を下回ること、 J_{app} と J_{mat} の交点において、 J_{mat} の傾きが J_{app} の傾きを上回っていることから、配管は不安定破壊することはなく、配管は不安定破壊することはない、母管の熱時効は、耐震安全性評価上問題ない。

表3.5-22 玄海3号炉 1次冷却材管と1次冷却材ポンプケーシングの評価条件の比較

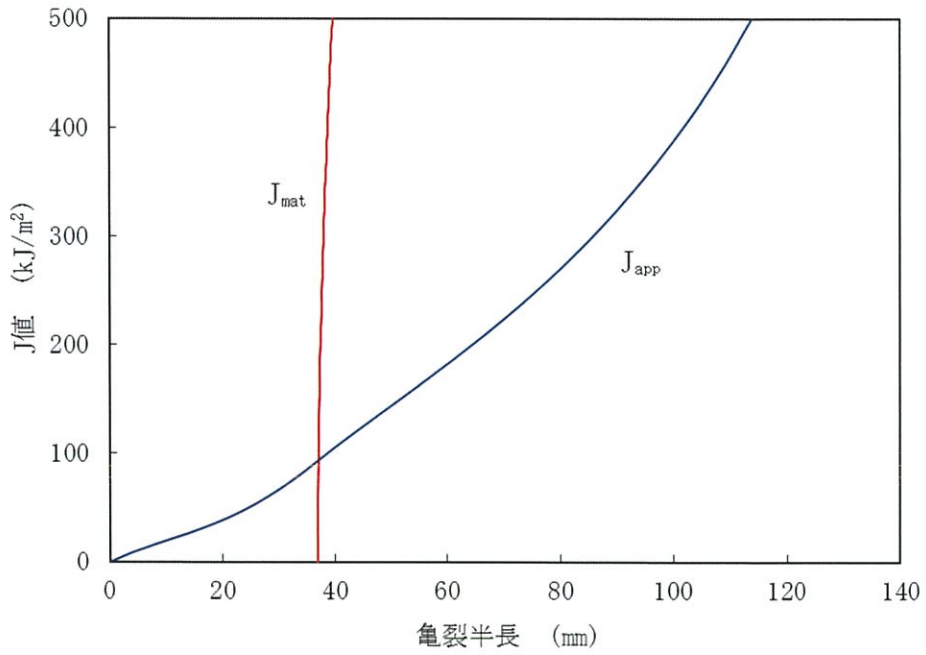
評価部位	フェライト量 (%)	使用温度 (°C)	応力 (MPa)
1次冷却材管 (ホットレグ直管)	約9.9 ^{*1}	約324.9	約174
1次冷却材ポンプ ケーシング (吐出ノズル)	約12.2	約289.2	約113

*1：1次冷却材管（ホットレグ直管）のフェライト量は約9.9%であるが、保守的に厳しい値である約12.2%として評価を実施した。



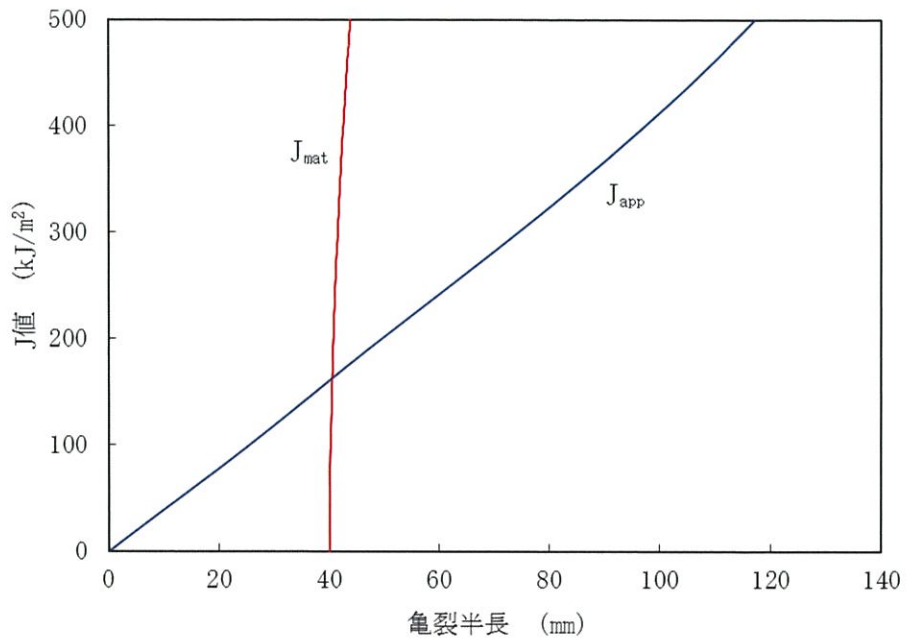
*1：き裂進展抵抗は、電力共通研究「1次冷却材管等の時効劣化に関する研究（STEPⅢ）（その2）1998年度」で改良された脆化予測モデル（H3Tモデル：Hyperbolic-Time, Temperature Toughness）を用いて、評価部位のフェライト量を基に完全時効後の値（飽和値）として決定した。また、予測の下限値（ -2σ ）を採用した。

図3.5-1 玄海3号炉 熱時効に対する評価フロー



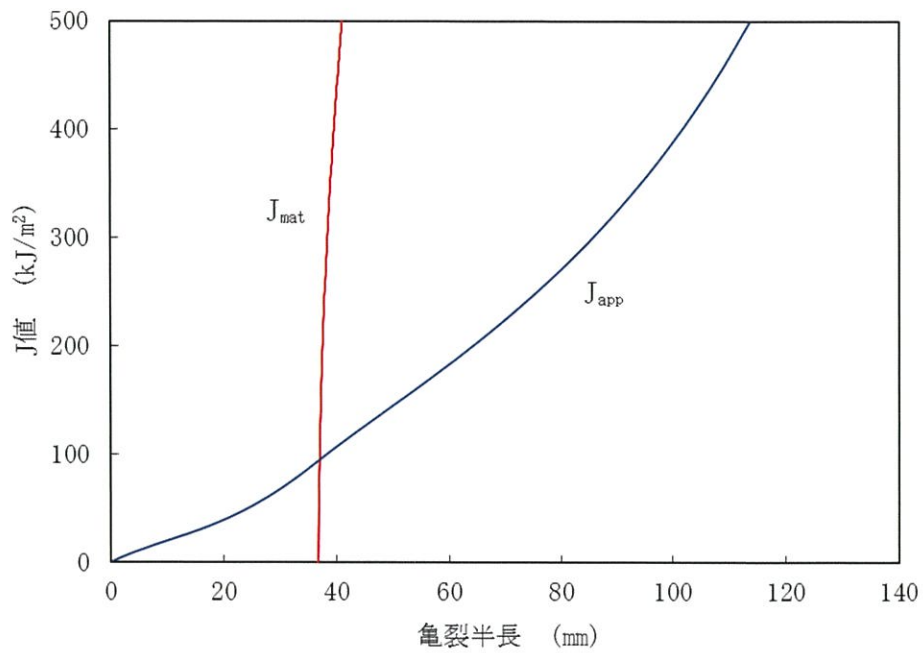
ホットレグ直管

図3.5-2(1/3) 玄海3号炉 熱時効に対する破壊力学評価結果 (重大事故等時*1)



SG入口50° エルボ

図3.5-2(2/3) 玄海3号炉 熱時効に対する破壊力学評価結果 (重大事故等時*1)



ホットレグ直管（フェライト量を12.2%とした場合）

図3.5-2(3/3) 玄海3号炉 熱時効に対する破壊力学評価結果（重大事故等時*1）

*1：重大事故当時にき裂進展力が大きくなる部位の評価を実施した。また、供用状態A、Bの破壊力学評価結果は、より評価が厳しくなる重大事故等時の評価結果（図3.5-2）に包含される。

3.5.5 評価対象機器全体への展開

以下の手順により、評価対象機器全体への耐震安全性評価の展開を実施することとする。

3.5.5.1 代表機器以外の評価対象機器における「技術評価」での検討結果の整理

3.5.3項の代表機器及び2.2項(2)bの表2-3における耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の検討結果を用いて、代表機器以外の評価対象機器についても、「技術評価」での経年劣化事象の抽出及び保全対策の検討結果を用いて整理を行った。

- (1) 母管及び管台、ラグとプレートの溶接部等のサポート取付部の疲労割れ
代表機器と同じく「現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できないもの」として扱う。
- (2) 母管の高サイクル熱疲労割れ（高低温水合流型疲労割れ）
技術評価の結果から、代表機器以外の評価対象機器については、高サイクル熱疲労割れの発生の可能性がないため、耐震安全性評価は不要である。
- (3) 母管の腐食（流れ加速型腐食）
代表機器と同じく「現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できないもの」として扱う。
- (4) 母管の熱時効
母管の熱時効に関しては、評価対象機器全てを評価しているため、代表機器以外の機器はない。

「技術評価」での経年劣化事象の抽出及び保全対策の検討結果を用いて、代表機器以外の評価対象機器についても整理を行った結果、代表機器における抽出結果に加えて、以下の経年劣化事象を抽出した。なお、抽出した経年劣化事象に対しては、保全対策を考慮し以下の通り整理した。

(5) 母管の腐食（エロージョン）

高減圧部で流速が大きくなる配管については、エロージョンにより減肉が発生する可能性があるため「現在発生しているか、または将来にわたって起こることが否定できないもの」として扱う。

3.5.5.2 耐震安全上考慮する必要がある経年劣化事象の抽出

3.5.3項にて整理し抽出した代表機器に想定される経年劣化事象及び2.2項(2)bの表2-3における耐震安全上考慮する必要がある経年劣化事象に対して、機器の振動応答特性上又は構造・強度上、影響が「軽微もしくは無視」できる事象を耐震安全性評価対象外としたものについては、前項の抽出結果を含めて評価対象機器全体において代表機器と同様に評価した結果、以下の経年劣化事象は、影響が「軽微もしくは無視」できないと判断し、次項にて耐震安全性評価を実施することとする。

- ・母管の疲労割れ
- ・母管の腐食（流れ加速型腐食）

また、前項にて抽出された以下の経年劣化事象については、機器の振動応答特性上又は構造・強度上、影響が「軽微もしくは無視」できる事象と判断し、耐震安全評価対象外とする。

(1) 母管の腐食（エロージョン）

エロージョンの発生については、局所的な範囲に限定されると考えられることから、固有振動数の変化及び応力増加への影響は軽微と判断した。

3.5.5.3 耐震安全性評価

本項では、代表以外の機器に対する耐震安全性評価を実施する。

具体的には、3.5.5.2項で代表機器に想定される経年劣化事象以外の事象が抽出されなかったことから、代表機器に想定される経年劣化事象と同じ事象に対する耐震安全性評価を実施した。（代表機器以外の機器については表3.5-1～表3.5-4を参照のこと）

(1) 代表機器に想定される経年劣化事象と同じ事象に対する耐震安全性評価

(a) 母管の疲労割れに対する耐震安全性評価 [1次冷却材系統配管]

1次冷却材系統配管のうち、加圧器サージ配管及び加圧器スプレイ配管について、「技術評価」における評価結果を用いて地震時の疲労累積係数を算出し、配管の疲労割れに対する評価を行った。また、「技術評価」で評価した加圧器サージ配管及び加圧器スプレイ配管を地震時の疲労累積係数を合計した際に上回る加圧器補助スプレイ配管についても併せて評価した。

結果は、表3.5-23に示すとおりであり、通常運転時及び地震時の疲労累積係数の合計は1以下であることから、配管の疲労割れは耐震安全性評価上問題ない。

表3.5-23 玄海3号炉 母管の疲労割れに対する評価結果

評価対象	耐震	重要度	疲労累積係数 (許容値1以下)		
			通常 運転時	地震時	合計
加圧器サージ配管	S	Ss*1	0.002*2	0.000	0.002
加圧器スプレイ配管	S	Ss	0.105*2	0.002	0.107
		Sd	0.105*2	0.001	0.106
補助スプレイ配管	S	Ss	0.004*2	0.143	0.147
		Sd	0.004*2	0.008	0.012

*1：Ss地震力がSd地震力及びSクラスの機器に適用される静的地震力より大きく、Ss地震力による評価応力が、材料の疲労限を下回る（地震時の疲労累積係数が0.000）ためSd地震力及び静的地震力による評価を省略した

*2：(社)日本機械学会 環境疲労評価手法 (JSME S NF1-2009) に基づき環境を考慮した値

なお、加圧器スプレイ配管については、工事計画において水平2方向及び鉛直方向地震力の組み合わせによる影響評価の評価部位となっていることから、疲労割れに対する耐震安全性評価においても水平2方向及び鉛直方向地震力の組み合わせによる影響評価を行った。

結果は、表3.5-24に示すとおりであり、水平2方向及び鉛直地震力の組み合わせを考慮した場合であっても、耐震安全性評価上問題がない。

表3.5-24 玄海3号炉 水平2方向及び鉛直地震力の組み合わせによる影響評価結果

評価部位	耐震重要度		疲労累積係数 (許容値1以下)		
			通常 運転時	地震時	合計
加圧器スプレイ配管	S	S s	0.105 ^{*1}	0.028	0.133

*1：(社)日本機械学会 環境疲労評価手法 (JSME S NF1-2009) に基づき環境を考慮した値

(b) 母管の腐食（流れ加速型腐食）に対する耐震安全性評価

[低温再熱蒸気系統配管、第3抽気系統配管、第4抽気系統配管、第5抽気系統配管、第6抽気系統配管、タービンランド蒸気系統配管、補助蒸気系統配管、蒸気発生器ブローダウン系統配管、2次系復水系統配管、2次系ドレン系統配管]

第3抽気系統配管、第4抽気系統配管、第5抽気系統配管、第6抽気系統配管、タービンランド蒸気系統配管、補助蒸気系統配管、2次系復水系統配管、2次系ドレン系統配管については、代表機器と同様の手順にてCクラス静的地震力を用いて、また、蒸気発生器ブローダウン系統配管については、代表機器と同様の手順にてS_s地震力及びS_d地震力（蒸気発生器ブローダウン系統配管の一部（格納容器貫通配管部））を用いて発生応力を算出した。

低温再熱蒸気系統配管については、代表配管に比べ流体条件が厳しいため、代表機器と異なる手順として炭素鋼配管直管部も全範囲が減肉したと仮定してCクラス静的地震力を用いて発生応力を算出した。

結果は、蒸気発生器ブローダウン系統以外の配管については、表3.5-25に示すとおり、地震時の配管の発生応力は許容応力を超えることなく、配管の腐食（流れ加速型腐食）は、耐震安全性評価上問題ない。

また、蒸気発生器ブローダウン系統配管については、表3.5-26に示すとおりであり、発生応力は許容応力を超えることはなく、配管の腐食（流れ加速型腐食）は、耐震安全性評価上問題ない。

表3.5-25 玄海3号炉 母管の腐食（流れ加速型腐食）に対する評価結果
（蒸気発生器ブローダウン系統以外の配管）

評価対象	減肉評価条件	耐震重要度	応力比*1
低温再熱蒸気系統配管	必要最小板厚 (周軸方向一様減肉)	C	0.29
第3抽気系統配管	必要最小板厚 (周軸方向一様減肉)	C	0.93
第4抽気系統配管	実測データに基づく板厚 (周軸方向一様減肉)	C	0.76
第5抽気系統配管	実測データに基づく板厚 (周軸方向一様減肉)	C	0.94
第6抽気系統配管	必要最小板厚 (周軸方向一様減肉)	C	0.57
タービンクラフト蒸気系統配管	必要最小板厚 (周軸方向一様減肉)	C	0.90
補助蒸気系統配管	実測データに基づく板厚 (周軸方向一様減肉)	C	0.88
2次系復水系統配管	必要最小板厚 (周軸方向一様減肉)	C	0.93
2次系ドレン系統配管	実測データに基づく板厚 (周軸方向一様減肉)	C	0.97

*1：応力比＝一次応力／許容応力

表3.5-26 玄海3号炉 母管の腐食（流れ加速型腐食）に対する評価結果
（蒸気発生器ブローダウン系統配管）

評価対象	減肉評価条件	耐震重要度	応力比*1		
			一次	一次＋二次	
蒸気発生器ブローダウン系統配管	必要最小板厚 (周軸方向一様減肉)	S	Ss	0.54	0.96
			Sd	0.80	0.61

*1：応力比＝地震時応力／許容応力

3.5.6 保全対策に反映すべき項目の抽出

配管減肉において、肉厚測定による実測データに基づき耐震安全性評価を実施した炭素鋼配管については、今後の実測データを反映した耐震安全性評価を実施する。なお、設備対策を行った場合は、その内容も反映した耐震安全性評価を実施する。

3.6 弁

本章は、玄海3号炉で使用されている主要な弁に係る経年劣化事象について、耐震安全性評価をまとめたものである。なお、玄海3号炉の主要機器については、既に「技術評価」において経年劣化事象に対する健全性評価を行うとともに、現状保全の評価を実施しているため、本章においてはこれら検討結果を前提条件とし、評価を実施することとする。

3.6.1 評価対象機器

玄海3号炉で使用されている主要な弁（「技術評価」の評価対象機器）を評価対象機器とする。なお、評価対象弁を表3.6-1～表3.6-13に示す。

3.6.2 代表機器の選定

「技術評価」の評価では評価対象弁をタイプ等を基に分類しているが、本検討においてもこの分類にしたがって整理するものとし、それぞれの分類ごとに、「技術評価」における代表機器を本検討の代表機器とする。

ただし、グループ内で選定された「技術評価」の代表機器より、耐震重要度の上位の機器が存在する場合には、これについても代表機器として評価することとする。また、系統に一部上位クラスの弁（CV隔離弁）が含まれる場合は、表3.6-2～表3.6-13の「耐震重要度」欄に、上位クラスの耐震重要度を代表して記載する。

各分類における、本検討での代表機器を表3.6-1～表3.6-13の「耐震安全性評価代表機器」に示す。

なお、一般弁及び弁駆動装置のサポートは配管のサポートと同様であり、3.5章配管「配管サポート」にて評価を実施している。

表3.6-1 (1/3) 玄海3号炉 仕切弁の代表弁

分離基準			台数	該当系統	代表系統選定基準					[技術評価] 代表機器	耐震 安全性 評価 代表機器	代表弁
設置場所	内部流体	材料			口径(B)	重要度*1	使用条件		耐震 重要度			
							最高使用圧力 (MPa [gage])	最高使用温度 (℃)				
屋内	1次冷却材 ほう酸水	ステンズ鋼	3	1次冷却材系統	3	PS-1、重*2	約17.2	約343、約360	S、重*2	○	○	余熱除去ラインループ高温側 出口弁 (12B)
			20	化学体積制御系統	3~6	MS-1、PS-2 重*2	約0.98~20.0	約95、約144	S、重*2			
			2	使用済燃料ピット浄化冷却系統	1/2	MS-2、重*2	大気圧、約0.98	約95	S、重*2			
			4	燃料取替用水系統	4~24	MS-1、MS-2 重*2	大気圧、約0.39	約95、約144	S、重*2			
			3	液体廃棄物処理系統	4	高*3	約2.1	約95	B			
			21	安全注入系統	3~24	MS-1、高*3 重*2	大気圧~約17.2	約95~150	S、重*2			
			16	余熱除去系統	8~16	PS-1、MS-1 重*2	約4.5、約17.2	約200、約343	S、重*2			
			10	原子炉格納容器スプレイ系統	4~18	MS-1、高*3 重*2	約0.39、約2.7	約144、約150	S、重*2			
屋内	蒸気	炭素鋼	48	主蒸気系統	2~18	MS-1、高*3 重*2	約8.2	約298	S、重*2	○	○	主蒸気逃がし弁元弁 (6B)
			12	抽気系統	12~30	高*3	約0.05~3.4	約115~245	C			
			23	タービンランド蒸気系統	2~12	高*3	約0.69~8.2	約175~298	C			
			81	補助蒸気系統	3/4~ 12	MS-1、高*3	大気圧~約8.2	約100~298	S			
屋内	蒸気	ステンズ鋼	1	抽気系統	32	高*3	約1.4	約200	C	○	○	第6抽気脱気器入口弁 (32B)

*1：機能は最上位の機能を示す

*2：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す。又は、耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

*3：最高使用温度が95℃を超え、又は最高使用圧力が1,900kPaを超える環境下にある原子炉格納容器外の重要度クラス3の機器

表3.6-1 (2/3) 玄海3号炉 仕切弁の代表弁

分離基準			台数	該当系統	代表系統選定基準				耐震重要度	[技術評価] 代表機器	耐震 安全性 評価 代表機器	代表弁
設置場所	内部流体	材料			口径(B)	重要度*1	使用条件					
							最高使用圧力 (MPa [gage])	最高使用温度 (°C)				
屋内外	給水	炭素鋼	8	蒸気発生器ブローダウン系統	3	高*3	約8.2	約298	C	○	○	補助給水隔離弁(3B)
			59	2次系復水系統	1~20	高*3	約4.1	約80~200	C			
			15	補助給水系統	3~8	MS-1、重*2	約12.1、約12.7	約40、約298	S、重*2			
		17	補助蒸気系統	3、4	高*3	大気圧~約1.8	約100、約185	C				
		75	2次系ドレン系統	1~14	高*3	約0.05~8.2	約115~298	C				
		37	主給水系統*4	2~28	MS-1、高*3	約1.4、約10.3	約200~298	S				
屋内外	給水	ステンレス鋼	4	蒸気発生器ブローダウン系統	8	高*3	約8.2	約298	C	○	○	AFWPミフロー・フルフローライン復水タンク入口弁(6B)
			1	余熱除去系統	6	重*2	約4.5	約200	重*2			
			3	原子炉格納容器スプレイ系統	6、8	重*2	大気圧~約2.7	約95、約150	重*2			
			2	2次系復水系統	20	高*3	約4.1	約200	C			
			4	2次系ドレン系統	3	高*3	約0.25、約0.45	約140、約155	C			
			7	補助給水系統	6~10	MS-1、重*2	大気圧、約12.7	約40、約95	S、重*2			
			2	原子炉補機冷却水系統	3	重*2	約1.4、約20.0	約95	重*2			
	4	使用済燃料ピット浄化冷却系統	4	重*2	約2.7	約40	重*2					
屋外	空気											

*1: 機能は最上位の機能を示す

*2: 重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す。又は、耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

*3: 最高使用温度が95°Cを超え、又は最高使用圧力が1,900kPaを超える環境下にある原子炉格納容器外の重要度クラス3の機器

*4: 2次系給水系統を含む

表3.6-1 (3/3) 玄海3号炉 仕切弁の代表弁

分離基準			台数	該当系統	代表系統選定基準				耐震重要度	「技術評価」 代表機器	耐震安全性 評価 代表機器	代表弁
設置場所	内部流体	材料			口径(B)	重要度*1	使用条件					
							最高使用圧力 (MPa [gage])	最高使用温度 (°C)				
屋内	トリウム水 油	炭素鋼	74	原子炉補機冷却水系統	1・1/2 ~22	MS-1、重*2	約1.4	約95~175	S、重*2	○	○	RCP, 余剰抽出冷却器CCW入口ラ イン外隔離弁 (12B)
			4	制御用空気系統	2	MS-1	約1.4	約95	S			
		4	非常用ディーゼル発電機 系統	8	MS-1	約0.78	約85	S				
		1	潤滑・制御油系統	3	MS-1	大気圧	約80	S				
屋内	純水 空気	炭素鋼	22	空調用冷水系統	2・1/2 ~10	MS-1	約0.98	約45	S	○	○	シリンダ冷却水ポンプ入口弁 (8B)
			10	非常用ディーゼル発電機 系統	1・1/2、 8	MS-1	約0.49	約65、約90	S			
		2	原子炉格納容器スプレイ 系統	8	重*2	約2.1	約95	重*2				
屋外	海水	炭素鋼 (ライニング)	2	原子炉補機冷却海水系統	8	重*2	約0.69	約50	重*2	○	○	原子炉補機冷却海水供給ライン 止弁 (移動式大容量ポンプ車 側) (8B)

*1: 機能は最上位の機能を示す

*2: 重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す。又は、耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

表3.6-2 (1/5) 玄海3号炉 玉形弁の代表弁

分離基準			台数	該当系統	代表系統選定基準				[技術評価] 代表機器	耐震 安全性 評価 代表機器	代表弁	
設置場所	内部流体	材 料			口径(B)	重要度*1	使用条件					耐震 重要度
			最高使用圧力 (MPa [gage])	最高使用温度 (℃)								
屋 内	1次冷却材 ほう酸水	ステンレス鋼	8	1次冷却材系統	2~4	PS-1、重*2	約17.2	約343、約360	S、重*2	○	○	抽出ライン止弁(3B)
			84	化学体積制御系統	3/4~3	PS-1、MS-1 PS-2、高*3 重*2	約0.05~20.0	約65~343	S、重*2			
			1	使用済燃料ピット浄化冷却系統	4	MS-2	約1.4	約95	S			
			2	燃料取替用水系統	4	MS-2	約1.4	約95	S			
			14	液体廃棄物処理系統	1・1/2~4	MS-1、高*3	約0.98~2.1	約95~150	B			
			47	1次系試料採取系統	3/8、3/4	MS-1、MS-2 高*3	約1.4~17.2	約95~360	S			
			20	安全注入系統	3/4~6	MS-1、高*3 重*2	約16.7~20.0	約150	S、重*2			
			6	余熱除去系統	2~6	MS-1、PS-2 重*2	約4.5	約200	S、重*2			
			7	原子炉格納容器スプレイ系統	3~8	MS-1、高*3	約2.7	約150	S			
屋 内	苛性ソーダ溶液	ステンレス鋼	10	原子炉格納容器スプレイ系統	3	MS-1	約0.07、約2.7	約65、約150	S	○	○	よう素除去薬品注入弁(3B)
屋 内	廃 液	ステンレス鋼	10	液体廃棄物処理系統	1~3	MS-1、高*3	約0.98	約144、約150	S	○	○	C/Vサンプホップ出口ライン内隔離弁(2B)
			7	固体廃棄物処理系統	3/4~2	高*3	大気圧~約0.98	約120	C			
屋 内	蒸 気	炭素鋼 低合金鋼	36	主蒸気系統	3/4~8	MS-1、高*3 重*2	約8.2	約298	S、重*2	○	○	主蒸気逃がし弁(6B)
			12	タービンランド蒸気系統	2~8	高*3	約0.69~8.2	約175~298	C			
			43	補助蒸気系統	3/4~8	高*3	約0.09~8.2	約170~298	C			
屋内外		炭素鋼	2	2次系ドレン系統	6	高*3	約1.4	約200	C			
屋 内	蒸 気	ステンレス鋼	3	補助蒸気系統	1、4	高*3	約0.93、約3.2	約185、約240	C	○	○	スチームコンバータ加熱蒸気圧力制御弁(小弁)(4B)

*1: 機能は最上位の機能を示す

*2: 重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す。又は、耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

*3: 最高使用温度が95℃を超え、又は最高使用圧力が1,900kPaを超える環境下にある原子炉格納容器外の重要度クラス3の機器

表3.6-2 (2/5) 玄海3号炉 玉形弁の代表弁

分離基準			台数	該当系統	代表系統選定基準				「技術評価」 代表機器	耐震性 評価 代表機器	代表弁	
					口径(B)	重要度*1	使用条件					耐震 重要度
設置場所	内部流体	材料					最高使用圧力 (MPa [gage])	最高使用温度 (°C)				
屋内外	給水	炭素鋼 低合金鋼	14	2次系復水系統	1/2~20	高*3	約4.1	約80、約200	C	○	○	SGBD外隔離弁(3B)
			8	補助蒸気系統	1・1/2~4	高*3	約0.69~1.8	約100	C			
			23	蒸気発生器ブローダウン 系統	3/4~8	MS-1、高*3	大気圧~約8.2	約100~298	S			
			9	補助給水系統	1/2、3	MS-1、重*2	約12.1、約12.7	約40	S、重*2			
			21	2次系ドレン系統	2~10	高*3	約0.05~8.2	約115~298	C			
			17	主給水系統*4	1~16	MS-2、高*3	約10.3	約200、約235	S			
			14	空調用冷水系統	1~6	MS-1	約0.98	約45、約144	S			
屋内	純水	炭素鋼 炭素鋼 鑄鉄	26	非常用ディーゼル発電機 系統	1・1/4~8	MS-1	約0.49	約65、約90	S	○	○	S/Gサブ ^o ライン外隔離弁(3/8B)
			1	消火系統	4	MS-1	約1.5	約144	S			
屋内外	給水	ステンレス鋼	2	1次冷却材系統	3	MS-1	約1.4	約144	S	○	○	S/Gサブ ^o ライン外隔離弁(3/8B)
			1	化学体積制御系統	2	MS-2	約1.4	約65	S			
			40	蒸気発生器ブローダウン 系統	3/8	MS-1、高*3	約8.2	約65、約298	S			
			2	原子炉格納容器スプレイ 系統	6	重*2	約2.1	約40	重*2			
			1	2次系復水系統	1/2	高*3	約4.1	約80	C			
			7	補助給水系統	2~6	MS-1、高*3	約12.1、約12.7	約40	S			
			16	液体廃棄物処理系統	3/4~2	高*3	約0.98	約150	C			
			9	潤滑・制御油系統	1/2、3/4	MS-1、高*3	約0.69~3.3	約80、約150	S			
			4	非常用ディーゼル発電機 系統	3/4、2	MS-1、重*2	大気圧、約0.78	約50、約85	S、重*2			
			5	大容量空冷式発電機系統	1・1/2、2	重*2	大気圧、約0.40	約40	重*2			

*1：機能は最上位の機能を示す

*2：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す。又は、耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

*3：最高使用温度が95°Cを超え、又は最高使用圧力が1,900kPaを超える環境下にある原子炉格納容器外の重要度クラス3の機器

*4：2次系給水系統を含む

表3.6-2 (3/5) 玄海3号炉 玉形弁の代表弁

分離基準			台数	該当系統	代表系統選定基準				「技術評価」 代表機器	耐震 安全性 評価 代表機器	代表弁		
					口径(B)	重要度*1	使用条件					耐震 重要度	
設置場所	内部流体	材料	最高使用圧力 (MPa [gage])	最高使用温度 (°C)									
屋内	窒素	炭素鋼	1	1次冷却材系統	1・1/2	MS-1	約0.98	約144	S	○	○	蓄圧タンク窒素供給ライン外隔離弁 (1B)	
			2	原子炉補機冷却水系統	3/4、1	重*2	約0.98	約95	重*2				
			1	気体廃棄物処理系統	3/4	PS-2	約0.98	約95	B				
	空気			1	安全注入系統	1	MS-1	約17.2	約144				S
				1	原子炉補機冷却水系統	3/4	重*2	約1.4	約95				重*2
				2	非常用ディーゼル発電機系統	3/8	MS-1	約3.2	約50				S
				33	制御用空気系統	3/4~4	MS-1、重*2	約0.83	約50~250				S、重*2
				1	所内用空気系統	2	MS-1	約0.83	約144				S
	炭酸ガス		銅合金	2	消火系統	1・1/4、 4	高*3	約10.8	約40				C
				11	消火系統	3/4~4	高*3	約10.8	約40				C
				4	空調用冷水系統	1/4	MS-1	約0.39	約100				S
希ガス等													

*1：機能は最上位の機能を示す

*2：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す。又は、耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

*3：最高使用温度が95°Cを超え、又は最高使用圧力が1,900kPaを超える環境下にある原子炉格納容器外の重要度クラス3の機器

表3.6-2 (4/5) 玄海3号炉 玉形弁の代表弁

分離基準			台数	該当系統	代表系統選定基準				耐震重要度	[技術評価] 代表機器	耐震 安全性 評価 代表機器	代表弁
設置場所	内部流体	材料			口径(B)	重要度*1	使用条件					
							最高使用圧力 (MPa [gage])	最高使用温度 (°C)				
屋内	希ガス等 窒素 炭酸ガス 空気	ステンレス鋼	2	1次冷却材系統	3/8	MS-1	約0.69	約170	S	○	○	PRT 自動ガス分析ライン内隔離弁 (3/8B)
			2	化学体積制御系統	3/4	MS-2	約0.49	約95	S			
			18	気体廃棄物処理系統	3/8~1	PS-2、高*3	約0.69、約0.98	約95~400	S			
			10	液体廃棄物処理系統	3/8~2	MS-1、高*3	約0.39~0.98	約144、約150	S			
			1	液体廃棄物処理系統	2	MS-1	約0.98	約144	S			
			2	炉内核計装ガスパーヅ系統	3/4	MS-1	約0.39	約144	S			
			2	原子炉補機冷却水系統	6	重*2	約1.4	約175	重*2			
			6	1次系試料採取系統	3/8、 3/4	MS-1、高*3 重*2	約0.98	約95、約144	S、重*2			
			5	空気サンプリング系統	1	MS-1、高*3 重*2	約0.39、約0.98	約144	S、重*2			
			4	換気空調系統	2	重*2	大気圧	約40	重*2			
			10	非常用ディーゼル発電機系統	3/8~1	MS-1、高*3	約3.2	約50、約90	S			
			41	制御用空気系統	1~3	MS-1、重*2	約0.83、約0.98	約50、約144	S、重*2			

*1：機能は最上位の機能を示す

*2：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す。又は、耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

*3：最高使用温度が95°Cを超え、又は最高使用圧力が1,900kPaを超える環境下にある原子炉格納容器外の重要度クラス3の機器

表3.6-2 (5/5) 玄海3号炉 玉形弁の代表弁

分離基準			台数	該当系統	代表系統選定基準				耐震重要度	[技術評価] 代表機器	耐震安全性評価 代表機器	代表弁	
設置場所	内部流体	材料			口径(B)	重要度*1	使用条件						
						最高使用圧力 (MPa [gage])	最高使用温度 (°C)						
屋内	トリウム水 冷媒油	炭素鋼	12	化学体積制御系統	1/2、3/4	MS-1、重*2	約1.4	約95	S、重*2	○	○	CHP, ポンプ, モータCCW出口弁(3B)	
			72	原子炉補機冷却水系統	1/2~6	MS-1、MS-2 重*2	約1.4	約95	S、重*2				
			8	安全注入系統	1/2、3/4	MS-1	約1.4	約95	S				
			8	余熱除去系統	1/2、3/4	MS-1	約1.4	約95	S				
			8	原子炉格納容器スプレイ系統	1/2、3/4	MS-1	約1.4	約95	S				
			12	制御用空気系統	1、1・1/2	MS-1	約1.4	約95	S				
			銅合金	4	制御用空気系統	1	MS-1	約1.4	約95				S
		24		空調用冷水系統	1/4、3/4	MS-1	約0.10	約100	S				
		28		空調用冷水系統	1/4~3/4	MS-1	約0.10、約0.39	約75、約100	S				
		1		潤滑・制御油系統	1/2	高*3	約2.8	約80	C				
		36		非常用ディーゼル発電機系統	3/4~6	MS-1、重*2	大気圧~約0.69	約40~85	S、重*2				
屋内外		炭素鋼	15	潤滑・制御油系統	1/4~2・1/2	MS-1、高*3	約0.49~3.9	約70~100	S				
屋外	海水	炭素鋼 (ライオン*)	4	原子炉補機冷却海水系統	1	MS-1	約0.70	約50	S	○	○	SWP 電動機冷却水絞り弁(1B)	

*1: 機能は最上位の機能を示す

*2: 重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す。又は、耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

*3: 最高使用温度が95°Cを超え、又は最高使用圧力が1,900kPaを超える環境下にある原子炉格納容器外の重要度クラス3の機器

表3.6-3 玄海3号炉 バタフライ弁の代表弁

分離基準			台数	該当系統	代表系統選定基準				耐震重要度	「技術評価」 代表機器	耐震安全性 評価 代表機器	代表弁
					口径(B)	重要度*1	使用条件					
設置場所	内部流体	材料					最高使用圧力 (MPa [gage])	最高使用温度 (°C)				
屋内	1次冷却材 ほう酸水	ステンレス鋼	4	余熱除去系統	8、10	MS-1、PS-2 重*2	約4.5	約200	S、重*2	○	○	余熱除去冷却器出口流量設定 弁(10B)
			4	液体廃棄物処理系統	4	高*3	約0.98	約150	C			
屋内	廃液	ステンレス鋼	2	液体廃棄物処理系統	6	高*3	約0.98	約150	B	○	○	廃液蒸発装置濃縮液ポンプ入 口弁(6B)
屋内	蒸気	炭素鋼	2	タービンランド蒸気系 統	10	高*3	大気圧	約155	C	○	○	ランド蒸気復水器排気ファ ン入口弁(10B)
			2	補助蒸気系統	φ1800	高*3	負圧	約120	C			
屋内	ヒドラン水 純水 冷媒	炭素鋼 鋳鉄	4	原子炉補機冷却水系統	14、16	MS-1	約1.4	約95	S	○	○	スプレイクーラ CCW 第1出口 弁(16B)
			4	空調用冷水系統	4、6	MS-1	約0.98	約45	S			
			4	空調用冷水系統	3	MS-1	約0.10	約100	S			
屋内	空気	炭素鋼	17	換気空調系統	3~48	MS-1、高*3 重*2	約0.01~0.83	約65~144	S、重*2	○	○	C/V 水素バージ給気ライン内 隔離弁(3B)
屋内外	海水	炭素鋼 (ライニング)	29	原子炉補機冷却海水系統	8~28	MS-1、重*2	約0.69~0.98	約50	S、重*2	○	○	SWP 出口弁(22B)
屋内			8	非常用ディーゼル発電機 系統	6	MS-1	約0.69	約50	S			

*1：機能は最上位の機能を示す

*2：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す。又は、耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

*3：最高使用温度が95°Cを超え、又は最高使用圧力が1,900kPaを超える環境下にある原子炉格納容器外の重要度クラス3の機器

表3.6-4 玄海3号炉 ダイアフラム弁の代表弁

分離基準			台数	該当系統	代表系統選定基準				「技術評価」 代表機器	耐震 安全性 評価 代表機器	代表弁	
					口径(B)	重要度*1	使用条件					耐震 重要度
設置場所	内部流体	材 料					最高使用圧力 (MPa [gage])	最高使用温度 (°C)				
屋 内	1次冷却材	ステンレス鋼	12	化学体積制御系統	2、3	PS-2、高*2	約2.1	約65	S	○	○	原子炉キャビティ浄化戻りライン外隔離弁(4B)
	ほう酸水		2	使用済燃料ピット浄化冷却系統	3	MS-2	約1.4	約95	S			
			5	燃料取替用水系統	4	MS-1、MS-2	大気圧、約1.4	約95、約144	S			
	純 水		1	1次系補給水系統	2	MS-1	約0.98	約144	S			
屋 内	希ガス等	ステンレス鋼	16	気体廃棄物処理系統	3/4、1	PS-2、MS-2	約0.98	約95	B	○	○	ガスサージタンク入口弁(1B)
屋内外	海 水	鋳 鉄 (ライニング)	27	原子炉補機冷却海水系統	1~2	MS-1、重*3	約0.69、約0.70	約50	S、重*3	○	○	SWP 電動機冷却水ライン止弁(2B)
屋 内			2	非常用ディーゼル発電機系統	2	MS-1	約0.69	約50	S			

*1：機能は最上位の機能を示す

*2：最高使用温度が95°Cを超え、又は最高使用圧力が1,900kPaを超える環境下にある原子炉格納容器外の重要度クラス3の機器

*3：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す。又は、耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

表3.6-5 (1/3) 玄海3号炉 スイング逆止弁の代表弁

分離基準			台数	該当系統	代表系統選定基準					「技術評価」 代表機器	耐震 安全性 評価 代表機器	代表弁
設置場所	内部流体	材料			口径(B)	重要度*1	使用条件		耐震 重要度			
							最高使用圧力 (MPa [gage])	最高使用温度 (°C)				
屋内	1次冷却材 ほう酸水	ステンレス鋼	12	化学体積制御系統	3~6	PS-1、MS-1 PS-2、高*2 重*3	約0.98~20.0	約65~343	S、重*3	○	○	蓄圧タンク出口第二逆止弁(12B)
			1	使用済燃料ピット浄化冷却系統	4	MS-2	約1.4	約95	S			
			4	燃料取替用水系統	4	MS-1、MS-2	大気圧~約1.4	約95、約144	S			
			1	液体廃棄物処理系統	3	高*2	約2.1	約95	C			
			18	安全注入系統	4~16	PS-1、MS-1 重*3	約0.39~17.2	約144~343	S、重*3			
			12	余熱除去系統	6~16	PS-1、MS-1 重*3	約4.5、約17.2	約200、約343	S、重*3			
			11	原子炉格納容器スプレイ系統	6~18	MS-1、重*3	約0.39~2.7	約144、約150	S、重*3			
屋内	苛性ソーダ溶液	ステンレス鋼	2	原子炉格納容器スプレイ系統	3	MS-1	約2.7	約150	S	○	○	よう素除去薬品注入ライン逆止弁(3B)
屋内	蒸気	炭素鋼	10	主蒸気系統	6、28	MS-1、MS-2 重*3	約8.2	約298	S、重*3	○	○	主蒸気隔離弁(28B)
			12	抽気系統	18~28	高*2	約0.05~0.44	約115~225	C			
			8	補助蒸気系統	4~12	高*2	約0.93~8.2	約185~298	C			

*1：機能は最上位の機能を示す

*2：最高使用温度が95°Cを超え、又は最高使用圧力が1,900kPaを超える環境下にある原子炉格納容器外の重要度クラス3の機器

*3：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す。又は、耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

表3.6-5 (2/3) 玄海3号炉 スイング逆止弁の代表弁

分離基準			台数	該当系統	代表系統選定基準					[技術評価] 代表機器	耐震 安全性 評価 代表機器	代表弁
設置場所	内部流体	材料			口径(B)	重要度*1	使用条件		耐震 重要度			
							最高使用圧力 (MPa [gage])	最高使用温度 (°C)				
屋内	蒸気 給水	ステンレス鋼	5	抽気系統	16~32	高*2	約1.4~3.4	約200~245	C	○	○	T/D AFWP ミニフローライン逆止弁(3B)
			1	余熱除去系統	6	重*3	約4.5	約200	重*3			
			1	原子炉格納容器スプレイ系統	6	重*3	約1.5	約95	重*3			
			8	補助給水系統	3~10	MS-1、高*2 重*3	大気圧、約12.7	約40	S、重*3			
	純水 空気 油		1	1次冷却材系統	3	MS-1	約1.4	約144	S			
			4	使用済燃料ピット浄化冷却系統	4	重*3	大気圧	約40	重*3			
			5	潤滑・制御油系統	1、1・1/2	高*2	約0.49	約100	C			
			1	大容量空冷式発電機系統	2	重*3	大気圧	約40	重*3			
屋外												
屋内	純水 給水	炭素鋼	4	空調用冷水系統	8	MS-1	約0.98	約45	S	○	○	M/D AFWP 出口逆止弁(6B)
			6	非常用ディーゼル発電機系統	2・1/2、8	MS-1	約0.49	約90	S			
			2	原子炉格納容器スプレイ系統	8	重*3	約1.5	約95	重*3			
			3	2次系復水系統	18	高*2	約4.1	約80	C			
			15	2次系ドレン系統	5~10	高*2	約2.0~8.2	約115~298	C			
			7	主給水系統*4	16~22	高*2	約10.3	約200、約235	C			
			14	補助給水系統	3、6	MS-1、重*3	約12.7	約40	S、重*3			
			8	補助蒸気系統	3、4	高*2	約0.69、約1.8	約100	C			
	1		消火系統	4	MS-1	約1.5	約144	S				
	ろ過水											

*1：機能は最上位の機能を示す

*2：最高使用温度が95°Cを超え、又は最高使用圧力が1,900kPaを超える環境下にある原子炉格納容器外の重要度クラス3の機器

*3：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す。又は、耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

*4：2次系給水系統を含む

表3.6-5 (3/3) 玄海3号炉 スイング逆止弁の代表弁

分離基準			台数	該当系統	代表系統選定基準				耐震重要度	「技術評価」 代表機器	耐震 安全性 評価 代表機器	代表弁
					口径(B)	重要度*1	使用条件					
設置場所	内部流体	材料					最高使用圧力 (MPa [gage])	最高使用温度 (°C)				
屋内	空気	炭素鋼	6	制御用空気系統	3、6	MS-1	約0.83	約50、約250	S	○	○	制御用空気除湿装置吸着塔出口逆止弁(3B)
屋内	ヒドラン水 油	炭素鋼	5	原子炉補機冷却水系統	12、18	MS-1、重*3	約1.4	約95、約144	S、重*3	○	○	RCP, 余剰抽出冷却器CCW入口ライン隔離逆止弁(12B)
			2	潤滑・制御油系統	2・1/2	高*2	約2.8	約80	C			
			10	非常用ディーゼル発電機系統	3~8	MS-1、重*3	大気圧、約0.78	約40~85	S、重*3			
屋外	海水	炭素鋼 (ライニング)	4	原子炉補機冷却海水系統	22	MS-1、重*3	約0.98	約50	S、重*3	○	○	SWP 出口逆止弁(22B)
屋外	海水	銅合金	6	原子炉補機冷却海水系統	1・1/2、2	MS-1	約0.69、約0.70	約50	S	○	○	SWP 電動機冷却水ライン逆止弁(2B)

*1: 機能は最上位の機能を示す

*2: 最高使用温度が95°Cを超え、又は最高使用圧力が1,900kPaを超える環境下にある原子炉格納容器外の重要度クラス3の機器

*3: 重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す。又は、耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

表3.6-6 (1/2) 玄海3号炉 リフト逆止弁の代表弁

分離基準			台数	該当系統	代表系統選定基準					[技術評価] 代表機器	耐震 安全性 評価 代表機器	代表弁
					口径(B)	重要度*1	使用条件		耐震 重要度			
設置場所	内部流体	材料	最高使用圧力 (MPa [gage])	最高使用温度 (°C)								
屋内	1次冷却材 ほう酸水	ステンレス鋼	25	化学体積制御系統	3/4~2	PS-1、MS-1 PS-2、重*2	約0.98~20.0	約95~343	S、重*2	○	○	加圧器補助スプレイ逆止弁 (2B)
			1	燃料取替用水系統	3/4	MS-1	約0.39	約144	S			
			4	液体廃棄物処理系統	2	高*3	約0.98	約150	C			
			6	1次系試料採取系統	3/8、 3/4	MS-1、MS-2 高*3	約0.39~17.2	約95~360	S			
			14	安全注入系統	2	PS-1、MS-1 高*3、重*2	約16.7~20.0	約150、約343	S、重*2			
屋内	蒸気	炭素鋼	4	補助蒸気系統	3/4、 1・1/2	MS-1、高*3	約0.93	約185	S	○	○	C/V補助蒸気供給ライン隔離逆止弁 (1・1/2B)
屋内	給水	炭素鋼	2	補助蒸気系統	1・1/2	高*3	約1.8	約100	C	○	○	スチームコンバータ給水ポンプミニフロー逆止弁 (1・1/2B)
屋内	給水	ステンレス鋼	4	蒸気発生器ブローダウン 系統	3/8	高*3	約8.2	約65	C	○	○	M/D AFWPミニフローライン逆止弁(2B)
			2	補助給水系統	2	MS-1	約12.7	約40	S			
			1	1次系補給水系統	2	MS-1	約0.98	約144	S			
			6	液体廃棄物処理系統	3/4、 1・1/2	高*3	約0.98	約150	C			
			1	大容量空冷式発電機系統	1・1/2	重*2	約0.40	約40	重*2			
屋外	油											

*1：機能は最上位の機能を示す

*2：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す。又は、耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

*3：最高使用温度が95°Cを超え、又は最高使用圧力が1,900kPaを超える環境下にある原子炉格納容器外の重要度クラス3の機器

表3.6-6 (2/2) 玄海3号炉 リフト逆止弁の代表弁

分離基準			台数	該当系統	代表系統選定基準					[技術評価] 代表機器	耐震 安全性 評価 代表機器	代表弁
					口径(B)	重要度*1	使用条件		耐震 重要度			
設置場所	内部流体	材料	最高使用圧力 (MPa [gage])	最高使用温度 (°C)								
屋内	窒素	炭素鋼	1	1次冷却材系統	1・1/2	MS-1	約0.69	約144	S	○	○	蓄圧タンク窒素供給ライン隔離逆止弁(1B)
			1	安全注入系統	1	MS-1	約4.9	約144	S			
	空気	銅合金	1	所内用空気系統	2	MS-1	約0.83	約144	S			
			4	空調用冷水系統	1/4	MS-1	約0.39	約100	S			
屋内	希ガス等 窒素 空気	ステンレス鋼	4	気体廃棄物処理系統	1	PS-2	約0.98	約95	S	○	○	制御用空気供給ライン隔離逆止弁(2B)
			1	気体廃棄物処理系統	3/4	PS-2	約0.98	約95	S			
			3	1次系試料採取系統	3/4	MS-1、高*3 重*2	約0.39、約0.98	約95、約144	S、重*2			
			1	空気サンプリング系統	1	MS-1	約0.39	約144	S			
			29	2次系ドレン系統	1/2~4	設*4	大気圧	約40	設*4			
			10	非常用ディーゼル発電機系統	1~2・1/2	MS-1、高*3	約3.2	約90	S			
			6	制御用空気系統	2	MS-1、重*2	約0.83	約50、約144	S、重*2			
屋外			13	原子炉補機冷却海水系統	3~6	設*4	大気圧	約40	設*4			
屋内	ヒドラジン水 油	炭素鋼	1	原子炉補機冷却水系統	3/4	MS-1	約1.4	約144	S	○	○	RCP, 余剰抽出冷却器 CCW 出口ライン隔離バース弁(3/4B)
			2	非常用ディーゼル発電機系統	3/4	MS-1	約0.78	約85	S			
			1	潤滑・制御油系統	1/4	高*3	約2.8	約80	C			
屋外		鑄鉄	4	潤滑・制御油系統	1・1/4	高*3	約3.9	約70	C			
屋内	冷媒	銅合金	4	空調用冷水系統	1/4	MS-1	約0.39	約100	S			

*1: 機能は最上位の機能を示す

*2: 重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す。又は、耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

*3: 最高使用温度が95°Cを超え、又は最高使用圧力が1,900kPaを超える環境下にある原子炉格納容器外の重要度クラス3の機器

*4: 設計基準対象施設として評価対象とした機器及び構造物であることを示す

表3.6-7 (1/2) 玄海3号炉 安全逃がし弁の代表弁

分離基準			台数	該当系統	代表系統選定基準				耐震重要度	[技術評価] 代表機器	耐震性 評価 代表機器	代表弁
					口径(B)	重要度*1	使用条件					
設置場所	内部流体	材料					最高使用圧力 (MPa [gage])	最高使用温度 (°C)				
屋内	1次冷却材 ほう酸水	ステンレス鋼	3	1次冷却材系統	6	PS-1、MS-1 重*2	約17.2	約360	S、重*2	○	○	加圧器安全弁(6B)
			3	化学体積制御系統	2~4	MS-1、高*3 重*2	約0.98~4.5	約95、約200	S、重*2			
			2	安全注入系統	1	高*3、重*2	約0.39	約144	S、重*2			
			4	余熱除去系統	1、4	MS-1、高*3 重*2	約4.5	約200	S、重*2			
	油 希ガス等		2	非常用ディーゼル発電機 系統	3/4	MS-1	約0.78	約85	C			
			2	化学体積制御系統	3	重*2	約0.05	約95	重*2			
			4	安全注入系統	1	重*2	約4.9	約150	S、重*2			
			2	制御用空気系統	1	重*2	約0.83	約50	重*2			
屋内	蒸気	炭素鋼	20	主蒸気系統	6	MS-1、重*2	約8.2~8.6	約298	S、重*2	○	○	主蒸気安全弁(6B)
			4	補助蒸気系統	3~8	高*3	約0.93、約3.1	約185、約240	C			
	給水		5	2次系復水系統	1	高*3	約4.5	約80、約85	C			
			8	2次系ドレン系統	3	高*3	約0.05~3.2	約115~235	C			
			2	主給水系統*4	1	高*3	約10.3	約200	C			

*1: 機能は最上位の機能を示す

*2: 重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す。又は、耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

*3: 最高使用温度が95°Cを超え、又は最高使用圧力が1,900kPaを超える環境下にある原子炉格納容器外の重要度クラス3の機器

*4: 2次系給水系統を含む

表3.6-7 (2/2) 玄海3号炉 安全逃がし弁の代表弁

分離基準			台数	該当系統	代表系統選定基準					「技術評価」 代表機器	耐震安全性 評価 代表機器	代表弁
					設置場所	内部流体	材 料	口径(B)	重要度*1			
最高使用圧力 (MPa [gage])	最高使用温度 (°C)											
屋 内	ヒドラン水	炭素鋼	1	原子炉補機冷却水系統	3/4	重*2	約1.4	約95	重*2	○	○	空気だめ安全弁(3/4B)
			1	原子炉補機冷却水系統	4	重*2	約0.34	約95	重*2			
			1	原子炉補機冷却水系統	3/4	重*2	約0.98	約50	重*2			
	希ガス等 空 気	炭素鋼 銅合金	4	非常用ディーゼル発電機系統	3/4	MS-1、重*2	約3.2	約90	S、重*2			
			3	制御用空気系統	1、2	高*3、重*2	約0.44、約0.83	約50、約200	重*2			
			1	消火系統	1・1/4	高*3	約10.8	約40	C			
屋 外	油	铸铁	6	潤滑・制御油系統	3/4	高*3	約4.9	約70	C			

*1：機能は最上位の機能を示す

*2：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す。又は、耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

*3：最高使用温度が95°Cを超え、又は最高使用圧力が1,900kPaを超える環境下にある原子炉格納容器外の重要度クラス3の機器

表3.6-8 玄海3号炉 電動装置の代表弁

分離基準	台数	選定基準					耐震重要度	「技術評価」 代表機器	耐震安全性 評価 代表機器	代表弁
		重要度*1	弁本体の 口径(B)	使用場所						
				原子炉格 納容器内	原子炉格 納容器外	周囲温度				
交流	128	MS-1、重*2	3/8~26	○*3	○*3	約35~50℃	S、重*2	○	○	余熱除去ラインループ高温側出口弁 (SB-3D型、12B)
直流	5	MS-1、重*2	6~10	—	○*3	約40~50℃	S、重*2	○	○	T/D AFWP 駆動蒸気入口弁 (SB-2D型、6B)

*1：機能は最上位の機能を示す

*2：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す。又は、耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

*3：設計基準事故を考慮する

表 3.6-9 玄海3号炉 空気作動装置の代表弁

分離基準		台数	仕様	選定基準				「技術評価」 代表機器	耐震 安全性 評価 代表機器	代表弁
型式	設置場所			弁本体の 口径(B)	重要度*1	使用条件	耐震 重要度			
						周囲温度				
ダイヤフラム型 空気作動装置	屋内	107	連続制御 ON-OFF制御	3/8~16	MS-1 重*2	約40~50℃	S、重*2	○	○	主蒸気逃がし弁 (連続制御 6B)
シリンダ型 空気作動装置	屋内	30	連続制御 ON-OFF制御	1~48	MS-1 重*2	約40~50℃	S、重*2	○	○	主蒸気隔離弁 (ON-OFF制御 28B)

*1：機能は最上位の機能を示す

*2：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す。又は、耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

表3.6-10 玄海3号炉 主蒸気止め弁の代表弁

機器名称 (台数)	重要度*1	使用条件		耐震 重要度	「技術評価」 代表機器	耐震 安全性 評価 代表機器
		最高使用圧力 (MPa [gage])	最高使用温度 (°C)			
主蒸気止め弁 (4)	高*2	約8.2	約298	C	○	○

*1：機能は最上位の機能を示す

*2：最高使用温度が95°Cを超え、又は最高使用圧力が1,900kPaを超える環境下にある原子炉格納容器外の重要度クラス3の機器

表3.6-11 玄海3号炉 蒸気加減弁の代表弁

機器名称 (台数)	重要度*1	使用条件		耐震 重要度	「技術評価」 代表機器	耐震 安全性 評価 代表機器
		最高使用圧力 (MPa [gage])	最高使用温度 (°C)			
蒸気加減弁 (4)	高*2	約8.2	約298	C	○	○

*1：機能は最上位の機能を示す

*2：最高使用温度が95°Cを超え、又は最高使用圧力が1,900kPaを超える環境下にある原子炉格納容器外の重要度クラス3の機器

表3.6-12 玄海3号炉 インターセプト弁及び再熱蒸気止め弁の代表弁

機器名称 (台数)	重要度*1	使用条件		耐震 重要度	「技術評価」 代表機器	耐震 安全性 評価 代表機器
		最高使用圧力 (MPa [gage])	最高使用温度 (°C)			
インターセプト弁 (6)	高*2	約1.4	約298	C	○	○
再熱蒸気止め弁 (6)	高*2	約1.4	約298	C	○	○

*1：機能は最上位の機能を示す

*2：最高使用温度が95°Cを超え、又は最高使用圧力が1,900kPaを超える環境下にある原子炉格納容器外の重要度クラス3の機器

表 3.6-13 玄海 3 号炉 タービン動主給水ポンプ駆動タービン蒸気止め弁及び蒸気加減弁の代表弁

機器名称 (台数)	重要度*1	使用条件		耐震 重要度	「技術評価」 代表機器	耐震 安全性 評価 代表機器
		最高使用圧力 (MPa [gage])	最高使用温度 (°C)			
タービン動主給水ポンプ駆動 タービン高圧蒸気止め弁 (2)	高*2	約 8.2	約 298	C	○	○
タービン動主給水ポンプ駆動 タービン高圧蒸気加減弁 (2)	高*2	約 8.2	約 298	C	○	○
タービン動主給水ポンプ駆動 タービン低圧蒸気止め弁 (2)	高*2	約 1.4	約 298	C	○	○
タービン動主給水ポンプ駆動 タービン低圧蒸気加減弁 (2)	高*2	約 1.4	約 298	C	○	○

*1：機能は最上位の機能を示す

*2：最高使用温度が95°Cを超え、又は最高使用圧力が1,900kPaを超える環境下にある原子炉格納容器外の重要度クラス3の機器

3.6.3 耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象

(1) 「技術評価」での検討結果の整理

3.6.2項で選定した代表弁について、「技術評価」で検討された経年劣化事象に対し、「技術評価」での検討結果（詳細は「玄海原子力発電所3号炉弁の技術評価書」参照）に基づき、耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象を保全対策を考慮し以下のとおり整理した。（表3.6-14～表3.6-26参照）

- ① 現在発生しておらず、今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの（表中×）
- ② 現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できないもの（表中○）

なお、①（表中×）に分類した経年劣化事象については耐震安全性評価対象外とし、その理由を表3.6-14～表3.6-26に記載した。

表3.6-14(1/2) 玄海3号炉 仕切弁に想定される経年劣化事象

機能達成に必要な項目	部位	経年劣化事象	代 表 機 器				「技術評価」 評価結果概要*1
			余熱除去ライン ループ高温側出口弁	主蒸気逃がし弁 元弁	第6抽気 脱気器入口弁	補助給水隔離弁	
バウンダリの 維持	弁箱	疲労割れ	○	—	—	—	

○：現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できないもの

—：経年劣化事象が考慮されないもの

*1：「×」としたものの理由を記載

表3.6-14(2/2) 玄海3号炉 仕切弁に想定される経年劣化事象

機能達成に必要な項目	部位	経年劣化事象	代 表 機 器				「技術評価」 評価結果概要*1
			A F W P ミニフロー・フルフローライン復水タンク入口弁	R C P, 余剰抽出冷却器 C C W 入口ライン外隔離弁	シリンダ冷却水ポンプ入口弁	原子炉補機冷却海水供給ライン止弁(移動式大容量ポンプ車側)	
—	—	—	—	—	—	—	高経年化対策上着目すべき経年劣化事象はない。

—：経年劣化事象が考慮されないもの

*1：「×」としたものの理由を記載

表3.6-15(1/3) 玄海3号炉 玉形弁に想定される経年劣化事象

機能達成に必要な項目	部位	経年劣化事象	代 表 機 器				「技術評価」 評価結果概要*1
			抽出ライン止弁	よう素除去 薬品注入弁	C/Vサンプポンプ 出口ライン内隔離弁	主蒸気逃がし弁	
バウンダリの 維持	弁箱	疲労割れ	○	—	—	—	

○：現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できないもの

—：経年劣化事象が考慮されないもの

*1：「×」としたものの理由を記載

表3.6-15(2/3) 玄海3号炉 玉形弁に想定される経年劣化事象

機能達成に必要な項目	部位	経年劣化事象	代 表 機 器				「技術評価」 評価結果概要*1
			スチームコンバータ 加熱蒸気圧力 制御弁（小弁）	SGBD外隔離弁	S/Gサンプル ライン外隔離弁	蓄圧タンク 窒素供給ライン 外隔離弁	
—	—	—	—	—	—	—	高経年化対策上着目すべき経年劣化事象はない。

—：経年劣化事象が考慮されないもの

*1：「×」としたものの理由を記載

表3.6-15(3/3) 玄海3号炉 玉形弁に想定される経年劣化事象

機能達成に必要な項目	部位	経年劣化事象	代 表 機 器			「技術評価」 評価結果概要*1
			PRT自動ガス分析 ライン内隔離弁	CHP, ポンプ, モータ CCW出口弁	SWP電動機冷却水絞り弁	
—	—	—	—	—	—	高経年化対策上着目すべき経年劣化事象はない。

—：経年劣化事象が考慮されないもの

*1：「×」としたものの理由を記載

表3.6-16 (1/2) 玄海3号炉 バタフライ弁に想定される経年劣化事象

機能達成に必要な項目	部 位	経年劣化事象	代 表 機 器			「技術評価」 評価結果概要*1
			余熱除去冷却器 出口流量設定弁	廃液蒸発装置 濃縮液ポンプ入口弁	グランド蒸気復水器 排気ファン入口弁	
—	—	—	—	—	—	高経年化対策上着目すべき経年劣化事象はない。

—：経年劣化事象が考慮されないもの

*1：「×」としたものの理由を記載

表3.6-16 (2/2) 玄海3号炉 バタフライ弁に想定される経年劣化事象

機能達成に必要な項目	部 位	経年劣化事象	代 表 機 器			「技術評価」 評価結果概要*1
			スプレイクーラ CCW第1出口弁	C/V水素パージ 給気ライン内隔離弁	SWP出口弁	
—	—	—	—	—	—	高経年化対策上着目すべき経年劣化事象はない。

—：経年劣化事象が考慮されないもの

*1：「×」としたものの理由を記載

表3.6-17 玄海3号炉 ダイアフラム弁に想定される経年劣化事象

機能達成に必要な項目	部位	経年劣化事象	代表機器			「技術評価」 評価結果概要*1
			原子炉キャビティ 浄化戻りライン 外隔離弁	ガスサージタンク 入口弁	SWP電動機冷却水 ライン止弁	
—	—	—	—	—	—	高経年化対策上着目すべき経年劣化事象はない。

—：経年劣化事象が考慮されないもの

*1：「×」としたものの理由を記載

表3.6-18(1/3) 玄海3号炉 スイング逆止弁に想定される経年劣化事象

機能達成に必要な項目	部位	経年劣化事象	代表機器			「技術評価」 評価結果概要*1
			蓄圧タンク出口 第二逆止弁	よう素除去薬品注入 ライン逆止弁	主蒸気隔離弁	
バウンダリの 維持	弁箱	疲労割れ	○	—	—	高経年化対策上着目すべき経年劣化事象はない。

○：現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できないもの

—：経年劣化事象が考慮されないもの

*1：「×」としたものの理由を記載

表3.6-18(2/3) 玄海3号炉 スイング逆止弁に想定される経年劣化事象

機能達成に必要な項目	部位	経年劣化事象	代表機器			「技術評価」 評価結果概要*1
			T/D AFWP ミニフローライン逆止弁	M/D AFWP 出口逆止弁	制御用空気除湿装置 吸着塔出口逆止弁	
—	—	—	—	—	—	高経年化対策上着目すべき経年劣化事象はない。

—：経年劣化事象が考慮されないもの

*1：「×」としたものの理由を記載

表3.6-18(3/3) 玄海3号炉 スイング逆止弁に想定される経年劣化事象

機能達成に必要な項目	部位	経年劣化事象	代表機器			「技術評価」 評価結果概要*1
			RCP, 余剰抽出冷却器 CCW入口ライン 隔離逆止弁	SWP出口逆止弁	SWP電動機冷却水 ライン逆止弁	
—	—	—	—	—	—	高経年化対策上着目すべき経年劣化事象はない。

—：経年劣化事象が考慮されないもの

*1：「×」としたものの理由を記載

表3.6-19(1/2) 玄海3号炉 リフト逆止弁に想定される経年劣化事象

機能達成に必要な項目	部位	経年劣化事象	代表機器				「技術評価」 評価結果概要*1
			加圧器補助 スプレイ逆止弁	C/V補助蒸気 供給ライン隔離 逆止弁	スチームコンバータ 給水ポンプ ミニフロー逆止弁	M/D AFWP ミニフローライン 逆止弁	
バウンダリの 維持	弁箱	疲労割れ	○	—	—	—	高経年化対策上着目すべき経 年劣化事象はない。

○：現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できないもの

—：経年劣化事象が考慮されないもの

*1：「×」としたものの理由を記載

表3.6-19(2/2) 玄海3号炉 リフト逆止弁に想定される経年劣化事象

機能達成に必要な項目	部位	経年劣化事象	代表機器			「技術評価」 評価結果概要*1
			蓄圧タンク 窒素供給ライン 隔離逆止弁	制御用空気供給ライン 隔離逆止弁	RCP, 余剰抽出冷却器 CCW出口ライン 隔離バイパス弁	
—	—	—	—	—	—	高経年化対策上着目すべき経年劣化事象はない。

—：経年劣化事象が考慮されないもの

*1：「×」としたものの理由を記載

表3.6-20 玄海3号炉 安全逃がし弁に想定される経年劣化事象

機能達成に必要な項目	部 位	経年劣化事象	代 表 機 器			「技術評価」評価結果概要*1
			加圧器安全弁	主蒸気安全弁	空気だめ安全弁	
—	—	—	—	—	—	高経年化対策上着目すべき経年劣化事象はない。

—：経年劣化事象が考慮されないもの

*1：「×」としたものの理由を記載

表3.6-21 玄海3号炉 電動装置に想定される経年劣化事象

機能達成に必要な項目	部 位	経年劣化事象	代 表 機 器		「技術評価」評価結果概要*1
			余熱除去ラインループ高温側 出口弁電動装置	T/D AFWP 駆動蒸気入口弁電動装置	
—	—	—	—	—	高経年化対策上着目すべき経年劣化事象はない。

—：経年劣化事象が考慮されないもの

*1：「×」としたものの理由を記載

表3.6-22 玄海3号炉 空気作動装置に想定される経年劣化事象

機能達成に必要な項目	部 位	経年劣化事象	代 表 機 器		「技術評価」評価結果概要*1
			主蒸気逃がし弁 空気作動装置	主蒸気隔離弁 空気作動装置	
—	—	—	—	—	高経年化対策上着目すべき経年劣化事象はない。

—：経年劣化事象が考慮されないもの

*1：「×」としたものの理由を記載

表3.6-23 玄海3号炉 主蒸気止め弁に想定される経年劣化事象

機能達成に必要な項目	部 位	経年劣化事象	代 表 機 器	「技術評価」評価結果概要*1
			主蒸気止め弁	
—	—	—	—	高経年化対策上着目すべき経年劣化事象はない。

—：経年劣化事象が考慮されないもの

*1：「×」としたものの理由を記載

表3.6-24 玄海3号炉 蒸気加減弁に想定される経年劣化事象

機能達成に必要な項目	部 位	経年劣化事象	代 表 機 器	「技術評価」評価結果概要*1
			蒸気加減弁	
—	—	—	—	高経年化対策上着目すべき経年劣化事象はない。

—：経年劣化事象が考慮されないもの

*1：「×」としたものの理由を記載

表3.6-25 玄海3号炉 インターセプト弁及び再熱蒸気止め弁に想定される経年劣化事象

機能達成に必要な項目	部 位	経年劣化事象	代 表 機 器		「技術評価」評価結果概要*1
			インターセプト弁	再熱蒸気止め弁	
—	—	—	—	—	高経年化対策上着目すべき経年劣化事象はない。

—：経年劣化事象が考慮されないもの

*1：「×」としたものの理由を記載

表3.6-26 玄海3号炉 タービン動主給水ポンプ駆動タービン蒸気止め弁及び蒸気加減弁に想定される経年劣化事象

機能達成に必要な項目	部位	経年劣化事象	代 表 機 器				「技術評価」 評価結果概要*1
			タービン動主給水ポンプ 駆動タービン 高圧蒸気止め弁	タービン動主給水ポンプ 駆動タービン 高圧蒸気加減弁	タービン動主給水ポンプ 駆動タービン 低圧蒸気止め弁	タービン動主給水ポンプ 駆動タービン 低圧蒸気加減弁	
—	—	—	—	—	—	—	高経年化対策上着目すべき経年劣化事象はない。

—：経年劣化事象が考慮されないもの

*1：「×」としたものの理由を記載

(2) 耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出

3.6.3項(1)で整理された②の経年劣化事象については、これらの事象が顕在化した場合、代表機器の振動応答特性上又は構造・強度上、影響が「有意」であるか「軽微もしくは無視」できるかを以下で検討し、「軽微もしくは無視」できる事象については耐震安全性評価対象外とすることとした。(表3.6-27～表3.6-39に耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象一覧表を示す)

a. 仕切弁において高経年化対策上着目すべき経年劣化事象

仕切弁において高経年化対策上着目すべき経年劣化事象を、「技術評価」での検討結果に基づき整理した結果(表3.6-14)、現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できない事象は、以下のとおりである。

- ・弁箱の疲労割れ [余熱除去ラインループ高温側出口弁]

本経年劣化事象については弁の振動応答特性上又は構造・強度上、影響が「軽微もしくは無視」できるとは言えず、耐震安全性評価対象(表3.6-27で◎となっているもの)とした。

b. 玉形弁において高経年化対策上着目すべき経年劣化事象

玉形弁において高経年化対策上着目すべき経年劣化事象を、「技術評価」での検討結果に基づき整理した結果(表3.6-15)、現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できない事象は、以下のとおりである。

- ・弁箱の疲労割れ [抽出ライン止弁]

本経年劣化事象については弁の振動応答特性上又は構造・強度上、影響が「軽微もしくは無視」できるとは言えず、耐震安全性評価対象(表3.6-28で◎となっているもの)とした。

c. バタフライ弁において高経年化対策上着目すべき経年劣化事象

バタフライ弁において高経年化対策上着目すべき経年劣化事象を、「技術評価」での検討結果に基づき整理した結果(表3.6-16)、現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できない事象は、抽出されなかった。(表3.6-29参照)

d. ダイヤフラム弁において高経年化対策上着目すべき経年劣化事象

ダイヤフラム弁において高経年化対策上着目すべき経年劣化事象を、「技術評価」での検討結果に基づき整理した結果（表3.6-17）、現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できない事象は、抽出されなかった。

（表3.6-30参照）

e. スイング逆止弁において高経年化対策上着目すべき経年劣化事象

スイング逆止弁において高経年化対策上着目すべき経年劣化事象を、「技術評価」での検討結果に基づき整理した結果（表3.6-18）、現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できない事象は、以下のとおりである。

- ・ 弁箱の疲労割れ [蓄圧タンク出口第二逆止弁]

本経年劣化事象については弁の振動応答特性上又は構造・強度上、影響が「軽微もしくは無視」できるとは言えず、耐震安全性評価対象（表3.6-31で◎となっているもの）とした。

f. リフト逆止弁において高経年化対策上着目すべき経年劣化事象

リフト逆止弁において高経年化対策上着目すべき経年劣化事象を、「技術評価」での検討結果に基づき整理した結果（表3.6-19）、現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できない事象は、以下のとおりである。

- ・ 弁箱の疲労割れ [加圧器補助スプレイ逆止弁]

本経年劣化事象については弁の振動応答特性上又は構造・強度上、影響が「軽微もしくは無視」できるとは言えず、耐震安全性評価対象（表3.6-32で◎となっているもの）とした。

g. 安全逃がし弁において高経年化対策上着目すべき経年劣化事象

安全逃がし弁において高経年化対策上着目すべき経年劣化事象を、「技術評価」での検討結果に基づき整理した結果（表3.6-20）、現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できない事象は、抽出されなかった。（表3.6-33参照）

h. 電動装置において高経年化対策上着目すべき経年劣化事象

電動装置において高経年化対策上着目すべき経年劣化事象を、「技術評価」での検討結果に基づき整理した結果（表3.6-21）、現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できない事象は、抽出されなかった。（表3.6-34参照）

i. 空気作動装置において高経年化対策上着目すべき経年劣化事象

空気作動装置において高経年化対策上着目すべき経年劣化事象を、「技術評価」での検討結果に基づき整理した結果（表3.6-22）、現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できない事象は、抽出されなかった。（表3.6-35参照）

j. 主蒸気止め弁において高経年化対策上着目すべき経年劣化事象

主蒸気止め弁において高経年化対策上着目すべき経年劣化事象を、「技術評価」での検討結果に基づき整理した結果（表3.6-23）、現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できない事象は、抽出されなかった。（表3.6-36参照）

k. 蒸気加減弁において高経年化対策上着目すべき経年劣化事象

蒸気加減弁において高経年化対策上着目すべき経年劣化事象を、「技術評価」での検討結果に基づき整理した結果（表3.6-24）、現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できない事象は、抽出されなかった。（表3.6-37参照）

1. インターセプト弁及び再熱蒸気止め弁において高経年化対策上着目すべき経年劣化事象

インターセプト弁及び再熱蒸気止め弁において高経年化対策上着目すべき経年劣化事象を、「技術評価」での検討結果に基づき整理した結果（表3.6-25）、現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できない事象は、抽出されなかった。（表3.6-38参照）

- m. タービン動主給水ポンプ駆動タービン蒸気止め弁及び蒸気加減弁において高経年化対策上着目すべき経年劣化事象

タービン動主給水ポンプ駆動タービン蒸気止め弁及び蒸気加減弁において高経年化対策上着目すべき経年劣化事象を、「技術評価」での検討結果に基づき整理した結果（表3.6-26）、現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できない事象は、抽出されなかった。（表3.6-39参照）

表3.6-27 (1/2) 玄海3号炉 仕切弁の耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象一覧

部 位	経年劣化事象	代 表 機 器			
		余熱除去ライン ループ高温側出口弁	主蒸気 逃がし弁元弁	第6抽気 脱気器入口弁	補助給水隔離弁
弁箱	疲労割れ	◎	—	—	—

◎：以降で評価する

—：経年劣化事象が想定されないもの及び今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの

表3.6-27 (2/2) 玄海3号炉 仕切弁の耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象一覧

部 位	経年劣化事象	代 表 機 器			
		A F W P ミニフロー・フルフローライン復水タンク入口弁	R C P, 余剰抽出冷却器 C C W 入口ライン外隔離弁	シリンダ冷却水ポンプ入口弁	原子炉補機冷却海水供給ライン止弁 (移動式大容量ポンプ車側)
—	—	—	—	—	—

—：経年劣化事象が想定されないもの及び今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの

表3.6-28 (1/3) 玄海3号炉 玉形弁の耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象一覧

部 位	経年劣化事象	代 表 機 器			
		抽出ライン止弁	よう素除去薬品注入弁	C/Vサンプポンプ 出口ライン内隔離弁	主蒸気逃がし弁
弁箱	疲労割れ	◎	—	—	—

◎：以降で評価する

—：経年劣化事象が想定されないもの及び今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの

表3.6-28 (2/3) 玄海3号炉 玉形弁の耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象一覧

部 位	経年劣化事象	代 表 機 器			
		スチームコンバータ 加熱蒸気圧力制御弁 (小弁)	S G B D外隔離弁	S/Gサンプルライン 外隔離弁	蓄圧タンク 窒素供給ライン 外隔離弁
—	—	—	—	—	—

—：経年劣化事象が想定されないもの及び今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの

表3.6-28 (3/3) 玄海3号炉 玉形弁の耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象一覧

部 位	経年劣化事象	代 表 機 器		
		PRT 自動ガス分析ライン 内隔離弁	CHP, ポンプ, モータ CCW出口弁	SWP 電動機冷却水絞り弁
—	—	—	—	—

—：経年劣化事象が想定されないもの及び今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの

表3.6-29 玄海3号炉 バタフライ弁の耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象一覧

部 位	経年劣化事象	代 表 機 器					
		余熱除去冷却器 出口流量設定弁	廃液蒸発装置 濃縮液ポンプ 入口弁	グランド蒸気 復水器排気ファン 入口弁	スプレイクーラ CCW第1出口弁	C/V水素パージ 給気ライン 内隔離弁	SWP出口弁
—	—	—	—	—	—	—	—

—：経年劣化事象が想定されないもの及び今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの

表3.6-30 玄海3号炉 ダイアフラム弁の耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象一覧

部 位	経年劣化事象	代 表 機 器		
		原子炉キャビティ 浄化戻りライン外隔離弁	ガスサージタンク入口弁	SWP電動機冷却水ライン止弁
—	—	—	—	—

—：経年劣化事象が想定されないもの及び今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの

表3.6-31 (1/3) 玄海3号炉 スイング逆止弁の耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象一覧

部 位	経年劣化事象	代 表 機 器		
		蓄圧タンク出口 第二逆止弁	よう素除去薬品 注入ライン逆止弁	主蒸気隔離弁
弁箱	疲労割れ	◎	—	—

◎：以降で評価する

—：経年劣化事象が想定されないもの及び今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの

表3.6-31 (2/3) 玄海3号炉 スイング逆止弁の耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象一覧

部 位	経年劣化事象	代 表 機 器		
		T/D AFWP ミニフローライン逆止弁	M/D AFWP 出口逆止弁	制御用空気除湿装置 吸着塔出口逆止弁
—	—	—	—	—

—：経年劣化事象が想定されないもの及び今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの

表3.6-31 (3/3) 玄海3号炉 スイング逆止弁の耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象一覧

部 位	経年劣化事象	代 表 機 器		
		RCP, 余剰抽出冷却器 CCW入口ライン隔離逆止弁	SWP出口逆止弁	SWP電動機冷却水ライン逆止弁
—	—	—	—	—

—：経年劣化事象が想定されないもの及び今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの

表3.6-32 (1/2) 玄海3号炉 リフト逆止弁の耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象一覧

部位	経年劣化事象	代表機器			
		加圧器補助 スプレイ逆止弁	C/V補助蒸気 供給ライン隔離逆止弁	スチームコンバータ 給水ポンプ ミニフロー逆止弁	M/D AFWP ミニフローライン逆止弁
弁箱	疲労割れ	◎	—	—	—

◎：以降で評価する

—：経年劣化事象が想定されないもの及び今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの

表3.6-32 (2/2) 玄海3号炉 リフト逆止弁の耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象一覧

部位	経年劣化事象	代表機器		
		蓄圧タンク窒素供給ライン 隔離逆止弁	制御用空気供給ライン 隔離逆止弁	RCP, 余剰抽出冷却器 CCW出口ライン 隔離バイパス弁
—	—	—	—	—

—：経年劣化事象が想定されないもの及び今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの

表3.6-33 玄海3号炉 安全逃がし弁の耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象一覧

部 位	経年劣化事象	代 表 機 器		
		加圧器安全弁	主蒸気安全弁	空気だめ安全弁
—	—	—	—	—

—：経年劣化事象が想定されないもの及び今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの

表3.6-34 玄海3号炉 電動装置の耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象一覧

部 位	経年劣化事象	代 表 機 器	
		余熱除去ラインループ高温側 出口弁電動装置	T/D AFWP 駆動蒸気入口弁電動装置
—	—	—	—

—：経年劣化事象が想定されないもの及び今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの

表3.6-35 玄海3号炉 空気作動装置の耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象一覧

部 位	経年劣化事象	代 表 機 器	
		主蒸気逃がし弁空気作動装置	主蒸気隔離弁空気作動装置
—	—	—	—

—：経年劣化事象が想定されないもの及び今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの

表3.6-36 玄海3号炉 主蒸気止め弁の耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象一覧

部 位	経年劣化事象	代 表 機 器
		主蒸気止め弁
—	—	—

—：経年劣化事象が想定されないもの及び今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの

表3.6-37 玄海3号炉 蒸気加減弁の耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象一覧

部 位	経年劣化事象	代 表 機 器
		蒸気加減弁
—	—	—

—：経年劣化事象が想定されないもの及び今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの

表3.6-38 玄海3号炉 インターセプト弁及び再熱蒸気止め弁の耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象一覧

部 位	経年劣化事象	代 表 機 器	
		インターセプト弁	再熱蒸気止め弁
—	—	—	—

—：経年劣化事象が想定されないもの及び今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの

表3.6-39 玄海3号炉 タービン動主給水ポンプ駆動タービン蒸気止め弁及び蒸気加減弁の耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象一覧

部 位	経年劣化事象	代 表 機 器			
		タービン動主給水ポンプ 駆動タービン 高圧蒸気止め弁	タービン動主給水ポンプ 駆動タービン 高圧蒸気加減弁	タービン動主給水ポンプ 駆動タービン 低圧蒸気止め弁	タービン動主給水ポンプ 駆動タービン 低圧蒸気加減弁
—	—	—	—	—	—

—：経年劣化事象が想定されないもの及び今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの

3.6.4 耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象に対する耐震安全性評価

前項にて整理し抽出した経年劣化事象及び2.2項(2)bの表2-3で耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象に対して耐震安全性評価を実施する。

(1) 弁箱の疲労割れに対する耐震安全性評価

[余熱除去ラインループ高温側出口弁、抽出ライン止弁、蓄圧タンク出口第二逆止弁、加圧器補助スプレイ逆止弁]

耐震安全性評価では、弁と配管の接続部における地震時の発生応力を求め、「技術評価」での疲労評価結果を加味して評価した。

結果は、表3.6-40に示すとおりであり、通常運転時及び地震時の疲労累積係数の合計は1以下であり、弁箱の疲労割れは、耐震安全性評価上問題ない。

表3.6-40 玄海3号炉 弁箱の疲労割れに対する評価結果

評価対象	耐震重要度		疲労累積係数 (許容値1以下)		
			通常運転時	地震時	合計
余熱除去ラインループ高温側出口弁	S	Ss*1	0.126*2	0.000	0.126
抽出ライン止弁	S	Ss*1	0.485*2	0.000	0.485
蓄圧タンク出口第二逆止弁	S	Ss*1	0.693*2	0.000	0.693
加圧器補助スプレイ逆止弁	S	Ss*1	0.051*2	0.000	0.051

*1：Ss地震力がSd地震力及びSクラスの機器に適用される静的地震力より大きく、Ss地震力による評価応力が、材料の疲労限を下回る（地震時の疲労累積係数が0.000）ためSd地震力及び静的地震力による評価を省略した

*2：(社)日本機械学会 環境疲労評価手法（JSME S NF1-2009）に基づき環境を考慮した値

3.6.5 評価対象機器全体への展開

以下の手順により、評価対象機器全体への耐震安全性評価の展開を実施することとする。

3.6.5.1 代表機器以外の評価対象機器における「技術評価」での検討結果の整理

3.6.3項の代表機器及び2.2項(2)bの表2-3における耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の検討結果を用いて、代表機器以外の評価対象機器についても、「技術評価」での経年劣化事象の抽出及び保全対策の検討結果を用いて整理を行った。

(1) 弁箱の疲労割れ

弁箱の疲労割れに関しては、代表機器以外の機器に対しては今後も発生の可能性がないか、又は小さいため、代表機器以外への展開は不要とした。

「技術評価」での経年劣化事象の抽出及び保全対策の検討結果を用いて、代表機器以外の評価対象機器についても整理を行った結果、代表機器における抽出結果以外の経年劣化事象は抽出されなかった。

3.6.5.2 耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出

3.6.3項において、代表機器に想定される経年劣化事象及び2.2項(2)bの表2-3における耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象に対して、機器の振動応答特性上又は構造・強度上、影響が「軽微もしくは無視」できる事象を耐震安全性評価対象外としたものについては、評価対象機器すべてにおいて代表機器と同様の評価が可能であることを確認した。

3.6.5.3 耐震安全性評価

本項では、代表以外の機器に対する耐震安全性評価を実施する。

具体的には、3.6.5.2項で代表機器に想定される経年劣化事象以外の事象が抽出されなかったことから、代表機器に想定される経年劣化事象と同じ事象に対する耐震安全性評価を実施した。(代表機器以外の機器については表3.6-1～表3.6-13を参照のこと)

- (1) 代表機器に想定される経年劣化事象と同じ事象に対する耐震安全性評価
代表機器以外の機器に関しても、耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象はない。

3.6.6 経年劣化事象に対する動的機能維持評価

弁における高経年化に対する技術評価により、各部位に想定される経年劣化事象については、現状の保全対策により機器に与える影響が十分小さいことを確認した。

また、耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象に対する耐震安全性評価の実施により、弁における動的機能維持に必要となる部位での経年劣化事象は、弁の振動応答特性への影響が「軽微もしくは無視」できる事象であることを確認した。さらに、弁に接続する配管の経年劣化事象による弁の振動応答特性への影響を考慮しても、弁の地震時の応答加速度が機能確認済加速度以下であることから、弁の動的機能が維持されることを確認した。

これより、経年劣化事象を考慮しても、地震時に動的機能の維持が要求される機器における地震時の応答加速度は各機器の機能確認済加速度を上回るものではないと考えられ、地震時の動的機能についても維持されると判断される。

3.6.7 保全対策に反映すべき項目の抽出

弁においては、「技術評価」にて検討された保全対策に、耐震安全性の観点から追加すべき項目はない。